

調

査

季

報

横 浜 の 政 策 力

183

特集 / よこはまの緑の取組 ～「ガーデンシティ横浜」の推進に向けて

1. はじめに～特集のねらい～
2. 横浜の発展を支える環境行政の展開
3. 緑の多様な機能
4. よこはまの緑の現状
5. 緑の取組のあゆみ

寄稿 / 緑政学からみた環境先進都市・横浜

6. 横浜みどりアップ計画の10年
- インタビュー
7. 「みどりアップ計画」の策定を振り返る
8. 地域における取組から
9. 公園に関する取組
10. 緑としての農地
11. まちづくりにおける緑

座談会

12. 横浜みどりアップ計画 これまでの10年間と今後への期待～市民推進会議発
13. 全国都市緑化よこはまフェアを開催して
14. 花と緑で街をつなぐ「ガーデンネットワーク横浜」
15. 国際園芸博覧会の招致に向けて
16. 税制から見た横浜みどりアップ計画

座談会 対 談

17. 現状の課題と今後の展望

〈調査研究レポート〉

「共感を軸にした三方よし」で、持続可能な地域コミュニティを推進

特集 よこはまの緑の取組 ～「ガーデンシティ横浜」の推進に向けて

- 02 ■ 《1》はじめに～特集のねらい～ ●編集部
- 04 ■ 《2》横浜の発展を支える環境行政の展開～開港からを振り返る ●野村宜彦
- 10 ■ 《3》緑の多様な機能～市民生活と社会に与える影響
●北野紀子、北川知沙、堀田誠治
- 14 ■ 《4》よこはまの緑の現状 ●大内達詩、北野紀子
- 16 ■ 《5》緑の取組のあゆみ ●北川知沙、大内達詩、斎藤優太
- 22 ■ 寄稿／緑政学からみた環境先進都市・横浜 ●進士五十八
- 24 ■ 《6》横浜みどりアップ計画の10年
●清水健二、枝広育恵、長尾哲也、井上雅人、北村直也
- 30 ■ 《7》インタビュー／「みどりアップ計画」の策定を振り返る
●橋本健、佐藤智也
- 《8》地域における取組から
- 34 ■ ①公園愛護会の取組 ●吉谷悠
- 35 ■ ②市民の森愛護会の取組 ●裏戸秀幸
- 36 ■ ③緑の取組を通じた地域の活性化 ●上田智子、高田房枝
- 38 ■ ④花と緑で活気にあふれ、地域がつながるまちへ
～港北オープンガーデンの開催を通して ●木和田茉莉、田村賢太
- 39 ■ ⑤企業における横浜の緑の取組 ●永沼孝臣、柴田芳宏
- 40 ■ 《9》公園に関する取組 ●千木良泰彦
- 46 ■ 《10》緑としての農地 ●朝倉友佳、宮口均
- 《11》まちづくりにおける緑
- 48 ■ ①みなとみらい21地区における緑化のまちづくり ●加藤稔
- 50 ■ ②横浜における港湾緑地 ●吉村慶一
- 52 ■ ③都市デザインの視点における都市の緑化／ガーデンシティ横浜
●桂有生、渡辺荘子
- 54 ■ 《12》座談会／横浜みどりアップ計画 これまでの10年間と今後への期待～市民推進会議
●東みちよ、内海宏、蔦谷栄一、望月正光
- 59 ■ 〈コラム〉横浜の街路樹 ●藤波徹
- 60 ■ 《13》全国都市緑化よこはまフェアを開催して ●大浦康史
- 63 ■ 《14》花と緑で街をつなぐ「ガーデンネックレス横浜」 ●高村暁子
- 65 ■ 《15》国際園芸博覧会の招致に向けて ●岩ヶ谷和則
- 66 ■ 《16》税制から見た横浜みどりアップ計画
～横浜市税制調査会におけるみどり税の議論から ●中川讓
- 《17》現状の課題と今後の展望
- 70 ■ ①座談会／職員が考える現状の課題と今後の取組の方向性
●大内達詩、千木良泰彦、関根伸昭、池上佑里、吉野美沙樹、相場崇
- 74 ■ ②みどりの現状と今後の政策 ●今村隆
- 76 ■ ③対談／横浜の課題と今後の展望 ●涌井雅之、野村宜彦
- 82 ■ 【調査研究レポート】「共感を軸にした三方よし」で、持続可能な地域コミュニティを推進
●大木節裕
- 86 ■ 総目次

特集

よこはまの緑の取組
「ガーデンシティ横
浜」の推進に向けて

横浜市政策局政策課

vol. 183

調査
季報

《1》はじめに「特集のねらい」

執筆

編集部

平成21年、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的とした「第1期横浜みどりアップ計画」がスタートし、同時に、その計画を推進するための「横浜みどり税」が導入されて今年で10年が経過した。

そして、この4月からは、引き続き「横浜みどり税」を財源の一部としながら、「第3期横浜みどりアップ計画」がスタートを切る。

本号では、これを機会として、これまでの緑の取組を振り返るとともに、将来の展望について考え、さらには、緑が私たちの生活にとってかけがえない大切なものであることを再認識する機会とした。

1 市民意識調査の結果から

平成29年度に実施された「横浜の緑に関する市民意識調査」の結果によると、「森や農地、公園や街路樹、花壇など、横浜の『緑や花』の大

切さ」について、73・6%の人が「とても大切なものだと思う」、25・0%の人が「大切なものだと思う」と回答し、そう思わないと回答した人はわずか1%未満であった。

また、「あつたら良いと思う森」については、8割近くの人が「市民が安心して散策などの利用ができるように、歩道などが整備された森」と回答し、実際に半数近くの人が横浜の森で散策やウォーキングを行うことがあるとしている。さらに、街なかの緑や花については、「あつたら良いと思う緑や花の空間」として約7割の人が、緑や花が豊かな「駅前広場」や「市民利用施設」、「美しい街路樹が並ぶ道」を挙げ、約半数の人が現在行っていることとして「自宅の庭やベランダなどでのガーデニング」や「季節の緑や花を見に出掛ける」を挙げている。

これらの結果からは、「緑は大切」という認識のみでなく、多くの人が緑を身近なも

の、身近に感じたいものとして捉え、また、少なくとも約半数の人が実際にガーデニングなどを通して、緑を暮らしの中の一部としていることがうかがえる。

しかし、時には、少し踏み込んで緑のことを考えることも必要であろう。緑が私たちにどのような効用を与えてくれているのか。私たちが思っている以上にその効用、役割は大きいのかもしれない。また、普段何気なく目にし、安らぎを与えてくれている森の緑や街なかのまとまった緑は、実はその所有者個人の努力によって何とかそのままの姿で残され、引き継がれているのかもしれない。このような緑の保全や負担のあり方の望ましい姿とはどのようなものだろうか。緑を大切に思いながらも、自らの生活の利便性が向上する何かと引き換えに緑が失われるような場面に出会ったとき、何を考えるのか。さらには、今後、横浜市においても人口の減少が見込まれ

る中で、空き家だけでなく空き地も増えていくかもしれない。そのような状況の中で緑をどのように維持していくのか。なかなか難しい問題が潜んでいるように思われる。

高度経済成長の時代を経験し、緑は自然にあるもの、何もしなくても自然に残るものと捉えている人は現在では多くないと思われるが、何となく大事だと思っているものは、意識をしていないと、いつの間にか失われていってしまうようでも不安にも思う。

2 特集の構成

さて、以上のようなことも考えつつ、本号の特集テーマを「よこはまの緑の取組『ガーデンシティ横浜』の推進に向けて」とした。横浜みどりアップ計画及び横浜みどり税の開始から10年を機会とするものであるが、今、横浜市では、市民・企業等の様々な主体が連携し、安らぎや交流を生み出す場づくりや魅力

ある空間づくり、公民連携による公園の活用など、花・緑・農・水を活用した幅広い取組を展開する『ガーデンシティ横浜』の推進を掲げている。これらも踏まえて今後の展望を考えていくこととしたい。

前半では、これまでの取組をしつかりと辿ることを中心としつつ、横浜の環境行政や緑の取組のあゆみを紹介するほか、市民生活と社会に影響を与える緑の多様な機能についてお伝えをする。最近耳にするようになった「グリーンインフラ」についても触れておきたい。そして、その上で、横浜の緑の現状を紹介したい。また、横浜みどりアップ計画市民推進会議の座長を務めていただいている福井県立大学学長の進士五十八先生の寄稿「緑政学からみた環境先進都市・横浜」をお届けする。

続いて、横浜みどりアップ計画の10年を振り返る。計画策定の経緯や計画の変遷、成果を丁寧にお伝えするとともに、新たな第3期横浜みどりアップ計画についても紹介したい。第1期の計画策定当時の担当課長であった橋本理事へのインタビューでは、策定の経過や当時の考え方などについてお話をいただいた。10

年を振り返っての所感や今後の展望などを含めてお届けする。

そして、緑に関する取組や活動についてお伝えしていく。地域における取組からは、公園愛護会、市民の森愛護会のほか、地域緑のまちづくりの活動や、港北オープンガーデン開催の様子、京浜の森づくりの取組を紹介する。横浜の取組の大きな特徴の一つは市民参画、市民力である。地域や市民の力を感じていただきたい。

また、公園に関する施策について公園の誕生からこれまでを辿りながらお伝えするとともに、緑としての農地、さらには、まちづくりにおける緑として、みなとみらい21地区の取組や港湾緑地、都市デザインとの視点における都市の緑化についてお届けする。

そして、後半では、まず横浜みどりアップ計画市民推進会議委員、元委員の皆さんに座談会形式で、この10年を振り返りながらそれぞれの思いや考え、今後への期待を率直に語っていただいた。その様子をお届けする。また続いて、ガーデンネットワークス横浜の取組などの開催状況や成果、今後の展開についてもお伝えしたい。

さらに、視点を変えて、税制から見た横浜みどりアップ計画をお届けする。横浜市税制調査会の議論に沿いながら横浜みどり税の性格などを含めてお伝えしたい。市民推進会議も同様であるが、異なる視点で施策を確認することの大切さを教えてくれる。

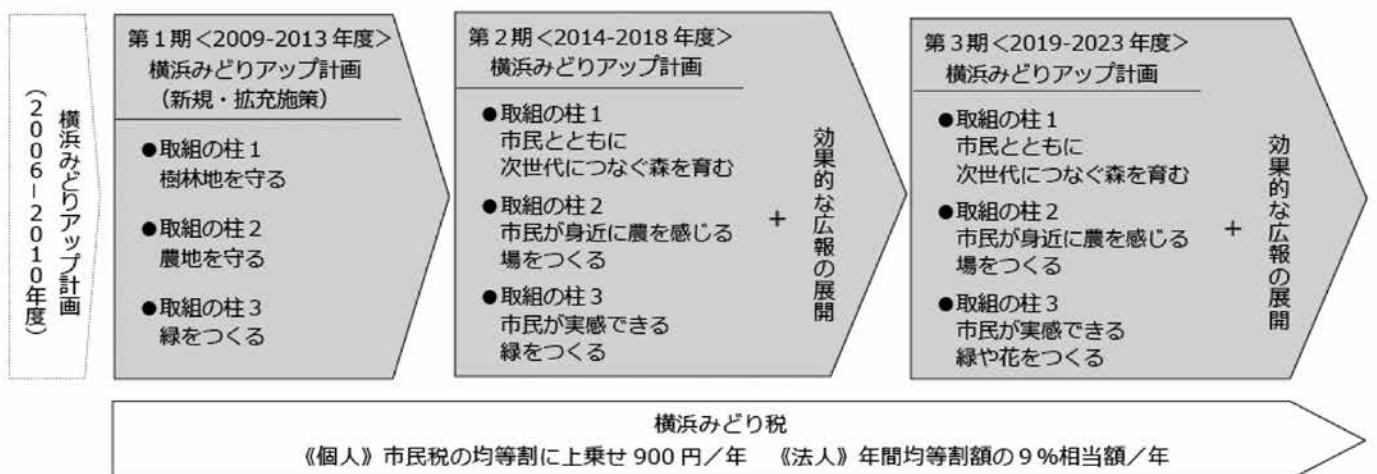
そして最後に、現状の課題と今後の展望として、職員による座談会、全国的視点からの横浜市への期待をお届けしたのち、愛・地球博の会場演出総合プロデューサーなど全国で活躍をされ、旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会の委員長を務めていただいている造園家で東京都市大学特別教授の涌井雅之氏と野村環境創造局長との対談をお伝えする。横浜の課題と今後の展望について考えたい。

それぞれの記事をお読みいただき、どのような考えで取組が進められてきたのか、今後進められるべきなのか。そして、緑の大切さ、存在意義等について改めて考えていただければ幸いである。

なお、横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の概要を以下に掲載した。詳細は各記事をご覧ください。

（2006-2010年度）

「横浜みどりアップ計画」・「横浜みどり税」



《2》 横浜の発展を支える環境行政の展開

開港からを振り返る

執筆

野村 宣彦
環境創造局長

1 はじめに

人口減少・超高齢化の進展、人口急増期に集中的に整備した都市インフラの老朽化、経済活動のグローバル化による産業構造の変化や気候変動の加速化など、横浜を取り巻く状況は常に変化し、新たに生じる課題への対応が求められている。

今年度策定した「横浜市中期4か年計画2018～2021」では、直面する様々な課題を乗り越え、都市の持続的な成長・発展を実現するため、2030年を展望した6つの戦略を取りまとめた。この戦略の一つに「花と緑にあふれる環境先進都市」として、環境分野の取組の方向性や具体的な取組を示している。

「環境」は、都市づくりの基礎となる政策の一つであるとともに、世界の先進諸都市が施策の重要な柱としているように、横浜の魅力向上にも

欠かせない重要な要素である。

では、現在の横浜で暮らし働く私たちはもちろんのこと、国内外の人や企業から横浜に住みたい、働きたいと思われるために、どのような環境を創出していけばよいか。また、その目指すべき環境に向けて、環境行政をどのように展開していくのか。複雑・多様化する現代社会において、この答えを導き出すことは難しい課題である。

横浜の環境への取組は、環境モデル都市、環境未来都市、そして昨年からSDGs未来都市として政府から選定されているように、国内外から高い評価を受けている。これは、先人たちが、より良い環境の保全・創造を目指して、その時代時代での様々な社会背景の中で解決策を導き出し、取組を進めてきた結果である。

この資産を10年先、20年先にどのように継承し、発展させていくか。本稿では、これ

まで展開してきた環境行政について、開港から現在の大都市横浜に至る時代背景も含めて紐解いていくことで、これからの環境行政が進むべき方向性やその中の緑の役割についても考えてみたい。

2 横浜開港による近代化

① 西洋文明の見える化

1858年に日米修好通商条約を締結し、神奈川を含む5港の開港が決定した。幕府は、交通の要衝である東海道神奈川宿（現在の神奈川区神奈川一丁目付近）を避け、対岸の半農半漁であった横浜村（現在の中区関内地区）を開港場とすることを表明し、翌年1859年に開港した。

当時人口482人、戸数101戸の寒村であった横浜は、国内外から人やモノが集まる全国有数の国際港都へと発展していく。

また、世界との玄関口とし

て、我が国初の近代的上下水道や西洋式公園（山手公園）の整備、鉄道の開通、ガス事業の発祥の地となるなど、明治政府が進める西洋文明を採り入れた近代化政策を見える化（具現化）する最前線の拠点であった。

その後も、横浜は日本の発展とともに、その時代を見える化し、発信する役割を果たしてきている。

② 市政施行と港湾整備

開港30周年に当たる1889年4月1日に市政施行し、横浜市が誕生した。当初は関内地区を中心とする5.4km²で人口は約12万人であった。その後、日清戦争後の貿易額の拡大や欧州・北米・豪州の3大定期航路の開設など、横浜港の発展とともに人口が増

加し続け、段階的に横浜港の後背地やその周辺部を市域に編入し、1911年に面積が36.71km²まで拡張した。

同時期に横浜港は築港工事

③ 震災復興

1923年9月1日、M7.9の大地震が関東地方南部で発生。関東大震災である。当時の横浜市（人口45万人）では、死者2万3千人、行方不明者は3千人を超えた。市街地約10万世帯のうち2万世

帯に着手し、鉄棧橋（現大さん橋）が1894年に完成した。防波堤、泊地、棧橋など港湾の基本的施設を持つ日本初の近代港湾である。引き続き、更なる発展に向けて第2期工事に着手し、「東洋一」と呼ばれた新港ふ頭が1914年に完成した。現在は歴史と景観を生かした観光施設として多くの観光客で賑わう赤レンガ倉庫も、最新鋭の保税倉庫として同時期に竣工した。

帯以上が倒壊、地震直後に発生した火災は数時間で市街地を焼き尽くした。

開港以来都市化が進んだ横浜市の中心部は一瞬で瓦礫の山と化し、当時の我が国を代表する貿易窓口としての機能も壊滅した。しかし、驚異的なスピードで復興に向かっていく。この立役者は経済界の中心であった原三溪(※1)である。

原は、震災後まもなくして横浜貿易復興会、横浜復興会の会長に就任した。復興会長就任の際には、「横浜の外形が焼き尽くされたとしても、横浜市の本体は厳然として存在しています。それは市民の精神であり、市民の元気であります。」「横浜は今、一枚の白紙になりました。白紙になった以上、自由に絵を描けるのです。新しい文化を取り入れて、最初の絵を描けばいいのです。」と瓦礫の前で述べ、復興の決意を市民、事業者、行政が共有したのである。あらゆる主体が「協働」して横浜を創り上げていくという思想は、すでにこの時代には確立されていたと思うと大変興味深い。

また、山下公園についても紹介したい。震災の瓦礫処理と災害時の避難場所の

確保を目的に、瓦礫を埋め立てて1930年に開園し、1935年には復興のシンボルとして、復興記念横浜大博覧会の会場となった。現在でも、「花と緑にあふれる環境先進都市・横浜」のシンボルとして、全国都市緑化よこはまフェアやガーデンネットワーク横浜の中心的な会場となるなど、時代を象徴する場所としての役割を果たしている。

④ 工業都市への飛躍

1925年に有吉忠一が市長に就任した。復興事業の推進に加えて、生糸貿易に依存していた横浜を本格的な工業都市へ飛躍させるため、「大横浜建設」をスローガンに三大事業（横浜港の拡充、臨海工業地帯の建設、地域拡張）を打ち出した。

この事業は1927年に具体化し、船舶が安全に停泊できる面積拡張のための大防波堤建設や、臨海部への工場地帯建設が進められた。

1936年に完成した生麦・子安沖の市営埋立地は、工場地帯として必要なインフラを完備しており、新興の重化学系の大規模工場の進出が相次いだ。多摩川河口から横浜港へ連なる京浜工場地帯の中核・原型が完成し、横浜は

新たな工業都市としての顔を併せ持つようになる。

また、周辺市町村との合併を進め、現在から80年前頃となる1939年には、ほぼ現在と同様な市域となった(図1)。東京・横浜など都市から市域の郊外部への電気鉄道網が発達するとともに、私鉄等の沿線開発により東京や市内臨海部などに向かう通勤者たちの住宅が建ち始め、横浜は住宅都市としての姿も見せ始める。

3 戦災復興と高度経済成長

① 接収、そして復興へ

1945年5月29日の朝の大空襲により再び横浜は壊滅的な被害を受けた。横浜大空襲である。1時間8分の間に35万発(2570トン)の焼夷弾が投下され、中心市街地は山手地区と山下公園周辺を除いてほぼ焼失した。

終戦後、横浜は米軍(連合国軍)による日本占領の軍事拠点となった。港湾と中心部、旧軍の施設などが大規模に接収された横浜市は、財政難に加え1950年の朝鮮戦争により接収解除が更に遅れたため、復興が他の大都市に比べて大きく立ち遅れることになった。

それでも、1952年サンフランシスコ条約の発効前後から、徐々に接収の解除が開始され、次第に横浜は活気を取り戻していく。昭和30年代(1955年)に入ると日本経済は高度成長期を迎え、横浜は更なる成長を遂げていくことになる。

② 変容する横浜

日本の出入国者の玄関口であった横浜港ではあるが、航空機の発達により1955年頃にはその役割を羽田空港に移していく。一方で我が国の高度成長の核である輸出入を支える代表的な貿易港として、山下ふ頭の拡張など、その機能を強化していった。

臨海部では、大黒や根岸湾などで市営埋立事業が展開され、大手製造企業などが多数進出し、戦前より鶴見・子安地区に形成されていた工業地帯と一体に国内最大の重化学工業地帯として日本の高度経済成長を牽引していくことになる。一方で重油燃料を使用する大工場の進出は公害を発生させ、市政の大問題となっていく。

また、郊外部は東京のベッドタウンとして、丘陵地や農地であった所に、団地に象徴される大規模な住宅など急速

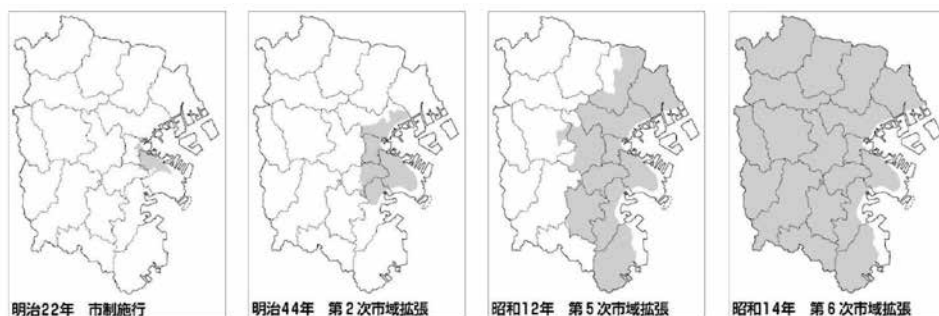


図1 市域の変遷 (出典：市政記録)

※1 原は、中区本牧に建てた私邸の一部を1906年に三溪園として公開した。緑に造詣の深い人物でもあった。

な宅地開発などが進み、急激な人口増加を支えていった。

③ 深刻な成長のひずみ

臨海部の発展や東京のベッドタウン化により、1960～70年代は市の人口が毎年9万人増、10年間で138万人から224万人まで激増する。このような状況に市街地整備は対応しきれず、道路や下水道、公園などの都市施設整備が十分でないまま無秩序な宅地開発が虫食い状態で拡大し、市内の緑地や農地は急速に減少していった。

また、臨海部の工場や自動車からの排気ガスによる大気汚染、生活排水などによる水質汚濁などの環境破壊も顕著になるなど、急激な経済成長に伴うひずみが一気に噴出し、市民生活に深刻な影響を及ぼした。

④ 新しい都市づくり

これまで述べてきたように、横浜は開港して以来、日本の近代化の原動力となり、さらに京浜工業地帯や東京のベッドタウンなどの役割を担い、戦後日本の飛躍的な発展を支えてきた。

しかし、高度成長期の爆発的な人口増加や著しい工業化などが、横浜市という一定の

区域内で同時多発的に急速に進行したことで、受け皿としての都市機能の整備が全くできない状態となっていた。しかも、人口の集中もさらなる工業化も避けえない状況でもあった。

当時の市長であった飛鳥田一雄は、ごみ、道路交通、環境破壊(公害)、水資源、公共用地に関する問題を重点的な政策課題と明確にするとともに、5大戦争と宣言した。そして、1965年に策定した「横浜の都市づくりについての将来構想」の中で、「だれでも住みたくなる都市づくり」とをとなえ、その実現に向けて、六大事業(※2)を打ち出した。

この六大事業などプロジェクト型の都市の骨格づくりと同時に、法規制などによる開発等のコントロール、都市デザインといった一定の調整・抑制の機能を盛り込むことで、都市空間の高度利用や魅力形成、各種施設の適正配置など、効率的で無駄のない都市づくりを進め、現在の大都市横浜が形成されていくのである。

4 環境行政の展開

高度経済成長は、私たちの

暮らしに恩恵をもたらす一方で、身の回りの生活環境や自然環境、さらには私たちの健康にまで大きな影響を及ぼすこととなった。これら様々な課題解決に向けた対応が、今に至る環境行政の原点であるといえる。ここでは、当時の各分野での取組を振り返りながら、今後の展開の方向性についてそれぞれ考えてみたい。

① 公害対策・横浜方式

京浜工業地帯では、工場排ガスに含まれるばいじんや硫酸酸化物によって、ぜんそくなど健康被害が増加していた。「四大公害」と呼ばれる社会問題としてもクローズアップされ、住民組織による国や市への陳情も相次いでいた。しかし、公害発生源に対して地方自治体が規制や指導を行う権限を持たないため、横浜独自の方法で対応していくことになる。

住民の健康状況や大気汚染の将来予測などの科学的データを収集し、企業と公害防止に向けた交渉を重ね、1964年に電源開発(株)と根岸沖の埋立地に新たに進入する磯子火力発電所について「公害防止協定」を締結した。大企業と対等の立場で取

り交わした協定は、法律より厳しい内容であった。計画段階から企業と環境負荷の低減や回避について協議する取組は「横浜方式」と呼ばれ、のちの環境アセスメントの先駆けとなる。

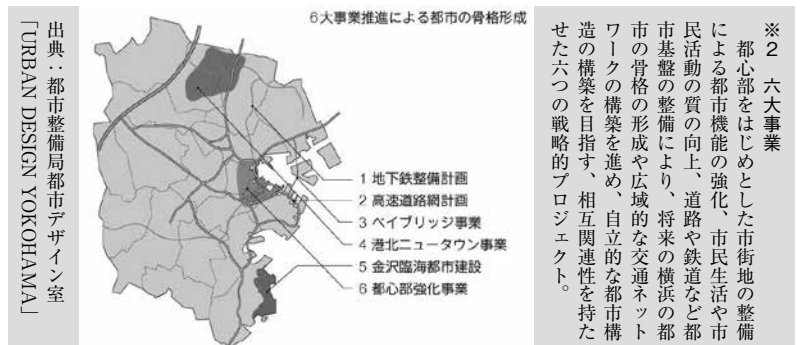
現在では臨海部の企業を中心とした29社と、温暖化対策やビオトープの緑化など、公害防止にとどまらず環境分野全般に渡る自主的な取組を、環境保全協定として締結している。この協定を今後どのような形にしていくなか。この答えは、公害問題の時代でも現在の環境とも異なる、将来のあるべき環境について、企業と行政が想像力を働かせながら、議論を重ねることでは導くことはできない。より良い環境の創造に向けた、企業と行政の新たな関係構築に期待したい。

② 下水道整備と環境改善

産業型公害への対応と同時に、社会資本整備の立ち遅れにより、生活排水による水環境の悪化やごみの増大など、都市生活型公害への対応も急務であった。

下水道は、戦災や接収の影響もあり著しく普及が遅れていたが、1963年からの数次にわたる整備計画や、19

6大事業推進による都市の骨格形成



68年に策定した「横浜市宅地開発要綱」(表1)に基づき、開発事業者に対して必要な下水道施設の建設費負担を求めると、様々な手法により整備を進め、下水道の普及拡大を進めた。この結果、市内の河川や東京湾の水質は劇的な改善が図られていった。

また、水再生センターでの下水処理の過程で発生する汚泥を、資源として有効活用するなど、下水道の持つポテンシャルを生かした様々な取組も、下水道の普及拡大とともに展開してきた。特に、北部及び南部地域の2か所に集約した下水汚泥を活用し、発生する消化ガスによるバイオマス発電や、汚泥の燃料化事業は、温室効果ガスの大幅な排出削減につながっている。

下水処理には、大量のエネルギーを消費する。温暖化問題が顕在化する前から、このような取組を実施し、本市の温暖化対策に貢献していることとは大いに評価したい。引き続き、水質改善と温室効果ガスの更なる排出抑制の両立に向けた、様々なチャレンジを期待している。

③ごみの減量化

当時のごみ量の増大は、最終処分場の不足を招き、ごみ

処理方法の改善が課題となっていた。そこで、圧縮機械車の導入や焼却工場を整備し、大量のごみを運搬する体制や衛生的に減量化する処理体制を築くことで、一定の対応を図ることはできた。しかし、高度経済成長以降も、物質的な豊かさによる大量消費・廃棄や、引き続きの人口増加により、ごみ量は増加し続けたため、最終処分場での計画的な受け入れが厳しい状況となっていた。

そこで、2002年に「G30プラン」を策定し、ごみから資源を分別する政策に転換した。市民・事業者・行政が協働して取組を進め、2010年度のごみ量は2001年度比で43%減、2工場の廃止、最終処分場の延命化と大きな成果を得ている。その後、このG30を礎に3Rの取組へと展開している。

食品ロス削減やプラスチックの排出抑制など、リデュース(発生抑制)の取組が鍵となるが、ライフスタイル・ビジネススタイルの根本的な変革を伴うものでもあり、取組が進みにくい面は否めない。ただし、恵方巻の大量売れ残りや、海洋中のマイクロプラスチックなどが社会問題化している現在は、取組を打ち出

す絶好の機会でもあるとも言える。「夏は夏らしく過ごそう」としてスタートした横浜市役所の軽装の取組が、九都県市共同取組、そして国のクールビズにつながったように、社会システムの変革を促す取組を、まずは身近な市役所から一歩踏み出し、市内外へ発信していくことも、環境行政にとって大切な視点である。

④緑地の保全・創造

都市化の拡大により、山林は無秩序に開発され、公園は不足し、農地は宅地開発の波に追いやられる状況であった。緑の取組の詳細は、本調査季報の各記事に委ねることにして、当時の緑行政の推進において、非常に革新的であったと認識している点について、本稿で述べたい。

それは、緑は市民生活にとってなくてはならない存在であることが、本市行政の根幹に組み込まれていたこと。そして、緑地や公園に加えて、農地も都市の環境形成に欠かせないオープンスペースとするなど、緑を総合的に捉えたことである。

このような考え方が土台にあるからこそ、1970年に実施した市街化区域と市街化

調整区域に区分する線引きでは、無秩序な市街化を防止し、身近な緑を市民が享受しやすい環境となるよう、調整区域の割合を高くしたのである。

また、樹林地の所有者が、土地を所有したまま保全を図る「市民の森」制度を始め、行政だけでなく、市民や事業者がそれぞれの立場で持てる力を生かして、緑の保全・創造に取り組むことにつながっている。

その後、総合的に緑を捉える視点は、河川や水路などの水空間と緑空間を「水・緑環境」として一体的に捉えるように深化し、地域の方の自主的な美化活動などに支えられながら、せせらぎ緑道や小川アメニティ(※3)などが、市内全域で展開されている。このような変遷を経ながら、現在までのまとまった緑の保全や、豊かな水・緑環境の創出につながっている。

一方で、このような努力をしてきているにもかかわらず、多くの緑の喪失を代償とした都市化の波は、収まる気配がない。この現実を市民・事業者・行政が共有したからこそ、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら「横浜みどりアップ計画」の推進につながり、山林面積の

表1 横浜市宅地開発要綱(昭和43年8月制定)の概要

要綱適用の趣旨、基本方針、適用対象、定義、実施期日	
1 宅地開発の原則	○公共公益施設と宅地の整備に要する費用は原則として開発事業者の負担とする。 ○宅地開発の計画、設計、工事等その全過程において市の指導に従って施行すること。 ○宅地開発に必要な公共施設が未整備であって開発にふさわしくない地域の開発は認めない。
2 公共公益用地の原則	(1) 基準表 幹線道路幅員、し尿処理施設 (2) 公共用地 道路、水路、遊水地等のほか公園用地(開発区域面積の3%以上等)を無償提供 (3) 公益用地 学校等の用地として開発区域面積の5%以上を3千円/㎡で提供。 (4) その他 公共事業等の受益者負担
3 建設費負担の原則	(1) 必要な公共施設(護岸、遊水地等)の建設費負担 (2) 必要な下水道施設、河川改修、道路、駅前広場等の建設費負担
4 諸施設の管理	汚水管きょ、地域共同浄化槽、遊水地の管理等
5 その他	要綱違反への対応



※3 下水道局計画課長時代(2004年度)に、砂田川上流(神奈川県区菅田町)の水路のせせらぎ緑道化を計画。竣工後に自主的に管理を行う地域の声を反映して整備。当時と変わらない方々によるきめ細やかな管理により、10年を過ぎた現在も、良好な水緑空間が住宅地の中に創出されている。

写真・砂田川水辺愛護会会長 田中揚子氏と執筆者(野村) 14年ぶりの再会

減少傾向は鈍化している。

⑤金沢地先埋立事業

計画的都市農業の先駆けとなった港北ニュータウンでの「農業専用地区」の指定など、六大事業は、それぞれ環境の視点を組み込んで事業を推進している。本稿では金沢地先埋立事業を事例として取り上げる。

本事業は、都心部強化事業（みなとみらい21事業）による事業所の転出先や、公害規制の強化により操業が困難となる中小工場の移転先として、環境保全対策を積極的に取り入れた近代的な工場団地や職住接近の住宅地を形成するとともに、移転等の跡地を都市の再開発に活用し、横浜の環境改善と都市機能向上の両立を図ることを目的としていた。

横浜全体の環境を改善する一方で、この事業の推進にあたり、環境面で大きな課題があった。それは自然の海岸線として市域に唯一残っていた金沢地先の海面を、660ha埋め立てる計画（図2）だったからである。横浜の都市づくりの重要性は理解されつつも、東京湾の水質汚濁も顕著となつている中で多くの反発があつた。このため、埋立自

体を、環境に配慮した提案とする必要があつた。

具体的には、旧海岸線の緑地保全や、船溜まり跡を汽水池として野鳥観察や親水空間として生かした長浜公園など大規模公園の整備、さらには、海の公園、八景島、海沿いの水際緑地など、自然と人が触れ合える空間を整備した。

1968年に埋立計画が発表されてから50年が過ぎた。現在では、カニやアサリなど多くの生き物が生息し、海の公園での春先の潮干狩りや夏の海水浴を始め、八景島シーパラダイスなど、横浜の海のレクリエーション拠点として、地域一帯が多くの人で賑わいをみせている。

このように、完成までに年月を要し、また環境への影響も大きい大規模プロジェクトは、計画段階での環境配慮がとて重要である。横浜の郊外部に広がる242haもの土地、旧上瀬谷通信施設跡地の活用に当たり、環境配慮の視点をどのように組み込んでいくべきか、次章で述べる。

⑥環境行政の推進体制

本章では、高度経済成長期以降の環境行政の展開について述べてきた。当時の先進

的、革新的な取組を迅速かつ着実に進めるために、様々な組織の強化を行ってきた。1971年の組織改編では、衛生局内に設置されていた公害関係の部署を統合し、新たに「公害対策局」を設置することで、公害行政のより一層の強化につなげていった。また、農政局と計画局公園部を合併し、緑を軸にした「緑政局」を設置したことで、総合的な緑行政の展開は加速化し、様々な先進的な施策の実施につながっていった。

その後、地球規模から身近な市民生活に至るまで、複雑・多様化する環境問題に、効率的・効果的な対応を図るため、2005年に緑政局・下水道局・環境保全局（公害対策局を改組）を合併して「環境創造局」は誕生した。横浜の水・緑・土・大気など、環境に係る極めて幅広い分野を総合的・一体的に捉えた環境行政を、現在に至るまで推進してきている。

なお、2008年には、強力なリーダーシップを発揮して温暖化対策を進めるため、環境創造局温暖化対策課を発展改組し、新たに「地球温暖化対策事業本部」を設置した。現在は「温暖化対策統括本部」

として、環境モデル都市からSDGs未来都市まで、横浜の先進的な温暖化行政を牽引している。環境行政を強力に推進するためには、それを支えるための組織体制の整備が不可欠である。

5 かがえのない環境を未来へ

先人たちの街を想う情熱とたゆまぬ努力により、大都市でありながら、公害をはじめとした環境問題を克服し、市民生活の身近な場所に、花や緑、農、水に触れ合える環境が保全・創出されてきた。

近年は、スマートシティをはじめとする先駆的な環境施策にも挑戦し、他都市・地域のモデルとなるような成功事例を国内外へ発信し、世界の脱炭素化へ加速化する中で、横浜の存在感を高めている。

一方で、人口減少・高齢化、社会インフラの老朽化、自然災害リスクの増加、グローバル化による都市間競争の激化、さらにはひび迫る財政状況をはじめ、これからの横浜はますます厳しい状況となる。

このため、目指すべき将来

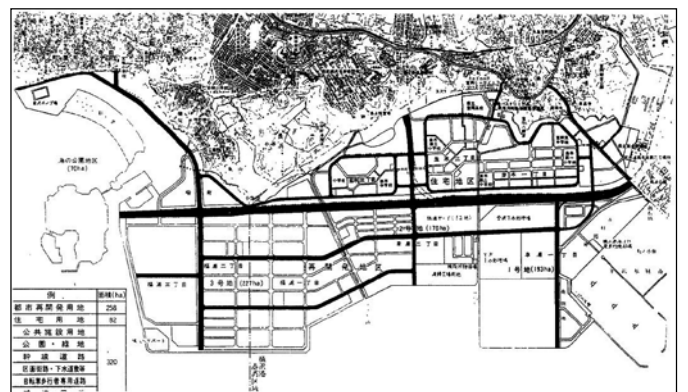


図2 金沢地先埋立事業 土地利用計画図

を多様な主体と共有し、環境を軸として経済・社会的課題の同時解決を目指す取組を進めるなど、環境行政はより一層総合的、横断的に展開していく必要がある。

①これからの緑の役割

前章で取り上げた「市民の森」は、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、雨水の浸透・貯留や地下水のかん養による都市水害の軽減、地域の良好な環境・景観の形成など、緑地そのものが有する機能に加えて、自然に触れ合うレクリエーションや環境教育、森づくりボラン

ティアなど地域活動の場と
なっている。このように、緑
は、環境・経済・社会面のニ
ーズそれぞれに対して、その多
様な機能や役割を同時に発揮
できるのが強みである。

緑には、この特徴を最大限
に発揮させて、環境・経済・
社会的な課題の同時解決に
貢献することが求められている。
すなわち、緑の「保全・
創造」に加えて、市域に存在
する2900haの樹林地や
3000haの農地、約270
0か所に設置されている公園
それぞれが持つ機能や役割
を、総合的なまちづくりの中
に「生かす」取組が重要となっ
てくる。

現在、様々な取組が展開さ
れている。公園の取組では、
森の新たな楽しみづくりにつ
ながる、樹林地を生かした新
たな遊戯施設の整備や、買物
困難地域の公園での移動販売
の試行など、地域のニーズや
社会的な課題解決に向けて、
公民連携で取り組んでいる。

また、気候変動の影響によ
る都市型の浸水被害リスクが
高まっていることを受けて、
これまで行ってきた雨水幹線
や雨水調整池等のハード整備
による浸水対策に加え、被害
を最小化・回避する適応策と
して、公園や農地、街路樹帯

など「グリーンインフラ」を
活用した取組を、あらゆる主
体と連携し推進している。

健康・医療・福祉、子育て、
防災・減災、地域のにぎわい
創出、都市の魅力や価値の向
上、インフラの維持管理など、
社会課題は山積している。こ
れらの解決を図るために、緑
の持つ機能や役割を發揮させ
ることは、同時に緑の価値を
より高めることにつながり、
緑の保全・創造にも寄与して
いく。様々な主体と連携しな
がら緑の機能や役割を生かす
取組を積極的に展開していく
必要がある。

②国際園芸博覧会に向けて

横浜市は、旧上瀬谷通信施
設跡地について、農業振興と
土地活用による郊外部の新た
な活性化拠点に向けた検討を
進めるとともに、都市基盤整
備を促進するため、「国際園
芸博覧会」の2026年開催
を目指し、招致活動を開始し
た。国際的なイベントを招致
し、国の予算も活用しながら
インフラ等を整備すること
で、その後の事業展開につな
げることを想定している。

限られた財政状況の中で、
大規模なプロジェクトを進め
るためには、「仕掛け」が必
要である。金沢地先埋立事業

では、市がドイツのマルク債
を発行し、得られた資金で埋
立を開始したことで、その後
は埋立地の土地の売却金を
もって事業の推進につなげて
いった。みなとみらい21事業
では、横浜博覧会の開催を契
機に地区内の開発が本格化し
た。

今回の仕掛けは、「環境主
体のプロジェクト」である。
博覧会において、環境先進都
市の姿を見える化し、地域の
知名度やイメージの向上につ
なげ、その後の土地利用を加
速化していく。また、この一
連の流れを将来のまちづくり
につなげるとともに、国内外
の先導的な都市づくりとして
発信していくことも求められ
ている。

2017年3月に開幕し、
約2か月間で600万人の
方々が来場した全国都市緑化
よこはまフェアの成功は、花
と緑を愛し、求める、市民そ
して多くの来街者の声(※4)
からも、花と緑によって横浜
の魅力がより高まることを改
めて実感する機会となった。
現在は、この成果を継承し、
「ガーデンシティ横浜」とし
て、都心臨海部や郊外部、全
市・地域で花と緑による街の
魅力創出を推進している。

この花・緑・農・水をいか

した「ガーデンシティ横浜」
の推進を中核として、温暖化
や生物多様性、環境保全、下
水道、資源循環、環境活動な
ど、全ての環境分野で培って
きた実績や市民・企業等との
ネットワークを総動員して、
博覧会の会場に訪れた方々が
「花と緑にあふれる環境先進
都市」を体感できる内容を創
り上げていく必要がある。

環境部局が連携してリー
ダーシップを發揮し、あらゆ
る主体を巻き込みながら、市
全域で水と緑や環境に親しむ
機運を高め、国際園芸博覧会
の招致につなげていくことを
期待している。

6 おわりに

今回の調査季報の作成に当
たっては、緑行政を最前線で
支える職員や係長が中心と
なって執筆等に取り組んだ。
これまでの取組を振り返りな
がら、今後の緑行政の展開に
ついて、改めて考える機会に
なったのではと思う。将来を
考える際に、過去の取組を振
り返ることは重要である。調
査季報22、59、74、82号にお
いて、緑施策の課題と対応に
ついて述べられているので、
参考にさせていただきたい。

いつの時代でも、環境問題

をはじめ社会の課題に関係す
る様々な主体同士が、それぞ
れの主張を闘わせ、一方で連
携をしながら、解決に向けた
最適解を見つけ出していく。
主に調整役となる行政職員
は、苦しい思いをすることの
方が多いかもしれない。それ
でも、横浜の緑や環境への熱
い思いを胸に、多様な主体と
の協働や共創により新たな仕
組みや価値を創造し、かけが
えない環境を未来へつない
でいくことを期待し、末筆と
したい。

※4 全国都市緑化よこはまフェア
来場者アンケート結果から

・「よこはまフェアの印象」
大変良い、良い…96・3%
・「花と緑への関心」
フェアを見て
関心が高まった…93・4%

大変多くの皆様に花や緑を楽しんで
いただけたとともに、フェアの目的であ
る緑化啓発につなげることができた。

主な参考文献

・財団法人横浜市ふるさと歴史財団編
高村直助監修『開港150周年記念
横浜歴史と文化』2009年
・調査季報4号、19号、28号、75号、
92号、98号、118号、121号、
163号、173号
・横浜の環境
・公園とみどり横浜の150年
・NPO法人国際留学生協会「同学新聞」
<http://risa.jp/index.php?chara>
(最終閲覧日2019年3月1日)

《3》 緑の多様な機能と市民生活と社会に与える影響

1 はじめに

「緑」という言葉を辞典で引くと、草木の新芽、また、初夏の若葉。広く、植物一般。／青と黄との間色。草木の葉のような色。みどりいろ。／深い藍色。と示される。

行政的な文脈では、「緑」は長年「緑地」であり、古くは1924年にドイツ語から翻訳された用語を起源とし、当時、その概念は「建蔽されない空地であること。それが永続的であること」であったとされている。近年では、公園、緑地、広場、墓苑その他の公共空地である「施設緑地」と、都市計画において地区を定め、その中で一定の行為を制限することにより緑地の保全を行うことを目的としたものである「地域性緑地」に整理されている。この緑地に関して近年の動向として特筆すべきは、都市農地の位置づけの転換である。都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画で、都市農地

は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、これに伴い2017年に改正された都市緑地法では、農地も緑地の一つとして位置づけられた。

他方、一般的に「緑」は「自然的なもの」を連想させる言葉でもある。土地利用に関する文脈において、「自然的なもの」として「緑」を用いる場合、公園、緑地、山林、農地、街路樹、広場、屋敷林、河川、池等、陸域だけでなく水域も構成要素として含む。文脈によっては「オープンスペース」と言い換えられることもある。

「緑」の「機能」についての議論がなされる場合、「緑」はこのような「自然的環境」全般を指すことが多い。本稿においても、「緑」を「自然的環境」を表す用語として使用することとする。

2 緑の多様な機能と便益

緑は多様な機能を持つ。こ

の議論は、長年続けられてきたものであり、その機能が市民生活と社会に様々な影響をもたらすことは周知のとおりである。

緑の機能とそれがもたらす便益は、The Economics of Ecosystem and Biodiversity (TEEB: 生態系と生物多様性の経済学)(注1)で示された生態系サービスの考え方に基づいて整理すると理解しやすい。生態系サービスは4つのサービスで構成され、それぞれ供給サービス、調整サービス、生息・生育地サービス、文化的サービスと呼ばれる。

①供給サービス

食糧供給や水流の調整及び浄水を含む水供給、燃料及び繊維などの原材料供給等が挙げられる。

世界規模の視点から食糧供給を俯瞰すると、地球表面の35%は農業や畜産業に利用され、海域も水産養殖を通じ、人間にとって重要な動物性タンパクの供給源として利用されている。

横浜市内では、都市としては比較的大規模な農地を維持していることから、食糧供給は目に見える、最も身近に感じられるサービスと言える。

また、植生、微生物、土壌により水の流れを調整し、水質を改善する水供給についても、市内に4つの完結した流域を持つことから、実感を得やすいサービスと言えるだろう。

②調整サービス

大気質の調整及びその他の都市環境の質の調整や気候調整、局所災害の緩和、土壌浸食の抑制、地力の維持及び栄養循環、花粉媒介サービス等が挙げられる。

大気質の調整及びその他の都市環境の質の調整には、都市の市民生活に影響を与える様々な機能が含まれ、大気汚染や騒音を低下させる機能、ヒートアイランド現象を緩和する機能(樹木や水面等の水

執筆

北野 紀子
環境創造局政策課
北川 知沙
環境創造局政策課
堀田 誠治
環境創造局政策課

注1 2007年にドイツ・ポツダムで開催されたG8+5環境大臣会議で、欧州委員会とドイツにより提唱されたプロジェクト。国連の主導で行われたミレニアム生態系評価(MEA)が示した生態系サービスの考え方を基本として生態系サービスを整理し、その価値の認識や可視化の重要性を示すための研究が行われた。

分の蒸発による空気の冷却機能及び河川や街路樹、緑地のネットワーク形成による風の道の排熱機能により効果を発揮する）等がある。

地球の表面温度を維持するサービスである気候調整は、気候変動に最も大きな影響を及ぼしているとされるCO₂を吸収・貯蔵する機能を示す。CO₂が直接的には水、間接的には光合成を通じて植物によって吸収されること、また、吸収された後はバイオマス及び土壌内に有機物として貯蔵されることは、現代においては最も広く知られているサービスの一つと言える。

局所災害の緩和も、気候変動リスクに関連して近年注目が集まっている機能である。自然環境は、天然の防壁又は緩衝帯として、暴風や台風、洪水、浸水、地滑り、火災といった災害の影響を軽減する減災の機能や、被害からの回復を促進する機能を持つとされている。また、災害という観点では、都市においては避難地、被災後の救援・救護の拠点としての機能も重要である。

③ 生息・生育地サービス

生息・生育環境の提供と、遺伝的多様性の維持が挙げら

れる。

いかなる生物のライフサイクルも、他の生物の多くの生産物及び非生物的環境によって、その全部又は一部が支えられている。多様な自然環境は様々な生物が生息・生育し、相互に作用し合う空間を提供するとともに、その空間のポリウムや質が各生物の要求を満たすことが前提となるが、生物の遺伝的多様性を維持する機能も担っている。都市部においてこのサービスを得るには、大規模な自然的空間の確保が困難なことから、各空間の連結性が重要となる。

④ 文化的サービス

景観の形成、レクリエーションやスポーツ、観光の場と機会、文化や芸術、科学や教育に関する知識、コミュニティ形成、都市の価値・魅力の向上等、人間が自然にふれることで得られる多種多様なサービスが挙げられる。

人間は自然や生き物にふれることで、審美的、精神的、心理的な面で様々な影響を受けている。都市部では、残された樹林地や農地が形成する自然豊かな景観だけでなく、公園や建物の敷地内の植栽、街路樹等が形成するまち中の

緑の景観も重要であり、窓からの緑の眺めで仕事の満足度が高まりストレスが減少する、緑の存在により仕事の生産性が向上するといった、人間の心理的利益が増大することを示した研究例がその価値を示唆している。

レクリエーションやスポーツ、観光の場と機会に関しては、近年は健康づくりやコミュニティ形成の観点に注目が集まるとともに、自然環境や歴史文化を地域固有の魅力を持った資源として活用するエコツーリズムにも注目が集まっている。

上述のように、緑の機能とそれがもたらす便益については長年議論がなされてきた。食や生活の周辺環境、レクリエーションといった日々の生活に直接便益を提供する機能から、燃料をはじめとした原材料供給、CO₂吸収といった地球規模の、巡り巡って間接的に生活に便益を提供する機能まで、多様で幅広い機能が認識されている。

3 社会の基盤をなす緑の捉え方のシフト

近年、社会情勢の変化により緑の捉え方にも変化が生じ

てきている。これまで土地利用計画、基盤整備において独立した項目、配慮事項とされてきた緑を、社会の基盤をなす資本の一つ、自然資本（注2）として捉え、活用していくもの（緑を保全する対象、取組の目的に据えるだけでなく、手段として生かしていく発想）とする考え方が広まりつつある。

基盤を表す概念図として分かりやすいのは、Sustainable Development Goals (SDGs: 持続可能な開発目標) (注3)の17のゴールを用いて表された図(図1)である。これは、ストックホルムレジリエンスセンター（人類が生存できる範囲の限界）「プラネタリーバウンダリー」の研究で知られる(注4)が示した図であり、自然資本 (Biosphere) が社会 (Society) と経済 (Economy) を支えている構図が一目で分かる。この図をもって、これまでの社会、経済、自然資本をそれぞれ分離し、個別にアプローチをとってきた考えから、各分野を統合し、人間の活動は自然資本という基盤の範囲内で営まれるものとする考え方に転換すべきというメッセージが発信されている。

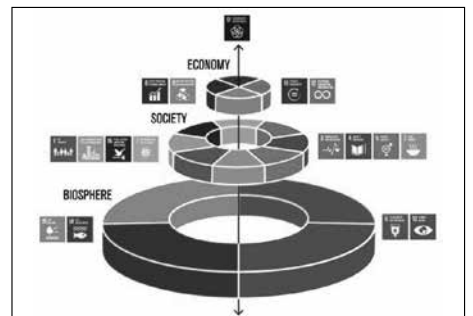


図1 出典：Stockholm Resilience Center

注2 1973年にE.H.シューマツハの「SMALL IS BEAUTIFUL」で提起され、1980年代から1990年代にかけて主に環境経済学の分野で議論されてきた概念。リオ+20では、世界銀行も自然資本の価値を国家や企業会計に盛り込む自然資本会計の推進に向けた「50・50プロジェクト」を提唱している。

注3 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

また、その名のとおり、「基盤」そのものの言葉を用いた「Green Infrastructure (GI: グリーンインフラストラクチャー)」（以下「GI」という。）の概念の登場と浸透も、緑の捉え方の変化を示唆している。

GIの基本的な考え方は、人工構造物(グレイインフラ)と緑は分断、対立するものではなく、連続的な基盤として捉えられており、緑の多様な機能を生かすことに主眼が置かれている。この概念の使われ方は多岐にわたり、数多くの事例が存在する。

本稿においてそれらを網羅することはできないため、GIが認知されるようになってきた経緯とその扱われ方の概略を記載する。

GIの概念は1990年代の半ば、米国において始まりを見ることができ、GIは様々な意味合いで捉えられ、土地利用計画、特に都市計画分野において、水と緑を扱う多様な手法や計画に関連して使われてきた。米国のGIは雨水管理に重きを置いているのが特徴で、緑溝や雨水プラント、屋上緑化、透水性舗装等をネットワーク状に整備する取組等が進められてい

る。

EUでもGIの実践は多様な形で進められてきており、そのベースとなっているのは「Natura2000」と呼ばれるエコロジカルネットワーク構想である。GIの要素としては、公園や樹林地、河川等の都市にも農村地域にも見られる小規模なものから、大規模な自然保護区や森林域といった国レベルのスケールのものでまでを挙げ、それらがネットワークを形成することが望ましいとされている。GIは、既に取組まれている事業や実践を概括する概念であるとともに、今後活用すべき望ましい政策を指し示すキーワードとして使われている。

国内でもGIの概念は広がりを見せており、欧米においてGIは柔軟に用いられていることを踏まえ、国土交通省が当面の考え方を以下のとおり提示している。まず、既往の国土交通行政分野の取組を整理し、それらが、GIの要素をおおむね兼ね備えているとした。その上で、GIを「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑

制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義し、推進する姿勢を示した。

また、GIが論じられる中で、共に扱われているのが類似概念とも言える「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction (Eco-DRR: 生態系を基盤とする防災・減災)」（以下「Eco-DRR」という。）であり、近年注目を集めている。Eco-DRRは気候変動による人間や自然への悪影響を和らげるために、自然環境の機能を活用することを基本とした概念で、危険事象(ハザード)そのものが災害ではなく、災害リスクは、危険事象及びそれに対する暴露的な効果として生じるというモデル(図2)を根底に据えている。国内におけるこの概念の政策への反映は2015

年以降本格化し、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台行動枠組2015-2030」に続いて国土形成計画及び第4次社会資本整備重点計画が閣議決定され、これらの中にGI及びEco-DRRに関する記載が盛り込まれた。さらに、2018年に閣議

決定された国土強靱化(注4)基本計画では、農林水産、環境、土地利用の3つの分野においてGI、Eco-DRRに関連して言及がなされ、これらの概念の着実な浸透がうかがえる。

また、国土強靱化計画で言及されている「より良い復興(Build Back Better)」（注5)もGI、Eco-DRRに関連する議論において取り上げられる議題の一つであり、留意する必要がある。

こうした新しい概念は、緑の捉え方をさらに広げるものではあるが、緑が持つ様々な機能について、これまでの議論を飛び越えた評価がなされているわけではない。こうした流れを理解・導入するにはGIがキーワードとなってくるが、その上で頭に留めておくべきは、GIは計画論と技術論(機能向上)の両方のカラーを持っているという点、これまでの緑に関する取組を包括するものである点、より緑の機能の活用に重きを置いている点である。

計画論で扱われるGIは、これまでの取組を包括的に整理しつつ、今後の各種計画(主に土地利用計画)において、緑の機能を「賢く」生か

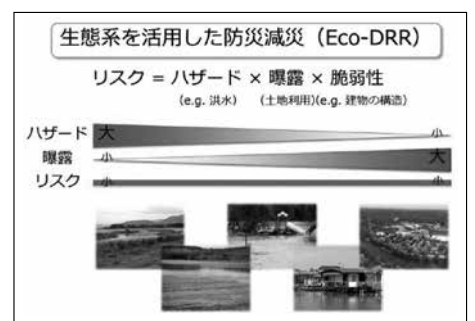


図2 出典：総合地球環境学研究所

注4 「ナショナル・レジリエンス」を訳すような形で使われるようになった言葉だが、「レジリエンス」はもと「いなす」「いなす」という言葉はGI、Eco-DRRが広がりを見せる中で、一つの基盤となっている考え方を表している。

注5 計画では、平時だけでなく災害後を見据え、単に元に戻すだけではなく、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を踏まえつつ文化等の視点を加えた復旧・復興のための備えが必要としている。

した計画を目指す、より積極的な考え方を表している。

技術論（機能向上）においては、個別具体的なインフラを、より緑の機能を生かしたものとする取組が、**②**として扱われている。森林の防災機能向上を目的とした取組や、浸透・保水性舗装の資材開発、人工構造物と自然環境を融合させたハイブリッド型インフラの技術開発等は、それに当たるとみなせるだろう。

また、**①**が用いられるテーマとして、近年の気候変動の影響による想定を超えた災害リスクへの懸念から、防災・減災に関連するものが多いことも認識しておくべき傾向がある。現在、横浜市においても気候変動による浸水被害対応に焦点をあてた、適応策としてのGIの機能向上を図る取組（**図3**）に着手している。

4 終わりに

本稿で触れた緑の機能とその評価、活用等に関する議論が活発に行われている背景には、近代以降の社会の発展が、財務資本、製造資本、人的資本の拡大によりけん引されてきたことによる、経済価値評価の意思決定の場における影

響力と、そうした発展が引き起こす様々なリスクに対する懸念の高まりがある。こうした緑を客観的に捉える視点は、現代社会において緑を認識する上で欠かすことはできない。しかし、本稿の結びにおいて触れておきたいのは、緑に対する感性である。

エッセイの一節を引用したい。重度の自閉症と診断された作家、東田直樹さんは、著書『自閉症の僕が跳びはねる理由』で、「お散歩が好きなのはなぜですか？」という質問に対する回答の中で、以下のように綴っている。

「(抜粋) みんなが緑を見て思うことは、緑色の木や草を見て、その美しさに感動するということだと思えます。しかし、僕たちの緑は、自分の命と同じくらい大切なものなのです。

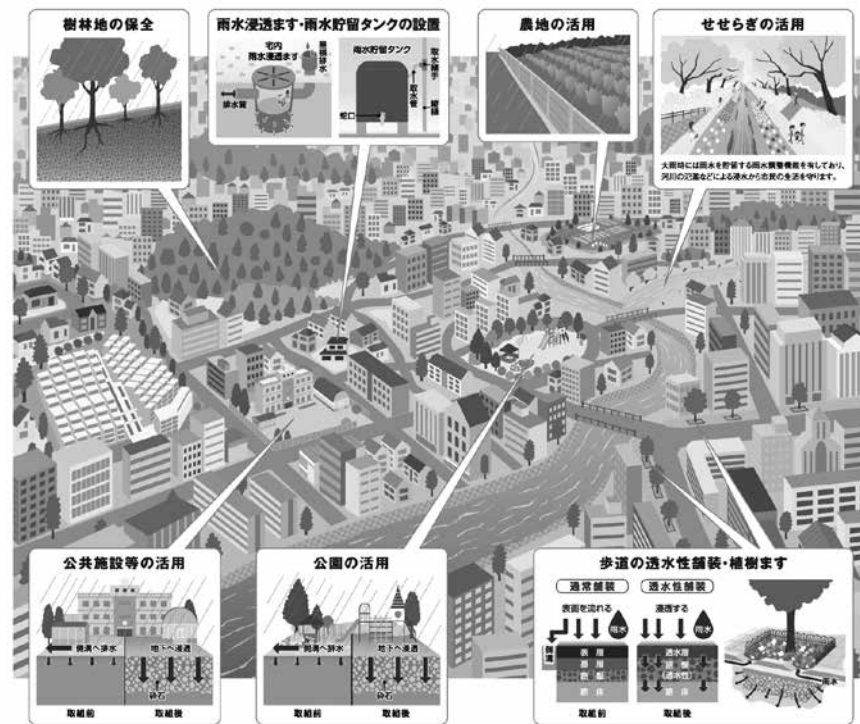
なぜなら、緑を見ていると障害者の自分も、この地球に生きていて良いのだという気にさせてくれます。緑と一緒にいるだけで、体中から元気がわいて来るのです。

人にどれだけ否定されても、緑はぎゅっと僕たちの心を抱きしめてくれます。

目で見える緑は、草や木の命です。命の色が緑なのです。だから僕は、緑の見える散

歩が大好きなのです。」

緑の行政を担ってきた諸先輩方も、こうしたところ、感性を軸としてきたのではないだろうか。緑の取組について、何をもってしてその取組を進めるかという根拠がシフトしてきている流れはあるが、最終的に目指す姿、その軸は脈々と引き継がれるものであることを心に留めておきたい。



参考文献

- ・石川幹子「都市と緑地―新しい都市環境の創造に向けて」岩波書店、2001
- ・日本学術会議「復興・国土強靱化における生態系インフラストラクチャー活用のすすめ」2006
- ・(公財)日本生態系協会「国際フォーラム グリーンインフラからグリーンインフラ 強靱なくづくりに向けて講演録」2014
- 引用文献
- ・新村出編『広辞苑(第七版)』岩波書店、2018
- ・東田直樹『自閉症の僕が跳びはねる理由』エスコアール出版部、2007

《4》 よこはまの緑の現状

1 横浜の地形

横浜市の地形の特徴として、鶴見川、帷子川、大岡川、境川など、多くの河川があり、丘陵地が複雑に入り組んだ地形が多く見られることが挙げられる。また、横浜市の地形を大別すると、丘陵地、洪積台地、沖積低地、臨海部の埋立地となっている。最高地点は、鎌倉市境の太平山に至る山腹（栄区）で159.4m、最高峰は、金沢市民の森内の大丸山で156.8mとなっている。

① 丘陵地

丘陵地は横浜市の中央部を南北に貫くように連なっており、北部から中部は東京都八王子市から続く多摩丘陵、南部の円海山周辺は三浦半島に続く三浦丘陵となっている。

多摩丘陵は、河川に沿って緩やかな起伏となっているが、開発が進み本来の地形を残す場所に限られる。多摩丘陵部の特徴をよく残している

緑地として、「寺家ふるさと森（青葉区）」、「新沼市民の森（緑区）」、「追分市民の森（旭区）」などが挙げられる。

三浦丘陵は、元の地形をよく残しており、多摩丘陵と比べて深く急峻な谷が特徴となっている。「瀬上市民の森（栄区）」、「水取沢市民の森（磯子区）」などが代表的である。

② 谷戸（やと）

特に、丘陵地に見られる浅い谷状の地形は、横浜では「谷戸」と呼ばれており、谷戸では古くから農業が営まれてきた。谷底部は水田として、周辺の斜面は農用林、薪炭林として利用され、人々が谷戸の環境と密接に関わりながら生活することで、多様な生き物が生育・生息する特徴的な環境が生まれた。

このような人と自然が持続的に関わる谷戸の環境は「里山（里地里山）」と呼ばれ、今日の横浜の里山景観を形成してきた。現在は市民の生活様式の変化により、人と里

山との関係は変化し、また、都市化が進む中で、旧来の里山の多くは姿を消しているが、市内に残る数少ない里山は土地所有者や様々な市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境となっている。

③ 洪積台地

丘陵地の東西を挟み込むように洪積台地が広がっている。北東部（鶴見区から磯子区北部まで）の洪積台地は下末吉台地であり、台地の斜面部には緑地が残されている。「獅子ヶ谷市民の森（鶴見区）」や「熊野神社市民の森（港北区）」もその一つである。

南西部は相模原台地の東端に当たる。相模原台地は相模川が作り出した河岸段丘で、「瀬谷市民の森（瀬谷区）」は横浜市では珍しい大規模な平地林となっている。

④ 沖積低地

沖積低地は鶴見川、帷子川、大岡川といった河川沿いに広

がっている。砂や泥が厚く堆積した平地は開発が進み、市民の森のようなまとまった緑地はほとんど見られないが、緑区の鶴見川周辺の低地では、大規模な水田が見られるなど、農的な景観を残すところもある。

執筆

大内 達詩
環境創造局政策課
北野 紀子
環境創造局政策課



図1 横浜市周辺の地形



図2 かつての横浜の里山のイメージ
(出典：横浜市森づくりガイドライン)

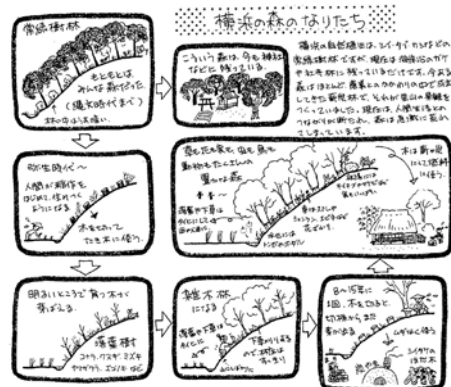


図3 横浜の森のなりたちと里山
(出典：横浜市森づくりガイドライン)

2 横浜の緑の特徴

① 緑被率

樹林地や農地、草地などの緑で覆われている場所を緑被地と言い、横浜市では、緑の現況を把握するため、おおむね5年ごとに緑被地の面積割合を示す緑被率調査を実施している。直近の平成26年の横浜市第10次緑地環境診断調査によると、3000㎡以上の緑被率は、約28.8%、面積にして12,534haが緑被地である。

② 斜面緑地

昭和30年代からの高度成長の中で、横浜の人口は急増し、急激に市街化が進んだ。横浜は丘陵地が複雑に入り組んだ地形であるため、開発の際には平坦な台地や段丘面が利用されるほか、丘陵地の広い頂上部が宅地造成され、段丘崖などの傾斜地に多くの緑が残ることとなった。これらの斜面緑地は市民が目にする機会も多く、横浜らしい景観を形成している。

③ 都市計画による線引き

横浜市は昭和45年に、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画の方針である「都市計画区域

の整備、開発及び保全の方針」に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する線引きを実施した。その結果、地域の約25%、面積にして約11,000haが市街化調整区域となった。

線引きに当たって土地利用状況に応じた区分けが細やかに検討されたことや、市街化区域に囲まれた土地でも、市街化調整区域としたことから、横浜市の市街化区域と市街化調整区域は複雑に入り組むとともに小規模で分散しており、市街化調整区域の樹林地や農地が市街地の居住者にとっても身近なものになっていることが特徴として挙げられる。

④ 土地所有者

昭和30年代からの急速な都市化とともに急激に緑地が減少してきたことから、市街化区域と市街化調整区域の線引きや、「市民の森」や「緑地保存地区」、「農業専用地区」などの横浜市独自の制度の創設、「緑の環境をつくり育てる条例」の制定、農地の基盤整備等の農業振興策や担い手支援策の実施、市民農園の開設や地産地消の推進、さらには安定的な財源である「横浜

みどり税」を財源の一部として活用した「横浜みどりマップ計画」の推進など、緑を保全するために様々な施策を進めてきた。

市内には、緑地保全制度に基づく指定が可能となる保全対象樹林地が平成28年度末時点で、担保済みを含み、約2,900ha、農地は平成29年時点で約3,000haが残されている。急速に都市化が進んだ横浜において、これらの緑地が現在まで残されているのは、前述のような様々な施策や取組を市民とともに進めてきたことだけではなく、何よりも土地所有者の努力によるところが大きいだろう。

横浜市の特徴的な線引きなどにより、樹林地や農地は市街地に近接しており、身近にあるが故に適切に維持管理がされないと、周辺の住環境に影響を与えてしまうことから、土地所有者の維持管理負担が非常に大きい。さらには、相続税の負担も大きい。依然として一定の住宅ニーズもあり、様々な土地利用の選択肢がある中では、先祖

代々守ってきた樹林地や農地を残したいなどの土地所有者の強い想いがなければ、これだけの緑地が残されなかったであろう。



図4 300㎡以上の緑被地

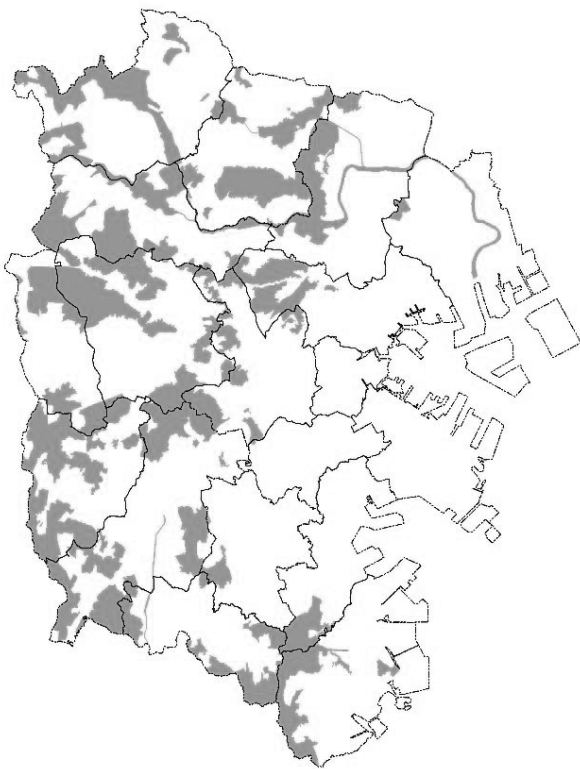


図5 市街地調整区域

《5》 緑の取組のあゆみ

1 はじめに

横浜での緑の取組のはじまりは、今から約150年前、明治3（1870）年の山手公園の開設までさかのぼる。本稿では、日本初の西洋式公園の設置を起点として「ガーデンシティ横浜」の推進に至るまで、150年間に行ってきた横浜の先進的な緑の取組について振り返る。

2 緑の取組のはじまり

①開港と日本初の西洋式公園の誕生

横浜の都市としての歩みは、江戸時代末期、安政6（1859）年に開港し、現在の関内地区に開港場が設けられたことから始まる。貿易が盛んになり開港場が賑わうと、居住環境が悪化し、外国人側から改善要求が高まった。

その中で、慶応2（1866）年、関内の3分の2に近い地域を焼失した大火を契機として、幕府側と外国側とで

「第3回地所規則（横浜居留地改造及び競馬場・墓地等約書）」が締結され、現在の関内のまちな原型ともいえる整備計画が取り決められた。規則の実施は明治政府に引き継がれ、山手公園、横浜公園、日本大通り、根岸競馬場（現在の根岸森林公園）といった横浜中心部の骨格をなす公園やオープンスペースが整備された。

これらの西洋式施設は日本に導入された初期の事例で、日本の近代化に大きな影響を与えた。山手公園（写真1）は、明治3（1870）年、

横浜居留外国人によって造られた日本初の西洋式公園であり、当時は外国人専用の公園であった。日本の公園史の原点として記念すべき公園であり、当時の景観が色濃く残っていることから公園としては数少ない国の文化財（名勝）に指定されている。横浜公園は、R. H. ブラントンの設計により、明治9（1876）年に開園した西洋式公園であ

る。山手公園と異なり日本人も利用できたことから、彼我公園（彼は外国人、我は日本人を指す）と呼ばれた。また日本大通り（写真2）は、横浜公園と同じくR. H. ブラントンの設計により、明治12（1879）年までに完成した日本初の近代街路である。関東大震災の復興整備を機に植栽されたイチヨウ並木は横浜を代表する風景のひとつとなっており、景観重要樹木に指定されている。

②震災や戦争からの復興

横浜港が発展すると、都市化による問題が表出し、計画的なまちづくりが求められるようになった。横浜では大正7（1918）年に市区改正条例が準用され、近代的な都市計画が定められたが、財政難により整備は進まなかった。

そうした中、大正12（1923）年に関東大震災が横浜を襲った。市の復興は「帝都復興計画」に組み込まれ、政府直轄の事業と市の事業とを

合わせて取り組むこととなった。計画は財政難により大幅に縮小されるが、政府の事業として山下公園など3公園が整備された。震災復興は計画的なまちづくりのきっかけとなり、多くの公園が誕生することになった。中でも、昭和5（1930）年に開園した山下公園は、震災の瓦礫を埋め立てた上に造られた日本初の臨海公園であった。

関東大震災と前後して、昭和14（1939）年に「東京緑地計画」が定められた。これは日本で最初の広域都市計画と言えるもので、東京を中心に神奈川など周辺地域を含めた環状緑地（グリーンベルト）を計画するなど、先進的な内容であった。一方、昭和12（1937）年に防空法が公布されると、空襲への備えとしての公園や緑地に注目が集まり、昭和16（1941）年の改正では「防空緑地」が定められた。防空緑地とは、空襲の際の避難場所、延焼防止、防空基地のための緑地で、

執筆

北川 知沙
環境創造局政策課
大内 達詩
環境創造局政策課
齋藤 優太
環境創造局みどりアップ推進課



写真2 日本大通り



写真1 山手公園

その配置の多くは東京緑地計画を踏襲していた。防空緑地は戦後も緑地として残り、三ツ沢公園など15公園を市が整備した。

終戦後は市街地とともに横浜公園や山下公園なども接収され、将校の住宅などに利用されていた。その後、接収解除が進み、港の見える丘公園や富岡総合公園など新たに公園として整備された場所もある。このように今日の横浜の公園は、第二次世界大戦に大きな影響を受けていると言える。

3 都市の拡大と緑の減少への対応

①急速に進む都市化への対応
戦災復興から高度経済成長期に入ると、横浜は、東京のベッドタウンとして急速に宅地開発と人口増加が進んだ。昭和30年代は、開発等に関する法令が未整備で、住宅開発に伴い必要となる公共施設や公益的施設の整備についての規定がないため、自治体が整備するほかに、市の財政負担は莫大なものとなり、実際の整備も追いついていなかった。また、当時は路地・原っぱなどの身近な遊び場が次々に失われ、子供が安全に遊べ

る場所の確保が強く求められていた。

そこで市では、昭和43(1968)年、「横浜市宅地開発要綱」を定め、開発事業者に対して法律の基準以外に必要な公共・公益的施設を整備することを求めた。この取組により、事業者が整備した公園、いわゆる「提供公園」と呼ばれる多くの児童公園(現在の街区公園)が誕生し、子供が安心して遊べる場所の確保が進んだ。なお、宅地開発要綱による指導内容は、平成16(2004)年の「横浜市開発事業の調整等に関する条例」により条例化され、現在もその仕組みは受け継がれている。

また昭和45(1970)年には市街化区域と市街化調整区域に区分する「線引き」を実施し、無秩序な市街化を防止した。横浜市の市街化区域と市街化調整区域は複雑に入り組むとともに、市街化調整区域が小規模に分散しており、身近な自然を市民が享受しやすい環境にあることがうかがえる。

②都市農業の計画的振興

戦後の急速な都市化で農地が減少していく中、市は「計画的都市農業」の確立に

向けて動き出した。その先駆けとなった取組が、港北ニュータウンでの「農業専用地区」の指定である。昭和43(1968)年、農地の乱開発を防止し意欲ある農家の育成及び経営の確立を図ることを目的として「港北ニュータウン地域内農業対策要綱」を制定し、昭和44(1969)年に6地区230haの農業専用地区を指定した。農地の集団化により優良農地を保護し、農業振興を図ったこの取組は横浜市独自のものである。

さらに市は昭和46(1971)年に農業施策の基本となる「横浜市農業総合計画」を策定し、都市化のなかでも継続しうる「計画的農業」の概念とそれを実現する農業専用地区制度などについて記した。この計画に基づいて「農業専用地区設定要綱」を制定し、農業専用地区は市域全体に展開していった。

③緑政局の誕生

戦前、横浜市の公園を担当する部署は土木局都市計画課の公園係であった。戦後、建設局公園課を経て昭和37(1962)年に計画局公園課、さらに時代の要請に合わせ組織が拡大し、昭和41

(1966)年に計画局公園部となった。

一方、戦前の農業担当部署は産業部農政課で、戦後は経済局を経て昭和34(1959)年に独立し農政局となる。昭和33(1958)年には専門職として造園職と農業職が設けられ、職種別の採用が始まった。

高度経済成長期になり、緑が急速に減少する中、市は公園や緑地とともに農業を大都市の環境形成に欠かせないオープンスペースとして捉え、農政局と計画局公園部を合併し、昭和46(1971)年に「緑政局」とした。緑を総合的に捉えた緑政局の誕生は、当時としては非常に革新的であった。その後、緑政局は民有樹林地の保全や緑化なども含め緑行政を多面的に展開していった。

④緑の環境をつくり育てる条例の制定

緑政局が誕生した昭和46(1971)年には、市が行う緑化対策事業をまとめた「横浜市緑化対策事業基本要綱(その後の緑地保存特別対策要綱)」を制定し「市民の森」などの取組がスタートする。この取組をより一層進めるために昭和48(1973)年

に「緑の環境をつくり育てる条例」を制定した。この条例は当初「緑の環境を守り育てる条例」として検討されていた。しかし、真に条例の目的を達成するためには、「守る」だけでなく「つくる」ことも必要として、条例化された経緯がある。

そうした背景もあり、本条例には条例としては珍しく理念をうたった前文がある。前文では、緑の環境の定義づけ、必要性、緑の環境の当時の置かれている状況とともに横浜を健康的でうろおいといこいのある住み良い都市とするため、それぞれの立場で緑の環境をつくり育てるとしている。

本条例は通称「緑条例」として、公共施設の緑化、地域の緑化、緑地や樹木の保存、市民と行政との協定締結、工場の緑化、宅地造成における緑化、苗木の供給といった、現在も続く市の緑に関する制度の根拠となっている。条例の制定により、湾岸部の工場地帯には多くの企業緑地が生まれ、「京浜の森づくり事業」のように、市民に身近に感じられ、生物多様性保全にも貢献する新たな展開につながった。

⑤郊外部の緑を残す取組

市は昭和14（1939）年まで6回にわたり市域を拡張する中で、里山景観が残る農村地帯も市域に取り込んできたが、昭和30年代以降の宅地開発で、その緑は急速に失われていった。こうした急激な緑の減少を食い止めるためには、従来の公園整備とは異なるアプローチが必要であった。そこで市は昭和40年代、郊外部の緑の保全策として、国の制度を活用しつつ市独自の緑地保全制度を創設した。

昭和44（1969）年には、市南部の円海山周辺の緑地約100haを、法に基づく「円海山近郊緑地特別保全地区（写真3）」として保全した。

また、昭和46（1971）年には「緑地保存特別対策要綱」を制定し、緑地所有者と市の契約により一定期間緑地を保存する「市民の森」と「緑地保存地区」といった市独自の制度を創設した。

所有者が土地を所有したまま保全を図るといふこれらの制度は、適用条件の厳しい法制度より柔軟に運用でき、その後の市の緑地保全制度の基盤となつている。山林所有者の大半が農家であったと考えられると、早くから農地と緑地を一体的に捉えてきた、緑政局ならではの取組と言えらる。

一方、農業や公園の施策においても、失われつつある郊外部の風景を残す取組が模索された。昭和62（1987）年に開村した寺家ふるさと村（写真4）や平成4（1992）年に開園した舞岡公園は、かつての横浜の原風景を保全・復元し、地域や市民が主体となつて保全と活用に取り組むなど、ふるさととの景観を守る新たな手法と言えらる。

4 緑豊かなまちを次世代へ

①水と緑の基本計画の策定

市の緑の取組を総合的にまとめた最初の計画は、昭和56（1981）年に策定した「緑の保全と創造に関するマスタープラン（緑のマスタープラン）」であった。プランでは、都市化の歪みを矯正し、安全、快適かつ魅力的な都市像を確立するためには、緑の果たすべき役割が重要であるとし、「緑の保全」「公園の整備」「緑の創造」を中心に事業に取り組むこととした。特に、大規模な緑地が残る7地区を「緑の七大地点」として重点取組地区に位置付けたことは、市のまちづくりには大きな影響を与えた。

緑のマスタープランはその後、平成9（1997）年の

「緑の基本計画」を経て、平成18（2006）年には、環境創造局の誕生に合わせ、公園や緑地、農地に加えて河川や下水といった水環境に関する計画である「横浜水環境計画」「水環境マスタープラン」を統合し、「水と緑の基本計画」となった。流域単位で目標像を定めるなど、横浜の特徴を生かし、より総合的に都市の環境を捉えた施策展開を可能にした。

その後も、従来の「緑の七大地点」に河川沿いの樹林地・農地が残る3地区を加え、「緑の10大地点」とするなど、水と緑を一体的に捉えた取組が進んでいった。

②水辺を身近に感じる緑の取組

海と港のイメージが強い横浜ではあるが、実際には水辺は港湾施設や工業用地で占められ、かつて市民が水辺を感じる事ができたのは山下公園程度であった。

みなとみらい21地区の開発が進んだことにより、内港エリアの水辺は日本丸メモリアルパーク（昭和60（1985）年一部供用開始）などの港湾緑地として開放された。その後も明治期の貨物線の一部を生かした自動車道や、明治大正期の保税倉庫の再生に合わせ

て整備した赤レンガパークなど、内港エリアの水辺には個性的な空間が誕生した。

郊外部においては、身近な水辺である河川等で、生物多様性や景観に配慮した取組を進めた。いち川（栄区）では、改修により平らになった川底の一部を掘り下げ、川の自然復元を図る取組を行った。緑豊かないち川は、今では栄区のシンボルとして親しまれている。河川だけでなく周囲の樹林地を保全するなど、まち、緑、生き物等と一体となった「多自然川づくり」の取組は、連続性のある水辺空間の創出につながった。また江川（都筑区）では、都市化の進展に伴い生活排水の流入とゴミの不法投棄によって水質汚濁が進んでいたところを、隣接する都筑水再生センターの処理水を導水し江川せせらぎ緑道（写真5）として整備を行い、水辺の賑わい創出に大きく貢献した。

③横浜みどりアップ計画の策定

市が緑に関する様々な施策を行う中、なおも減り続ける緑に対し、その減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に引き継ぐため、平成21（2009）年にそれまでの取組を強化した5か年



写真3 円海山近郊緑地特別保全地区



写真4 寺家ふるさと村



写真5 江川せせらぎ緑道

計画、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を策定した。計画は「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野からなり、緑地保全制度を活用した樹林地の保全や、森の維持管理、水田の保全や農園の開設、地域での緑の創出などの取組が盛り込まれた。計画の最大の特徴と言えるのが、施策を継続して実施していくための安定的な財源として、「横浜みどり税」を導入したことである。税の導入に合わせて、計画への評価、提案、市民への情報提供を行う市民参加の組織「横浜みどりアップ計画市民推進会議」も設置された。

この計画が着実な成果を挙げたこと、緑の保全・創造には継続的な取組が必要であることから、成果の出た取組を継続・発展させるとともに、市民が「実感できる」緑の創出などを強化し、「横浜みどりアップ計画（計画期間・平成26～30年度）」を平成26（2014）年に策定した。さらに平成30（2018）年には、計画の理念や目標像、基本的な枠組み、主要な取組を継承しながら、計画期間中の社会変化にも対応した、「横浜みどりアップ計画〔2019～2023〕」を策

定し、新たな5年間に取組むこととした。

横浜みどりアップ計画は全国的にも類のない取組であり、市民と土地所有者と行政、樹林地と公園と農など垣根を越えて取り組んできた横浜の緑政策のひとつの集大成と言える。

5 ガーデンシティ横浜の推進

①全国都市緑化よこはまフェアの開催

市がこれまで先進的に行ってきた緑の取組の成果をアピールし、「美しい花と緑豊かなまち横浜」を全国に発信する機会となったのが、平成29（2017）年3月25日から6月4日まで開催された「第33回全国都市緑化よこはまフェア」である。全国都市緑化フェアは緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的とし、国土交通省の提唱により昭和58（1983）年から全国の都市で開催されている行事である。

都心臨海部の「みなとガーデン」、郊外部の「里山ガーデン」のメイン会場に加え、18区との連携により全市的に展開した。会期中に市内外から600万人を超える方が訪

れ、大変な賑わいを見せた。

②ガーデンネックレス横浜の展開

全国都市緑化よこはまフェアの閉幕後、市では、フェアの成果を一過性で終わらせることなく、これまでの取組とともに、花・緑・農・水の環境を生かした市民や企業等の参加によるまちづくりや賑わい創出、観光・MICEの取組により、「ガーデンシティ横浜」を推進している。平成30（2018）年10月に策定された「横浜市中期4か年計画2018～2021」においても、「花と緑にふれる環境先進都市」が戦略の柱となり、市をあげた取組として位置付けられている。

そして、ガーデンシティ横浜の推進に向けたリーディングプロジェクトとして、「ガーデンネックレス横浜」を展開している。花と緑による美しい街並みや公園、自然豊かな里山など、横浜ならではの魅力を発信することで多くの方を横浜に呼び込み、まちの活性化や賑わいの創出につながる狙いがある。平成30（2018）年には「ガーデンネックレス横浜2018」を開催し、みなとエリアをフェアから続くテ

マフラワーである「サクラ」「チューリップ」「バラ」で彩り（写真6）、里山ガーデンでは「里山ガーデンフェスタ」として、約7割が市内産の花苗で埋め尽くされた大花壇で来園者を迎えた。また、各区におけるオープンガーデンの開催や駅前花壇の設置、各地域の公園愛護会による「地域の花いっぱい推進」等の取組により、全市・地域で花と緑による魅力創出が進んだ。

こうした流れを受け、多様な主体との連携によりガーデンネックレス横浜を推進していくため、平成30（2018）年8月に官民の多様な主体が一堂に会した「ガーデンネックレス横浜実行委員会」を設立した。今後も市民や企業等と継続した連携を行い、市全域で花と緑に親しむ機運を高め、「ガーデンシティ横浜」を推進していく。

6 おわりに

150年間の横浜の緑の取組を振り返ると、本市は全国に先駆けて多くの先進的な取組を行ってきたことが分かる。日本で初めての西洋式公園である山手公園の開設、農地を都市の中の貴重なオープンスペースとして早くから位

置づけ公園などと一体的に進めた施策展開、横浜みどり税を財源の一部とした「横浜みどりアップ計画」、全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承し発展させる「ガーデンシティ横浜」の推進など、社会からの要請や課題に対応しながら、緑や公園を軸に都市の骨格を形作る重要な施策を展開してきた。

さらにこれらの努力の結果は、市民の憩いの場である森や地産地消を支える農地、地域の魅力となるまちなかの緑や花など、大都市でありながら身近な場所に多くの緑があるという横浜の魅力につながっているのである。



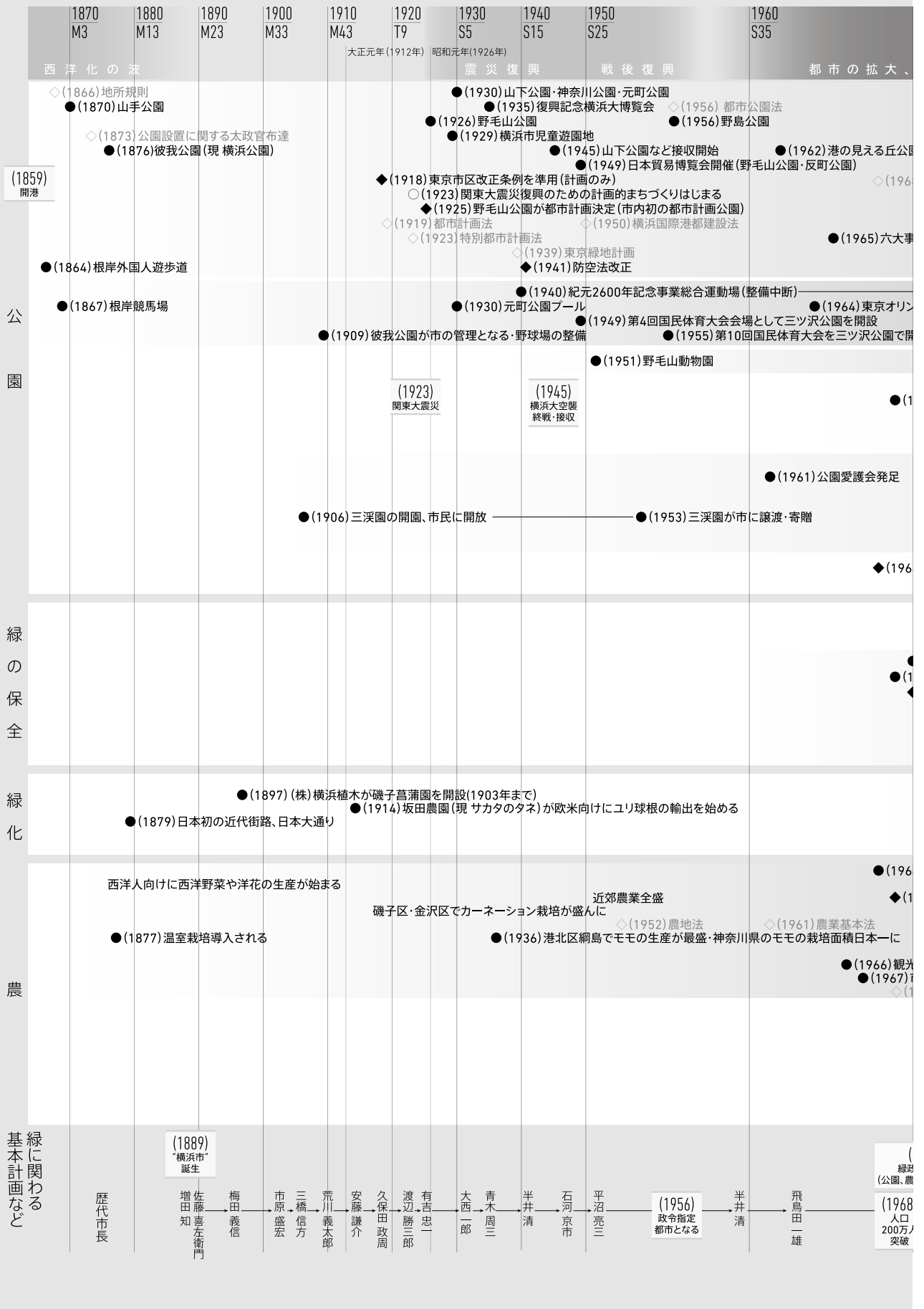
写真6 ガーデンネックレス横浜2018「山下公園」

参考文献
・「横浜水と緑の基本計画」横浜市環境創造局
・「公園とみどり 横浜の150年」横浜市環境創造局

◇法制度など ○計画策定 ●事業(開始年)・整備(開園年)など ◆条例(施行)・制度(開始)

1970 S45	1980 S55	1990 H2 平成元年(1989年)	2000 H12	2010 H22
緑の減少				
多様化する市民ニーズ				
骨格となる公園緑地				
<ul style="list-style-type: none"> (1972)都市公園等整備緊急措置法 (1972)こども自然公園 (1982)金沢自然公園 (1982)開港広場公園 (1977)根岸森林公園 (1974)グリーンマトリックスによるまちづくり(港北ニュータウン起工) (1987)港北ニュータウン緑道(ゆうばえのみち・ささぶねのみち開通) (1978)大通り公園(緑の軸線構想) (1983)金沢緑地(金沢地先埋立) (1988)海の公園(金沢地先埋立) (1991)グランモール公園(都心部再生事業) (1997)自動車道 (1998)本牧山頂公園 (1998)新横浜公園 (1999)赤レンガパーク (1999)横浜動物の森公園 (2005)俣野公園 (2009)象の鼻パーク (2009)第20回全国「みどりの愛護」のつどい (2017)第33回全国都市緑化よこはまフェア 				
スポーツと健康				
<ul style="list-style-type: none"> (1971)岸根公園 (1981)全国高校総合体育大会を三ツ沢公園で開催 (1993)サッカーリーグを三ツ沢公園で開催 (1997)横浜国際総合競技場(新横浜公園内) (2002)FIFAワールドカップ会場を横浜国際総合競技場で開催 (1978)横浜スタジアム(横浜公園内) (1998)第53回国民体育大会を横浜国際総合競技場ほかで開催 				
動植物園				
<ul style="list-style-type: none"> (1979)横浜市こども植物園 (1989)金沢動物園 (1999)よこはま動物園ズーラシア 				
歴史と景観				
<ul style="list-style-type: none"> (1969)旧英国総領事公邸をイギリス館として公開 (1988)文化財保護条例及び歴史を生かしたまちづくり要綱 (1989)みその公園として旧横溝屋敷を公開 (1992)長屋門公園 (1997)山手イタリア山庭園に外交官の家を移築復原 (1996)大塚・歳勝土遺跡公園 (2005)景観緑三法 (2006)景観条例 (2017)俣野別邸庭園 				
企業や市民との連携				
<ul style="list-style-type: none"> (1990)ワークショップ方式による公園整備(かに山公園) (1994)よこはまの森育成事業 (2003)京浜の森づくり (2002)森づくりボランティア (2004)指定管理者制度導入 (2005)ネーミングライツ導入(日産スタジアム) (2005)愛護会コーディネーター (2007)山下公園ハッピーローソン (2009)アメリカ山公園 (1999)公園愛護会2000団体を超過 				
子供の居場所				
<ul style="list-style-type: none"> (1972)宅地開発要綱、以降児童公園が急増 (1972)開発行為における公園緑地の設置基準 (1991)こどもログハウス第1号 (2004)プレイパーク開始 				
生物多様性の保全				
<ul style="list-style-type: none"> (1986)横浜自然観察の森 (1986)本牧市民公園にトンボ池整備 (1992)舞岡公園 (2007)小雀公園管理マニュアル (2013)森づくりガイドライン 				
緑の保全				
<ul style="list-style-type: none"> (1970)市街化区域・市街化調整区域を決定 (1969)円海山近郊緑地特別保全地区を指定 (1970)風致地区条例 (1971)緑地保存地区・市民の森制度 (1972)市民の森第1号公開 (1971)名木古木制度 (1973)都市緑地保全法 (1985)大倉山特別緑地保全地区を指定(市内第1号) (1990)ふれあいの樹林第1号公開 (2000)新治市民の森 (2007)源流の森保存地区制度 (2010)大丸山近郊緑地特別保全地区を指定 (2012)公田近郊緑地特別保全地区 (2015)特別緑地保全地区100地区を超過 				
まちの賑わい				
<ul style="list-style-type: none"> (1973)工場の緑化協議制度 (1979)第1回よこはま花と緑のスプリングフェア (1979)(財)横浜市公園協会設立認可 (1981)緑化推進団体 (1983)緑のプロムナード事業 (1984)(財)横浜市の緑の協会、よこはま緑の街づくり基金創設 (1989)「市の花バラ」制定 (2004)緑化協議制度の対象拡大 (2009)緑化地域制度 (2009)地域緑のまちづくり 				
都市農業の確立				
<ul style="list-style-type: none"> (1971)横浜市農業指導所開設(現 横浜市環境活動支援センター) (1971)農業総合計画 (1969)農業専用地区制度運用開始(港北ニュータウン内) (1973)農業振興地域整備計画 (1974)市内産野菜出荷促進事業 (1974)生産緑地法 (1975)農地の相続税納税猶予制度 (1975)農地造成事業 (1975)市・野菜指定産地事業 (1969)農業振興地域の整備に関する法律 (1971)こども農園 (1973)ことぶき花壇 (1976)市民菜園 (1993)市民農園整備促進法 (1993)栽培収穫体験ファーム (1997)恵みの里 (1998)横浜ブランド農産物の認証制度開始 (1996)防災協力農地 (2006)はまふんどコンシェルジュ (2003)特区農園(農家開設) (2015)地産地消条例 (1972)フルーツパーク設定事業 (1987)寺家ふるさと村 (1997)舞岡ふるさと村 (2007)環境学習農園 (1998)大規模市民農園「柴シーサイドファーム」 (2013)農園付公園 (1997)緑の基本計画 (2006)水と緑の基本計画 				
農とのふれあい				
<ul style="list-style-type: none"> (1971)政務局の誕生(緑の所管が統合) (1973)緑の環境をつくり育てる条例 (1981)緑のマスタープラン (1984)公園・緑地等の管理基本計画 (1995)阪神・淡路大震災 (1997)環境創造局 (2009)横浜みどり税 (2009)横浜みどりアップ計画 (2011)生物多様性横浜行動計画 (2015)横浜都市農業推進プラン 				
<p>細郷道 → (1985)人口300万人突破 → 高秀素信 → 中田宏 → 林文字</p>				

横浜緑政史 公園とみどり 横浜の150年



寄稿／緑政学からみた環境先進都市・横浜

執筆

進士 五十八
福井県立大学 学長

1 『公園とみどり・横浜の150年』

2017年3月、右記の小冊子（A4版・30 Pages）を横浜市環境創造局が発行した。

第33回全国都市緑化よこはまフェア（Garden Necklace YOKOHAMA 2017）は、ランドスケープ界の全国専門誌『LANDSCAPE DESIGN』（マルモ出版）にめずらしくNo.113, No.116（2017年4月、10月）の2回も特集されたし、参加者数もフェア史上最多の600万人を超えて大成功をおさめた。名実共に緑政の実力日本よこはまをアピールできたと言える。

よこはまフェア実行委員会の参与としての私が特に強調したのは次の2点であった。

①明治3年開園の山手公園と明治9年の彼我公園（現横浜公園）で象徴される近代洋式公園発祥地。震災災復興成果、経済成長下の緑の都市への緑政局、水循環をも対象に

した水と緑の基本計画、横浜みどり税とみどりアップ計画。一貫した市民参画等、長年にわたる横浜ならではの公園・緑行政史の成果の全国発信の機会とする。

②フェアを単なる緑花技術のショウとするだけでなく、彼我公園精神、即ち彼（外国人）と我（日本人）の「国際交流の場意識」や、かつて平沼横浜市長が米園ポートランド市日本庭園に贈ったピース・ランタン（平和の灯籠）に象徴される国際都市横浜から「平和のメッセージ」を世界に発信する。

①のために150年史を作成配布し、②の見える化に横浜公園内に「彼我庭園」と掲額した庭門とポートランド日本庭園ピース・ランタンのレプリカを設置修景整備した。あえてその意味を付言すると、①緑のまちづくりは高い思想に裏打ちされた計画理念と継続的努力が基本であり、②緑政は平和意識が根本にあつてこそとの認識が不可欠

ということである。当たり前のことだが横浜市のプライドにかけて一過性のイベントにはして欲しくないし緑政における「歴史性・社会性」の重要性を再確認して欲しかったのである。

2 緑政は基調、環境創造が目標

2004年景観法によって、やつと国土の隅々にまで「ランドスケープ（＝景観＝風景＝造園）」の視点と視野での行政がいきわたることになった。

造園学（Landscape architecture）が専門の側からみて不満があつたのは、本来トータル・システムであるべきランドスケープ、オープンスペース、エコロジーに対する施策や事業が、敷地を限った営造物の「公園」、空間構成の要素としての「緑・水」や「農」がそれぞれバラバラでしか扱われて来なかったことだ。

欧米では既にグリーンベルトやパークシステムとして緑地系

統の重要性は常識。わが国でもようやく「グリーン・インフラ」や「SDGs（＝環境福祉）」が言われ、緑のシステム性や総合性の重要性が認識されつつある。多様な自然的要素を有機的に関係づけることで緑の多面的機能が発揮される。にもかかわらず行政はタテ割に傾き易い。行政の総合化は意識的に目指されなくてはならない。

もうひとつ私が課題と感じてきたのは、政策研究の不足だ。農政学、林政学はあつたが、公園建設系は技術学に比重がおかれハード中心であつた。拙著『緑のまちづくり学』（1987）で「緑政学序説」を提唱したのもそのためであった。いま求められているのは激変する環境と社会と市民のニューライフスタイルに因應されるオープンスペース計画やパークマネージメント等政策力と運営体制の強化である。

この点、横浜市政はすばらしい見識と実行力を発揮してきた。そのマイルストーンが、飛鳥田市政による「緑政局」

の誕生（1971）である。それまで土木局、建設局、計画局におかれた公園行政と、それまで産業部、経済局、農政局におかれた農業農地行政を統合再編して日本初の緑政局を誕生させたのである。

その背景には1964東京オリンピックに象徴されるわが国の高度経済成長と大都市圏への人口集中によるスプロール開発、都市問題や環境問題の深刻化があつた。東京通勤のサラリーマンは交通至便の横浜地域の農林地を宅地化し自然破壊や清流をドブ川化した。

その一方で市民の緑農意識は高まり、まちづくりと緑農の保全活用方策を強力に推進すべく昭和46年に緑政局体制ができた。昭和48年には当時の市民意識の高まりを反映した

「横浜市緑の環境をつくり育てる条例」が制定された。

平成6年段階でも建設省は「公園緑地課」で「緑の政策大綱」であったが、横浜市の緑政局にはじまる地方自治体では名古屋市長政土木局、川崎市建設緑政局、その他千葉、広島、北九州、逗子、柏、京都の各市など全国で「緑政課」ができていた。横浜市が「緑政」(＝緑地政策・緑地行政)に先鞭をつけたのだ。

もちろんその前段に横浜市企画調整局とアーバンデザイングループの活躍があったのも、家・家並・町並へと建築単体の点から町づくりの面へと総合行政への潮流があったこととも無縁でない。そこでは本誌のような客観的な調査データを踏まえた科学的行政姿勢が明確に打ち出された。何度か執筆した私などにとっても『調査季報』は頼りになる政策学のバイブルであった。当時初代緑政局長であった大場助役、田村明企画調整局長らは、市街化区域と農業専用地区や市民の森など緑農地区とのバランスを重視していた。「神奈川県都市緑化政策連合」を手伝ってくれと私に声を掛けられたのは田村さんだったほどである。

全国都市緑化フェアのモデ

ルを私は「ドイツのガルテンシャウ(庭園博)」にみる。

イベントの10、20年前に会場予定地とマスタープランを定め、世界からの参加国、また国内各都市や企業の参加を募り、イベント会場を整備、開催後は跡地がそのまま当該都市の公園緑地となる。その後も数次にわたって庭園博を展開すればついに緑園都市の骨格が概成する。このようにしてドイツではストットガルトやカールスルーエのようなヨーロッパ随一の「環境首都」を出現させている。市職員自主研究の成果を『調査季報』に集約蓄積できれば、横浜から世界に向け先進的緑地政策・緑地計画研究が発信できよう。

3 都市環境創造と市民環境福祉／ハードとソフトでシナジー

イギリスの環境法制や環境政策の最終目標はAmenityの実現にある。日本では快適環境などと訳されて狭く解釈されるが、その語源がラテン語の *amoenitas* でさらに *amare* (愛) に遡るといえば、人間にとってもっと根源的な環境質を意味することがわかるだろう。

わが国の環境行政は、人命

にさえかわる公害問題を解消すべく、公害対策に始まり、水、大気、土壌、植生など自然環境の保全、やがて生物多様性の健全化、そしていま歴史的文化的景観の保存から場所性、地域性そして美・アートまでのすべてを含めたアメニティフルなQOLの達成へと進化しつつある。

横浜市においても公害対策局にはじまり、1971年の緑政局誕生に加えて環境保全局、下水道局を統合して2005年の環境創造局へと発展しており、私自身その環境審議会会長として以下の様々な施策を通覧し、その充実ぶりと局内スタッフの活躍を目の当たりにしている。

「緑の基本計画」(1997)に、水循環の視点をも加味して「水と緑の基本計画」(2006)とし、「横浜みどり税」(2009)による財源確保と市民の理解を得て「横浜みどりアップ計画」(2009)を着実に推進している。その内容はビル緑化や市街地緑化、農園付公園づくりによる農体験と子どもたちの環境学習体験、市民ボランティアの参加による里山保全活動、市民体験農園や水田保全営農支援による生物多様性増進など、市民の自然共生生活の具

現化に向けた多彩な展開となっている。

ではこれからの環境行政は何を目指すべきか。横浜市は既に「環境先進都市」を標榜している、それへの道筋を考えよう。

既に私は「多様性からのラインドスケープ論」(2010)を発表している。あらゆる環境は「多様性」をもたなければならぬ。生物学における「動的平衡」(Dynamic equilibrium)にならうと、環境には安定性や、「恒常性」(homeostasis・ホメオスタシス)が不可欠だからである。

例えば①自然的環境の持続性を担保するための Biodiversity (生物多様性)、②社会的環境のための Lifestyle Diversity (生活多様性)、③経済的環境への Economy Diversity (経済多様性)、④文化的環境への Landscape Diversity (景観多様性) 等。横浜の例をあげれば、①は「よこはまbプラン」の充実。②はアーバンライフのみならずグリーンエコライフ、ボランティア参加の環境市民のすすめ。③は里山資本主義、地域通貨、浜っ子ファーマーズマーケット、企業のエコシフト、工場ビオトープの普及。④は市民の森や谷戸田保全な

ど原風景重視の景観行政。単的にいえば、①環境都市の計画的創造、②環境福祉の増進のハード・ソフトの相乗効果をめざすことであろう。

①は、374万の人口を養うにふさわしい水やエネルギー、新鮮な野菜生産、循環を支える農緑地のエコシステム、グリーンインフラの系統的保全など健全な環境基盤の維持に向けた全市域土地利用計画・都市計画の推進。以上はどちらかというと行政主体、ハード系、計画行政的取組である。

②は、持続可能な環境質が担保された都市空間の下で、花や野菜を育てたり緑農の保全活用ボランティア仲間などとより豊かな人間関係を結び、より好ましい時間を過ごすことでハッピーになれるライフスタイルを持てるよう場づくりや意識啓発をすすめること。また環境教育、環境市民、エコビジネスが一般化するような支援策を講じる。以上は市民主体、ソフト系、運動論的取組である。これには企業人の働き方改革等も含むが、環境市民意識の啓発など運動論的展開には、横浜花博「など」イベントオリエンテッド・ポリシー」が有効であろう。

《6》 横浜みどりアップ計画の10年

横浜市は、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、独自の「横浜みどり税」を財源の一部に活用し、平成21年度から「横浜みどりアップ計画」を推進している。この計画は、これまでに約850haの樹林地を保全するなど着実な成果を挙げ、全国的にも注目されている。ここでは、横浜みどりアップ計画の策定のプロセス、取組の考え方及び変遷と、10年間の成果について振り返る。

1 計画策定の経緯

(1) 計画のはじまり

横浜市では、全国に先駆けた緑に関する様々な施策を展開し、緑の確保を図ってきたが、横浜市水と緑の基本計画が策定された平成18年の時点でも樹林地や農地の減少が続いていた。また、宅地化の進行とともに、市街化調整区域でも学校・病院・社会福祉施設や墓地、資材置場、駐車場

などが増加し、緑地・農地の減少が起こっていた。

そこで、平成18年度からの横浜市中期計画において、水と緑の基本計画に基づき緑の総量の維持・向上を図る「横浜みどりアップ計画(2006―2010)」が掲げられた。この計画が、現在に至る横浜みどりアップ計画の原型となっている(図1)。

この時点では公園整備などの既存事業も含んだ内容であったが、緑地保全制度の指定による樹林地の保全、市民農園など農体験の場の開設促進、市民協働による緑化など、現行の計画にも共通する基本的なフレームが形作られたほか、下水道事業の一環として河川流域の緑地を保全し治水力を向上するために創設した「水源の森」の制度を再編し、「源流の森保存地区」として指定拡大するといった組織横断的な取組の推進も記載された。

さらに、これらの取組に加えて、緑の保全・創造に向けて

新たな制度の活用や、新たな財源の確保について、検討することも盛り込まれた。

(2) 課題の抽出

平成19年9月に樹林地や農地の保全のため、土地所有者の土地の保有上の課題を把握することを目的として、市街化調整区域の農地・樹林地所有者に対してアンケートを行った。樹林地の所有者からは「相続対策」や「維持管理負担」などが(図2)、農地の所有者からは同じく「相続対策」や「担い手不足」などが樹林地や農地を持ち続ける上での課題として上げられ、所有者の困難な状況が改めて浮き彫りとなった。

横浜市の環境の保全及び創造に関する事項について調査審議する組織「環境創造審議会」からの提言「緑施策の重点取組について」(平成19年12月)では、様々な公益的機能を持つ豊かな緑を市民共有の財産として将来の世代に引き継いでいくために、長期的

な視点から重点的に取り組むべき方向性として「10大拠点等まとまった緑の保全」「市街地の身近な緑の創造と保全」「樹林地等の維持管理・運営」「多様な主体の参加と協働の促進」の4項目が提示された。

さらに、農政施策検討会からの提言「横浜における今後の農政施策について」(平成20年7月)では、「農地の担い手対策」「農地の保全策と営農環境整備」「農業振興対策」「農地の相続対策等」といった項目について具体的な提案がなされた。

これらを踏まえ、既存事業に対し新規・拡充すべき施策をまとめるとともに、施策に必要な概算事業費を算出した。

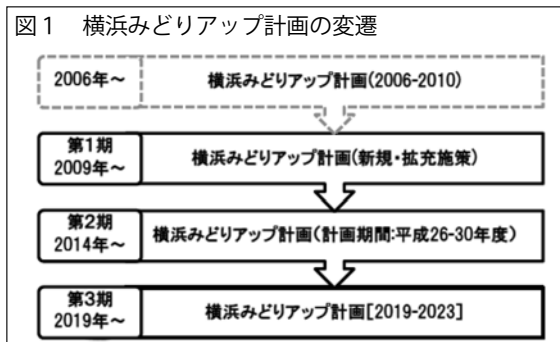
(3) 事業費の確保

特別緑地保全地区や市民の森の指定地において買取りの申し出があった際の事業費として、平成20年度以前も年間約30億円程度を充当していたが、まとまった樹林地の所有

執筆

清水 健一
環境創造局緑地保全推進課長
枝広 育恵
環境創造局農政推進課担当係長
長尾 哲也
環境創造局課長補佐(農業振興担当係長)
井上 雅人
環境創造局みどりアップ推進課担当係長
北村 直也
環境創造局みどりアップ推進課

図1 横浜みどりアップ計画の変遷



者からの買取り申し出があった際に単年度で対応することは難しく、制度指定を受け入れる土地所有者側の不安材料となっていた。緑地の指定拡大や維持管理への支援など緑の取組を進めていくうえで、土地所有者の理解と協力を得るためには、安定的かつ機動的な財源確保が必須の課題であった。

このような背景の中、税の専門家によって構成される「横浜市税制研究会」（平成19年8月設置）において、課税自主権を活用した財源の検討が重ねられ、8回の検討会や現地調査を経て平成20年8月に最終報告が提出された。報告では新たな緑施策に必要な事業費について、緑が持つ多面的な機能の受益者となる市民に広く負担を求める市民税均等割超過課税方式が提示され、税率を個人から年間1300円、法人から年間均等割額の13%相当とする試算のほか、事業内容・事業費の精査を行ったうえで市民理解が得られるかなどの観点から実際の税率を設定すべきとされた。

なお税制研究会では、課税方式について開発事業者等の「緑を減少させる原因者」に対しても負担を求めることが

できないかを検討する必要があり、あると判断し、慎重な審議が行われたが、緑を減少させること自体を原因として直ちに税負担を求めることについては法律上様々な課題があり、また既に行われた開発には課税されずに結果としてこれまで緑の保全に協力してきた土地所有者へ税の負担が転嫁されることになるため、公平性の点でも課題が残るとの結論となり、採用には至らなかった。

「リーマンショック」により世界的な不況が引き起こされた直後の、平成20年10月、環境創造局と行政運営調整局は施策の内容や事業費を精査し、税率を個人1100円、法人11%とする税制案を公表した。

(4) 市民意向の把握

緑の保全・創出の取組についての検討に合わせて、市民意向の把握も行った。「横浜の緑に関する市民意識調査」（平成20年5月・図3）及び「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」（平成20年8月）と行った市民1万人アンケートの実施や、シンポジウム「横浜の豊かな緑を次世代につなげるために」（平成20年7月）

の開催、税制案に対する市民意見募集（平成20年11月）などを実施、検討の段階ごとに市民意向の把握と周知に努めた。

(5) 計画の策定

市会常任委員会において平成19年12月に土地所有者アンケートの結果と環境創造審議会からの提言を議題として以降、計14回に及ぶ議論を重ねた。経済状況などを考慮して更に厳しく事業を見直し、税率を個人900円、法人9%とした新たな財源の条例が、平成20年12月に本会議で附帯意見を付けて可決された。

これをもとに具体的な事業内容・事業費をまとめ、平成21年3月に「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を策定、平成21年4月に計画がスタートした。

2 横浜みどりアップ計画の取組の変遷と成果

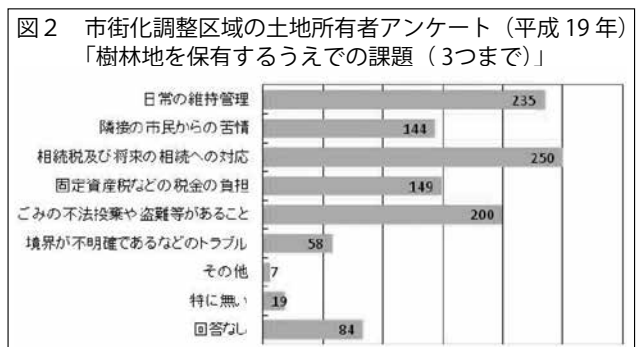
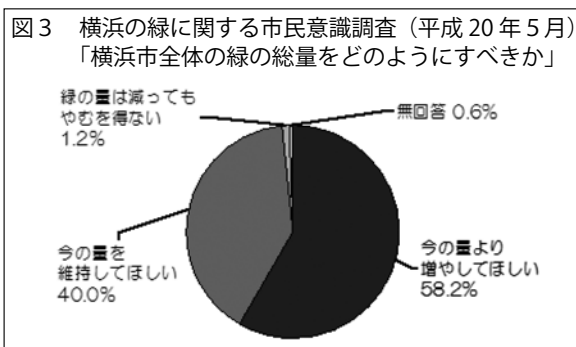
「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」は、平成21年からの5年間で計画期間とし、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの取組の柱によって構成されている。緑の多くが民有地であることから、緑地保全指定

や継続保有のための支援など、民有地の緑に対する施策を従来の施策から大幅に拡充したものとなった。

さらに、平成26年からの次の5か年の計画として、それまでの取組の成果や課題、市民意識調査や市民意見募集の結果などを踏まえ、平成25年12月に二期目として継続・発展させた「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26～30年度）」を策定した。3つの取組の柱に「効果的な広報の展開」を加え、公園内の樹林地の保全や、緑の少ない区で用地を確保し緑をつくるシンボリックな緑の創出など、より身近に緑を実感できる取組を強化して、引き続き緑の保全と創造に取り組んでいる。

(1) 樹林地を守る～市民とともに次世代につなぐ森を育む

樹林地を守る施策の一期目の計画では、施策の根幹となる緑地保全制度による地区指定を5か年で大幅に拡大（当時の累計約830haに対し約2倍以上の1119haの新規指定）し、保全対象となる民有樹林地約2830ha中の3分の2を指定することを目標とした。これは、保全対象となる樹林地を10年後までに全指定することを前提とし



た、非常に高い目標であった。計画初年度の樹林地保全の取組として、5月に一筆500㎡以上の樹林地の所有者5020人への意向調査を実施した。

結果、4割の所有者から回答があり、「指定したい」との意向や「関心がある」との意向のあった樹林地面積は約523haにのぼった。

そのほかにも、5月下旬から6月上旬にかけて市内5か所で制度説明会（参加人数528人）を開催、8月末に2500通のダイレクトメールを送付するなど積極的な働きかけを行った。あわせて指定要件の緩和、維持管理助成制度の創設などにより、指定を強力に推進した。

その結果、初年度は指定目標面積51.6haを上回る87.8haの指定を行い、2年目も目標の138.1haに対し、117.5haと目標に近い成果をあげた（図4）。

しかし3年目、指定目標は309.9haに対し実績が104.6haと大きく下回った。市会から「指定推進体制に問題があるのでは」と厳しい指摘も受けたのもこの時期である。この傾向は4年目以降も変わらず、一期末の5か年の指定実績は目標

が1119haに対し実績は527haに留まったが、計画前の5倍のスピードで指定が進み、樹林地の減少に歯止めをかけることができたことは一定の評価を得た。

横浜みどり税を財源の一部として買取りの予算が確保されたことも保全が推進された大きな要因である。

指定と買取りには密接な関係がある。計画以前の緑地保全の予算状況が厳しい時代には、「指定すれば買取りが発生するが、予算はないから指定も進められない」という状況もあった。企業が宅地開発を行うために保有していた市街地に残る樹林地に対し、積極的に保全制度による指定を働きかけられたのも予算があつたからこそで、買取りにより市街地の貴重な樹林地を守った事例も多く、市民や市会にも評価された。

また、保全した樹林地については、適切な管理が欠かせない。そこで市民協働による維持管理を推進するため、「横浜市森づくりガイドライン」を平成25年3月に策定し、森づくりに関わる市民と行政が具体的な手法や技術を共有した。

平成26年度からの二期目の計画では、緑地保全制度によ

る樹林地の指定拡大の取組として、一期末の指定実績や樹林地の減少傾向の鈍化を踏まえ、横浜水と緑の基本計画の最終年度である平成37年度の時点で保全対象となる樹林地を全て指定することを目指し、5か年で500haの指定を目標に取組を進めた。

前半2か年は年100ha以上の指定を達成し、その後は年60ha程度を指定し、最終的な実績は5か年目標の8割程度となる見込みである。

森の育成の取組では、森ごとの特性等を踏まえた管理方針となる「保全管理計画」の策定も着々と進んでおり、愛護会などと連携しながら計画に基づいた維持管理を行い、その成果を確認・検証して計画にフィードバックすることで、生物多様性や安全性に配慮した良好な森の育成が進展した。

(2) 農地を守る市民が身近に農を感じる場を作る

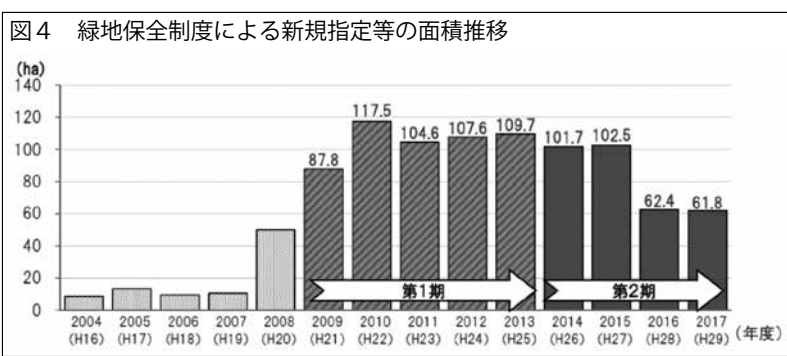
農地を守る施策の一期末の計画では、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低下など、農業を取り巻く深刻な状況を踏まえ、周辺環境との調和と生産性向上による農地保全や農業を支える多様な

担い手の育成、地産地消に着目した農業振興策等を進めた。中でも、水田の保全の取組は大きな成果を挙げた。水田は貯水機能や景観形成などの多面的機能を有しているが、畑作に比べて収益性が低いことに加え、耕作者の高齢化等により水稲作付が困難となっていたため、水稲作付を10年間継続することを条件に土地所有者へ奨励金を交付した。その結果、5か年目標の50haを大きく上回る118.8haの水田を保全し、市民共有

の貴重な財産である水田の減少を食い止めることができた（図5）。

また、野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験できる収穫体験農園の開設支援も、5か年の目標23haに対し21haと順調に進捗し、農を楽しむ場の確保により市民と農家双方のニーズに応えることができた。

計画の二期目からは、市会や税制調査会での議論を受け、業（なりわい）としての農業を支援する取組は横浜み



どりアップ計画から一般会計の事業に移行し、地産地消に関する取組も横浜みどり税を非充当とするなど、計画や税の趣旨に基づいた事業の再編を行った。農業経営の安定化・効率化など持続可能な都市農業のための取組は「横浜都市農業推進プラン」(図6)に基づいて引き続き進めながら、横浜みどりアップ計画では「農を感じる場づくり」を掲げて、農地の持つ環境面での役割に着目した取組や、市民と農の関わりを深める取組を展開した。

水田の保全の取組では、平成29年度までに市内の水田面積全体の約9割に当たる119.8haの横浜に残る貴重な水田景観が保全された。また、土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を市が買い取るなどして、市民が楽しめる農園区画を備えた農園付公園(都市公園)も整備し、平成29年度までに9公園4.5haが完成している。その他にも、土地所有者が自ら開設し、区画貸しで利用者が自由に耕作する特区農園など、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備が大きく進んだ。

地産地消の取組では、市民が地産地消にふれる機会を拡

大するため、地場の新鮮な農畜産物などを販売する直売所の整備等の支援や、青空市での市民交流イベントの支援を行った。また、地産地消に関わりたいたいと考える市民・企業等との連携や、新たに地産地消に関するビジネスに取り組みたいと考える新規創業者等の支援を行い、市内農畜産物を使用した新商品(図7)の開発やマルシェの開催などの取組が進んだ。

さらに、平成29年度からは、食や農に関わる多様な人たちと、農畜産物、農景観など横浜らしい農業全体を一つの農場に見立てた言葉である「横浜農場」を活用し、横浜の農場の魅力等をブランドとして広く発信しはじめた。これらの取組により、市民が農を感じる場や機会が増加したことで、市民の農への理解が深まるとともに、食や農への関心も一層高まっている。農地を中心とした田園景観が保全され、身近に農がある横浜の豊かなくらしの実現に近づくことができた。

(3) 緑をつくる市民が実感できる緑をつくる

緑をつくる取組の一期目の計画では、横浜みどりアップ計画と同時期に創設された

「緑化地域制度」など一定割合以上の緑化の義務づけを行う制度の運用とともに、公共施設や民有地など様々な場所で緑の量を増やす取組を展開した。また、市民が目にする機会が多い街路樹では、街並みの美観向上に寄与する街路樹を良好に育成するよう、目標とする樹形を決め、剪定方法に配慮しながら維持管理を行う取組を18区で展開した。

さらに、市民協働による地域緑のまちづくりとして住宅地や商店街、オフィス街、工業地帯など16地区において緑化計画が策定され、地域ぐるみの緑化活動が行われた。

二期目の計画では、それまでの成果と課題を踏まえ、より多くの市民の実感につながる緑化の取組を計画に盛り込んだ。

地域緑のまちづくりの取組は市内47地区に広がり、なかでも鶴見区の北寺尾地区では、国道一号線沿いの住民・事業者・教育機関などが協力して沿道の緑化や維持管理の活動を継続的に行い、緑豊かなまちづくりを表彰する「緑の都市賞」において内閣総理大臣賞を平成30年秋に受賞するなどの成果をあげている。

また、子どもを育む空間での緑の創出の取組として、保

育園や幼稚園、小中学校において園庭や校庭の芝生化に加え、ビオトープや花壇、樹木による緑化など多様な緑を創出した。また、創出した緑が適切に管理できるよう、維持管理費用の助成のほか専門家による技術講習会や訪問指導などの支援を行った。

公共施設・公有地での緑の創出の取組では、各区の新総合庁舎(南区、金沢区、港南区)整備に伴い計画的に緑化を行ったほか、地区センターやコミュニティハウス等の多くの市民が利用する公共施設・公有地の緑化を進めた。

さらに、第二期から取り組んだ「シンボリックな緑の創出」により、鶴見区の下野谷三丁目公園や西区の伊勢町もくせい公園など、土地利用転換などの機会をとらえて緑の少ない区において用地が確保され、緑豊かな空間を創出した。同じく二期目からとなる「緑や花による魅力・賑わいの創出」の取組では、多くの市民や観光客が訪れる都心臨海部において、緑や花による演出や質の高い維持管理を集中的に展開した。山下公園や港の見える丘公園などの都市公園や新港中央広場などの港湾緑地、日本大通りなどの植栽帯等を季節の花や緑で演出

図7 企業と連携し、市内農産畜産物を使用した商品



図6 都市農業推進プランと横浜のみどりアップ計画

持続できる都市農業を推進する取組

- 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興
- 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援
- 農業生産の基盤となる農地の利用促進
- 時代の変化に応じた新たな施策

市民が身近に農を感じる場をつくる取組
【横浜みどりアップ計画】

- 農に親しむ取組の推進
- 地産地消の推進

し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげるとともに、この取組で創出された緑が、平成29年度の第33回全国都市緑化よこはまフェアの会場としても活用された。

(4) 効果的な広報

平成20年12月の横浜みどり税条例の可決にあたって市会から付された附帯意見では「税の目的・内容の周知徹底」及び「税の使途・事業進捗の公開」について特段の努力をすることが求められた。このため、平成21年度の計画初年度から、みどりアップ計画の理解促進と事業成果の普及のため、広報よこはまやウェブサイトをはじめ、より多くの市民の目に触れる列車内での交通広告など、様々な広告媒体を通じて情報発信を行っている。各事業や制度の周知にとどまらず、「みどりアップ月間」での集中的なPR、各区局でのイベント等への出展など、緑に関わる活動に参加するきっかけづくりを進めてきた。

二期目となる平成26年度からは、計画やみどり税の効果を実感につなげ、これまで以上に市民や事業者の参画を得るため、更なる周知とPRを図るべく3つの取組の柱に

加えて「効果的な広報の展開」を計画に位置づけた。みどりアップの取組により親しんでいただけけるよう、マスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱ」(図8)を作成したほか、横浜みどりアップ計画や横浜みどり税に対する認知度調査を毎年実施し、PR効果の検証も開始した。横浜みどりアップ計画を知っている人の割合は調査開始以降40%台で推移しており、年代別に比較すると高年層(60代以上)で高く、若年層(20~30代)で低い傾向が続いているが、若年層の認知度は徐々に向上してきている。

3 横浜みどり税とよこはまみどり基金、特別会計

次に、課税自主権を活用した独自の「横浜みどり税」と、使途を明確化するための基金及び特別会計について述べる。

(1) 横浜みどり税条例

「横浜みどり税」は緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、市民税均等割への超過課税の形式で実施し、税額は個人から年間900円、法人から年間均等割額の9%相当の負担をいた

だいている。

また、基準以上の上乘せ緑化を行った場合や、宅地内の農業用施設などに対し、その保全を行うことで固定資産税等の軽減を行うなど、負担を軽減する措置もあわせて条例に盛り込まれた。

横浜みどり税の使途は、「樹林地・農地の確実な担保」「身近な緑化の推進」「維持管理の充実によるみどりの質の向上」「ボランティアなど市民参画の促進につながる事業」に限定されており、新規事業や拡充した事業以外の、計画開始前から一般会計により実施されてきた事業は使途から除外されている。

二期目となる平成26年度からの5年間については、それまでの横浜みどり税を活用した施策の成果も含めて横浜市税制調査会(横浜市税制研究会より改組)が再検証し、同水準での賦課を答申した。

(2) 基金と特別会計の設置

横浜みどり税は新たな税負担を広く市民に求めていることから、その税収を他の財源と区分し、使途を明確にすることが必要不可欠である。

このため、横浜みどり税を一般会計から繰り入れる「横浜みどり基金」を設置すると

ともに、実際の事業を執行するための特別会計である「みどり保全創造成業費会計」を設置した(図9)。

横浜みどり基金は、歳入を分離する機能のほかに、年度間の財源調整の機能も担っている。不測の事態に対応した樹林地の買取りは、緑地保全制度による指定の推進により対象面積が増加していくなど、年度により事業費が変動することになるため、基金に積み立てることにより年度間の調整にも柔軟に対応できる仕組みとした。

また、特別会計は横浜みどり税以外の国庫補助や市債、横浜みどりアップ計画に移行した既存事業分の一般財源などによって構成され、その内容や進捗状況を他の施策と分離している。さらにこの特別会計を「横浜みどり税充当事業」と「横浜みどり税非充当事業」に分け、横浜みどり税の使途が明確になるような工夫も行っている。

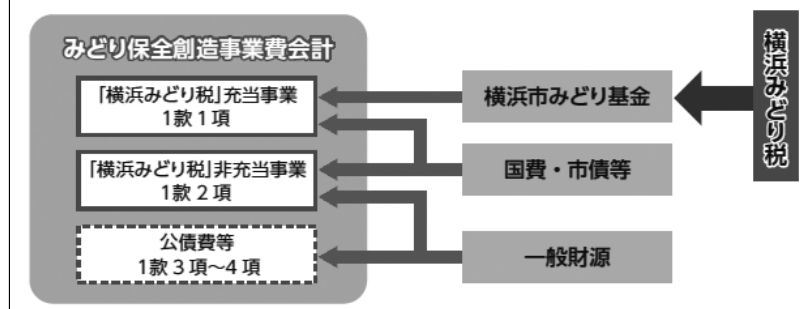
4 横浜みどりアップ計画市民推進会議

横浜みどりアップ計画の取組を定着させていくためには、透明性・公開性をより一層確保し、施策や税に対する

図8 横浜みどりアップ葉っぱと計画ロゴ



図9 横浜みどり税、基金、特別会計の関係



市民理解を得ることが重要である。

そこで、横浜市会からの附帯意見や横浜市税制研究会からの意見を受けて、市民の視点から施策に対する評価や意見・提案を行うとともに、市民への情報提供を行うことを目的として、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を施策のスタートと同時に設置し、平成24年度からは条例設置の附属機関として位置づけた。委員は公募市民や町内会・自治会代表をはじめ、関係団体や学識経験者等の有識者など幅広い主体により構成されている。

施策の評価・提案の活動としては、行政からの報告を受けての議論だけでなく、それぞれの立場で真正面から真摯に意見が交わされている。さらには市民推進会議が主催する市民フォーラムを開催し多様な市民の意見を聴取したほか、現地調査により事業を活用している市民や団体の声を直接聞くなど、市民目線での事業評価・提案を実施してきた。また、市民への情報提供の活動としては、「みどりアップQ」など独自の広報誌の取材・発行を市民推進会議のメンバーが自ら行うとともに、施策や税という理解の難しい

テーマについて、市民の目からわかりやすく伝える「見える化」という活動を展開した。

市民推進会議の取組は平成26年度以降の横浜みどり税の取扱いに関する横浜市税制調査会の答申においても「緑の保全・創造による受益を受ける市民自らが取組に携わり、大変有効に機能している」と評価されている。

5—これからの緑の取組

これまで取り組んできた「横浜みどりアップ計画」の成果を踏まえ、計画の理念や目標像、基本的な枠組み、主要な取組を継承しながら、計画期間中の社会の変化にも対応して、平成30年11月に、三期目の計画となる「横浜みどりアップ計画「2019—2023」」を策定した。

(1) 樹林地の確実な保全

緑地保全制度に基づく指定を積極的に進め、多くの樹林地を保全してきたが、市内には保全すべき未指定の私有樹林地が平成29年度末時点でおよそ1500ha残されている。依然として土地所有者のみの力で残されている樹林地が多くある。一方で、これまでに大規模な樹林地の土地所有

者から順次働きかけを行い、指定を進めたため、残る「まとまりのある樹林地」の1か所当たりの面積は小規模化してきている。こうした近年の実績や傾向を踏まえて、平成31年度からの指定目標は5か年で300haとしている。緑の減少に歯止めをかけ続けるためには、緑の10大拠点や市街地に残された樹林地を中心に、今後も粘り強く指定に向けた取組を進めていくことが必要である。

また、緑の担保が進むに従って将来的に買取りが発生する可能性がある樹林地も増加し、総面積約450haに達している。買取りにより市有の樹林地となるため、指定の際も市有地化を見据え、接道や排水経路の確保、崖防災対策などについても考慮する必要がある。

(2) 良好な森の育成

緑の量の確保とともに質の維持向上を目指し、市有地化した後の樹林地について緑の持つ多様な機能や役割を發揮できるよう、市民協働による適切な育成と、市民による利活用の取組が求められている。横浜市内に残された全ての樹林地を横浜市が取得し管理することは現実的ではない。

今残されている貴重な緑を将来につなげるために、土地所有者による維持管理に対し樹林地内部の倒木の撤去、簡易土留めや不法投棄防止のためのフェンスの設置など、助成制度の一層の拡充も行った。

(3) 農を感じる場づくり

平成27年に制定された「都市農業振興基本法」により、都市農地の位置付けが「都市にあるべきもの」とされたことで、農を取り巻く社会的な環境は変化した。市民が農を感じる場をつくる取組ではこれを踏まえ、栽培や収穫などの体験ができる多様な農園や、「横浜農場」の展開による地産地消の推進などの取組を更に進め、農にふれあう場や機会への高いニーズに応え、市民と農との関わりを深める。

(4) 実感できる緑や花をつくる

緑をつくる施策の新たな取組としては、老木化した桜並木など地域で愛されている街路樹の再生や、オープンガーデン等の市民や地域が主体となるイベントの実施など、市民が身近な場所で緑や花に親しみ、コミュニティ形成にもつながる取組を実施する。さらに都心臨海部をはじめ新横

浜都心や里山ガーデンなど多くの市民が訪れる場所でも季節感ある緑化による場づくりを集中的に展開するほか、花木を用いた花の名所づくりなどにより、街の魅力を高め、市内全体が花と緑にあふれる「ガーデンシティ横浜」を推進していく。

緑の保全・創造の取組は、継続して長期的に取り組むべき政策課題である。横浜みどりアップ計画は安定的な財源をともなっており、緑を守り、つくり、育てる取組であり、急速に失われてきた横浜の緑の一つの転機をもたらしたと言える。また、10年間の取組の成果は、花と緑あふれるガーデンシティ横浜の基盤となっており、横浜市が招致を目指している国際園芸博覧会の招致にもつながるものとなっている。

今後も引き続き計画の理念である「みんなが育むみどり豊かな美しい街横浜」を目指して、実践から得られる課題や社会の変化、市民意見等を反映するとともに、緑との関わりの裾野を広げ、市民・企業等の多様な主体の一層の参画を得ながら、更なる施策展開を図ることが重要であると考えている。

《7》「みどりアップ計画」の策定を振り返る

〈インタビュー〉

——今日は、「横浜みどりアップ計画」の策定当時のお話を中心に伺いながら、その上で今後の展望などについてもお話をいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

1 みどりアップ計画との当時の関わり

——それでは、約10年前、「みどりアップ計画」策定当時の担当業務から教えていただけますか。

【橋本】 私は平成18、19、20年の3年間、環境創造局の総合企画部環境政策課担当課長をやりました。局の再編で環境創造局が新たにできたのが平成17年でしたが、平成18年は、「水と緑の基本計画」をつくることに携わりました。そして、平成19年には、みどり政策の重点取組ということで、「水と緑の基本計画」を実現するためにどのような施策に重点を置いてやったほうがいいのか、環境創造審議会

から調査報告をいただきました。緑という市民共有の財産を守るためには安定的な財源が必要だということで、横浜みどり税の話もこの頃ちょうど出ていて、それもならみながら具体的な施策の内容を検討したというのが平成19年です。そして、平成20年度が「みどりアップ計画」の策定年度で、併せてその財源の核となる「横浜みどり税」の条例、これは財政局の主税部の方で主に担当していました。二人三脚でやっていたという感じですね。以上のような一連の流れを一通り担当業務としてやってきました。

——「みどりアップ計画」をつくることは、今のお話にあった「水と緑の基本計画」の策定当初からやはり念頭にあったものなのですか？

【橋本】 「水と緑の基本計画」には、リーディングプロジェクトとして「みどりアップ計画」が示されています。しかし、計画を実現させる施策として不十分な面もあり、より具体的で実効性の高い施策が必要でした。

——当時、「みどりアップ計画」に対しては、ご自身はどんな考えをお持ちでしたか？

【橋本】 それまでは、樹林地を守るため、公園整備事業で土地を取得して対応してきました。それもバブル崩壊後、段々と厳しい財政状況になり、十分な対応ができなくなると、公園整備事業では民有地の緑をもう守れないというような時期だったと思います。それで、どうしたらその民有地の緑を守るのか考えたときに、大きな発想の転換がありました。具体的に言うと、買って守るというだけではもう限界なので、できる限り民有地のまま持ち続けてもらう、そういった施策の大転換というか、発想をがらっと変えて必要な施策を考えました。

2 発想を転換して

——公園整備事業で緑を買って守るというふうにやってきた横浜市が、できるだけ民有地は市民の方に持ち続けてもらおうだという発想の転換があったということですが、そこに至った背景はどのようなものだったのでしょうか？

【橋本】 例えば駅近くの大きな山がマンションになってしまったり、区が一生懸命に緑を保全しようと動いても資金がなくて、樹林地が目の前で開発されるといのが頻繁にあつて、このままでは緑の減少に歯どめがきかない、何とかしなければいけないと、そういう状況がありました。

——その当時、緑が減っていくことに対しての行政としての切迫感、緊迫感があったということですね。

【橋本】 それは市民の方々もそうだったと思います。市民の方からの緑を残してほしい



橋本 健
環境創造局みどりアップ推進担当理事

聞き手

佐藤 智也
環境創造局課長補佐（政策課担当係長）

という声がある中で、それがなかなか叶わないという話もあって。大きな樹林地が開発されるごとに、保全の話とかいろいろな声が上がって、ただ、民有地の緑を法令に基づいて開発したり活用するのは地主の方々の意志に基づくものであって制約はできません。制約をかけるを買わなければいけない。ではどうしたら買わないで残せるのか。土地所有者の方へのアンケートの結果を見ると、相続や固定資産税の負担や維持管理の負担、そういうものがあって、代がかわって開発をしたいという後継者の方もいらっしゃいましたが、本当は先祖伝来の森なので残したいという意向を持っていらっしゃる方も結構いらっしゃいました。それで残すことで生じる負担の部分を何とか解消できないかと考えました。施策の中身が「支援」という形に変わっていったということだとと思います。

3 当初計画策定で意識したこと、力を入れたこと

——そういう背景がある中で、「みどりアップ計画」が策定されていったということですが、策定に当たって特に意識した部分、力を入れた部

分というのはどういったところでしようか？

【橋本】一つ目は、正に民有地の緑です。これを守るためには土地所有者の方のご理解をいただかなければいけないということがまずあります。そして、土地所有者の方の理解を得るためには、相続が発生したときなど、いざというときにちゃんと市は買取りなどの対応をしてくれるという安心感や負担軽減が必要になります。買取りのための安定した財源も必要となります。そういった、長く持ち続けてもらえるような施策を重点的に考えました。

二つ目は、直接的、民有地の地主の方に支援をする、税金を投入するわけですから、市民の理解を得ることが必要となります。そこで「みどりアップ計画」には、まず市民のメリットとして楽しみ、そして市民協働で参画するメニューをセットに考えました。それが特徴の一つでもあります。樹林地の保全で地主の方にアプローチする施策とともに、その樹林地を維持管理して多くの方に森の良さを感じてもらう、そして愛護会の活動に参画してもらうなど、市民にどう還元できるのかというのはいすごく意識して

考えました。

また、例として、民有地の緑化の助成をするともに、市民の皆さんが自ら考えて行える地域緑のまちづくりのよいな施策を展開する。農地では農家が業として農業を行っています。それがともに、市民菜園とか農園付き公園など、市民が農業と触れ合えるような施策をセットで打ち出す。そのように、市民の方たちに緑を還元し、理解を深めていただけるようなつくりとされています。そこが一番考えたところです。

——それぞれの施策を考えていく中で、困難だったことなどはありましたか？

【橋本】今までにない事業を組み立てるわけですので、私は担当の課長でしたが、施策をつくったり、その施策を考える上でのデータをそろえたりと、関係各課が集まって大変大きなプロジェクトでやっています。本当に多くの人の協力で「みどりアップ計画」ができたというのはすごくありがたかったなとも今でも思っています。全てが難しいことばかりでしたが、本当に多くの人にご協力をいただきましたし、とりわけ財政の部分、新たな「横浜みどり税」の導入という部分では、財政

局主税部の皆さんが税の研究会を開くなど、超過課税という市民に新たな負担を求めるような試みに対して一緒にやって取り組んでくれたというのには本当にありがたかったです。

——税金の面から見た「みどりアップ計画」というところでは、税制調査会からの意見は当初どのようなものだったのでしょうか？

【橋本】まず当初はみどり税が超過課税という観点から普段にいたっている税金で賄えない事業なのかどうかという視点からの議論がありました。緑がたくさんある自治体であれば、緑というのは空気がみたいなものでタダですが、横浜でそれを求めるには多大な費用がかかる。だから、横浜でその緑を市民の方々が求めるということであれば、やはり普通の税金の割合では賄えないプラスアルファの部分、超過の部分が必要だということをご説明して、そこは高い開発圧力に対抗して緑を守るためにはそういう手段が必要だということを税制の先生方にもご理解をいただきました。それで、横浜みどり税の導入へとつながったと思っています。

4 関係部署との協力の下で

——先ほど当初の「みどりアップ計画」を策定するとき、多くの関係課と協力をしたというお話があり、当時、橋本理事はその中心にいらっしやっただけなのですか、何か気をつけたことなどはありますか？

【橋本】やはり取組の目的や理由を共有することを意識していたと思います。仕事の目的が共有できると、皆さん自発的に次々にいろいろなことを考えていく。短時間でこれだけの新しい事業をつくり上げたというのは、普段から問題意識に加え、そういう動きがあつてできたことだと思っています。

——他に大変だったことはありましたか？

【橋本】そうですね。計画をつくるときには、事前の調査とか、特にアンケート調査であるとか、基本的な数字のデータというのをしっかり押さえておかないと、やはり施策の妥当性を示すためには本当に苦しいと思います。今は技術力もアップしていますので、例えば緑被率のデータと様々なデータを重ね合わせてということができますが、当時はなかなかそれが難しく

苦勞しました。データやアンケート調査等の準備をしつかりやる大切さはすごく当時感じましたね。今回の第3期の「みどりアップ計画」の策定作業の中では、かなり精度の高い数字も出て、当時のデータを照らし合わせた結果、当時のデータが外れていなかったということが分かりほっとしました。

5 外から見た「みどりアップ計画」

—— 計画を策定し、その後異動もあって、環境創造局から少し距離を置いて「横浜みどりアップ計画」を見ていた期間もあったと思いますが、視点が変わって、何かそれまでに気がつかなかったこととか、感じたことなどはありましたか？

【橋本】それはあまりありませんでした。逆に10年経ってみて、当初の計画をあまり変えないでやって来られたというのは、当初の計画のつくり方の視点は外れていなかったのだと思いますし、個々の事業でもかなり成果を上げています。横浜みどり税も有効に使わせていただいていますし、その辺りは今回第3期目に入るときに、税制調

査会の先生方から、計画の内容や横浜みどり税が適正に使われていることについて良い評価をいただいたことは、私は本当に良かったと思っています。また、当時は山がなくなるので何とかしてほしいというような陳情ですとか、みんなが残念がるような結果というものがいくつもありましたが、市民の皆さんが望む取組ができていますのではないかなと感じています。

6 この10年を振り返っての所感

—— 「みどりアップ計画」が当初の策定から10年ということと、これから新たなステーションに入っていくと思います。10周年を迎えたときにまた理事としていらっしやるわけですが、どのような感想をお持ちでしょうか？

【橋本】一昨行われた全国都市緑化フェアでは、「みどりアップ計画」の取組で担保した緑を背景に花の演出を行ったという形でしたが、本当に多くの皆さんに楽しんでいただいで、緑や花に対する関心も非常に高まり、大成功に終わったと思っています。また同時に、暑さ対策や、豪雨の話、地産地消の話など、

緑が持ついろいろな機能が改めて求められてきていることも感じています。特に暑さ対策ですが、夏の異常な暑さの中で、市民の皆様が木陰をたどって歩いていました。多分、科学技術で都市や室内を冷やす対策はあるかもしれませんが、街全体の環境を良くするとすると、最後は緑しかないのではないかと私は思っています。やはり都市を過ごしやすい、生活しやすい街にするため、緑の可能性というのはまだまだありますので、今一度緑の機能を感じ、考えていく必要があると強く思っています。

—— 今お話にあったような緑の多様な機能については、環境創造局としてもグリーンインフラを活用していこうということと、昨年度あたりから動きも出ていますが、そういったところと「みどりアップ計画」との関係はどのように考えていますか？

【橋本】もともと「水と緑の基本計画」には、緑の多面的な機能とか、水をゆっくり流すというところは計画の中に織り込み済みです。しかし、やはりいろいろな事業を連携してやるというのはなかなか難しいものです。計画の中に謳ってあってもなかなか実行

ができない。ただ、グリーンインフラが注目を浴びると、関連する事業が連携しやすくなるということはあると思います。横浜では、これからまだまだ伸ばすことができる取組ではないかと思っています。

7 今後の展望

—— 「みどりアップ計画」のこれから先の展望についてどのようにお考えですか？

【橋本】市民の皆様がこれまで10年やってきて、実績も上がり、いろんな成果も出てきていますし、また、多くの市民の方が緑の大切さを感じていただく機会も増えてきているような気がしています。子

どもたちにも、市民の森の新緑の林の中や水田などでの素晴らしい実体験を持ってもらいたいと思います。横浜には、市民に身近なところに森や農地があります。この特徴を生かした、横浜らしい取組はまだまだ発展するのではないかと思っています。

—— 他都市の方と話をすると、「みどりアップ計画」の取組というのはかなり進んでいて、もはや次元が違うところで緑施策を行っているような感もあつたりします。日本全国から横浜が注目されるというような状況が今後もずっと続いていくと思いますが、そのような中で、横浜市の緑施策が足を止めないで前に進んでいくためには、どのよう



な姿勢というかマインドが必要でしょうか？

【橋本】先ほど公園整備事業で民有地を買い取って緑を保全するという以前の話をしましたが、いわゆる公共事業で全てやろうとすると限界があります。「みどりアップ計画」は、民有地の緑を地主の皆さんのご協力を得ながら相互に理解し合って進めていくものです。協働型公共事業と当初は言っていたこともありすが、相互の理解と協力、支援を通じてその輪が広がること

が「みどりアップ」の神髄だと思えます。横浜には意識の高い市民の方が多いですし、実際に活動していただいている方も本当に多くいらっしゃいますので、このムーブメントが更に広がっていくけば、まだまだ横浜らしい施策が出てくると思っています。

——職員についてはどのような姿勢が求められるでしょうか？

【橋本】何か課題があって、緑なら何が出来るだろうと常に考えることだと思えます。公園事業にしても「みどりアップ計画」の取組にしても、さまざまな社会的な要請や、新しい暑さ対策、グリーンインフラの整備、生物多様性の対応、SGDs、先進技術を用

取り入れた新しいタイプの農業のような話もあるかもしれませんが、そうした社会的な要請がある中で、緑、公園、農地には課題の解決につながるような可能性、ポテンシャルがあると思います。果敢にチャレンジすれば必ず解決策はあると思いますし、社会の要請にも応えられる仕事にもなると思います。

緑なら何が出来るのか。例えば、「防犯」と「公園」、「防災」と「公園」など、いろいろと組み合わせる考えられることもできると思います。花壇は花を植えるところですが、野菜を植えて「防災花壇」とし、収穫した野菜を防災の炊き出し訓練に使うことで、地域のネットワークをよりしっかりとしたものにすることに貢献するかもしれません。基準は必要ですが、社会の変化と乖離している可能性があります。基準に照らしただけで判断するのではなく、職員には一つひとつ考えることも必要であると思えます。また、先ほど目的と理由の共有という話をしましたが、例えば子どものためにであるとか、大人の責務としての視点も大切にしてほしいと思います。

今年もガーデンネットワークを行います、職員一人ひと

りが考えながら主体となって実施し、これを6年続けることでスタッフもかなり育つてくると思えます。誘致を進めている国際園芸博覧会も、率先して動ける、自分で考える人間をどれだけ横浜市はそろえられるか、これが多分その成功の鍵になるのではないかと考えています。

8 最後に

——今後の取組などについて、最後に何かあればお願いします。

【橋本】「みどりアップ計画」は、基本はきちんと緑を残すというのがすごく大事ですが、より多くの人たちに興味を持っていただき、理解をしていただくという中では、緑の保全や生物多様性だけでなく、花の取組は必要だと思えます。

「みどりアップ計画」の基本的な緑を守るという観点とは異なりますが、都市のブランド力を上げるとか、観光MICEを推進するなど、そういった部分では、注目のある花の取組も不可欠だと今思っています。

私はここ数年、桜を見に毎年新宿御苑に行ってるんですが、あそこは八重桜がきれ

なんです。ソメイヨシノは満開になると3日で終わってしまうのですが、何十種類も桜があって2週間ぐらいいは楽しめます。広大な芝生に桜がたくさんあって、本当に幸せな気分になります。訪れる外国人もものすごい勢いで伸びていて、シーズンに行く行列して入らないといけない状態です。アジアの方を中心に訪日外国人が半分以上を占めるイメージでしょうか。でも、その新宿御苑が5月になるとはたつと人が減るんです、桜がなくなると。

そこで私はバラを考えています。お聞き及びかもしれませんが、平成31年度から新たな取組としてローズウィークを行います。山下公園のバラ園とか、港の見える丘公園のバラ園というのはクオリティとしては日本一だと思えます。横浜イングリッシュガーデンのように民間の素晴らしいバラ園もあります。そのバラを巡り歩けるようなイベントというのは多分全国で横浜が唯一であると思えます。アジアの熱帯と亜熱帯というのはバラが育ちにくいので、アジアで唯一のバラのイベントになるのではないかと思います。ものすごい数の訪日外国人が東京の桜を見に来てい

る。バラを見たいとなれば、同じぐらいの人を横浜に呼び込むことが出来るような気もしています。今度はバラですよ。今すごく力を入れています。

——横浜ローズウィークは今年の5月ですね。

【橋本】5月3日から開港記念月間のスタートと合わせて開催します。多くの方々に、ガーデンベアとともに迎えたいと思います。本当に皆さん楽しんでいただきたいと思います。私自身も楽しみにしています。



《8》 地域における取組から

① 公園愛護会の取組

1 公園愛護会活動支援制度について

横浜市の「公園愛護会活動支援制度」は、全国に先駆けて昭和36年に創設したもので、地域コミュニティを母体として結成された公園愛護会により、市民協働で公園の維持管理を進めていくための制度である。平成30年3月31日現在、公園愛護会は横浜市の2,675ある公園のうち2,407公園で2,478団体が結成されており、約90%の結成率となっている。

柱に大きく見直した。

土木事務所等には公園に関する窓口としてコーディネーターを配置した。要望・陳情を行政が受け、対応するといった従来の関係から、愛護会活動に関してのやりとりや情報共有を行い、地域とのコミュニケーションを充実させ、顔の見える関係性に変化していった。さらに、土木事務所等を中心とした公園愛護会同士の連携も盛んになり、港南区、金沢区、都筑区及び戸塚区では公園愛護会の連絡協議会組織も発足し、愛護会が愛護会を支援するといったような横のつながりも深まっている。

2 公園の活動と利活用

昨今では、公園愛護会活動として、維持管理に限らない特色のある公園づくり・地域づくりの活動が行われているのも特徴である。

2017年に開催された「第33回全国都市緑化よこはまフェア」では、各区の公園愛護会の方々と山下公園で「球根ミックス花壇」の整備などを進め、フェアの魅力づくりに一役買った。あわせて愛護会の方々を対象とした花壇づくりの講習会も行った。講習会の手法を地域の愛護会に持ち帰っていたことで、球根ミックス方式などによる魅力的な花壇づくりが公園で広まっている。

公園愛護会が中心となった健康づくりの取組も盛んである。公園緑地維持課では、健康運動指導士の先生の監修のもと、冊子「公園の健康づくり」の発行や健康づくりの講習会を開催している。この冊子は公園愛護会の方だけではなく、健康福祉局とも連携し、地域の健康づくりのリーダーである「保健活動推進員」の方にも配布しており、地域全体での健康づくりの取組に

活用されている。

そのほか公園では、焼き芋大会など季節ごとのイベントを通じた地域振興、プレイパークなどの遊び場開催を通じた子育て支援など、様々な分野の活動が増えている。多様な活動を通じた公園の利活用が、地域の魅力づくりや課題の解決などにもつながっている。

3 今後の公園愛護会活動について

公園愛護会活動の支援については、制度の見直しを経て様々な支援策が進められてきたが、公園の利活用を進めていくため、地域課題に対し地域と絡みながら解決策を考え、その活動を支援していく必要がある。昨今では公園愛護会活動の担い手不足という課題が取り上げられているが、周辺の企業などの参加を呼びかけることで、より多くの方々に公園愛護会

執筆

吉谷 悠

環境創造局公園緑地維持課担当係長

活動に関わっていただくきっかけとすることができると思われる。担い手が増え、特徴的な活動を継続・展開し愛護会の活性化につながれば、公園愛護会だけでなく、公園に関わる人にとつてさらに魅力的で愛着にあふれた公園となることが期待される。

公園愛護会の活性化は、横浜市の公園の利活用の促進につながり、「ガーデンシティ横浜の推進」など横浜市の公園緑地行政の発展につながっていくことになる。公園愛護会は、その活動を通じて地域を活性化させ、地域づくりの担い手として公園に留まらない新たな価値を創造していくことで、今後ますます重要な横浜市のパートナーとなっていくと言えるのではないだろうか。

② 市民の森愛護会の取組

1 はじめに

市民の森は、良好な樹林地を土地所有者の協力を得て保全するとともに、住民の憩いや環境教育等の場としても活用する、横浜市独自の緑地保全制度である。この制度の大きな特色は、維持管理を地域で設立した愛護会により住民参加で行うことである。昭和46年度の制度開始以来、平成30年4月までに、開園した市民の森38か所で、31の愛護会が活動をしている。

2 森や地域とのつながり

制度運用後の初期に設置された市民の森の愛護会は、農家など土地所有者を主体に組織され、活動は、開園前から行っていた自身の土地の山林管理（草刈りや間伐等）の継続と、施設の保守やパトロール、清掃等であった。

平成10年頃からは、土地所有者の高齢化により愛護会作業が困難なケースが見られるようになった。土地所有者に

代わり愛護会を担ったのは、地域活動や環境に関心の高い地域住民であった。山林管理の技能や経験が少ない方も多かったが、行政が主催する研修等で技術を学び、土地所有者の協力を得ながら愛護会活動を行えるようになった。なお、この研修は、平成21年度から開始された「横浜みどりアップ計画」（以下、みどりアップ計画という。）にも位置付けられ、継続して実施されている。

みどりアップ計画の開始以降、保全制度に基づく緑地の指定や、相続など不測の事態の際の緑地の買取りが急速に進展し、市有地が含まれる市民の森も増えてきた。愛護会については、行政が近隣自治会等へ結成を働きかけるものの、愛護会活動にかかる労力などが負担に感じられるようになるなど設立の合意を得ることが難しくなってきた。また、既存の愛護会でも、高齢化に伴い活動継続が困難になったところもあった。そこで、平成24年の制度改正にお

いて、愛護会の森への関わり方を見直し、その役割を行政の管理をサポートするものと位置づけ、会が担う作業を危険を発見するための巡視や快適な利用のための清掃等の軽作業に改めた。

3 森の魅力向上に向けた協働の取組

多くの愛護会では、会ごとそれぞれ森に対する想いを持ち活動している。自身の山林の継承、希少な山野草の保全、鬱蒼とした森を明るくして子どもを遊ばせたい、などの想いである。その想いが活動に反映され、各市民の森にも特色を与えてきた。

一方、行政の関与の管理は、みどりアップ計画を契機に、それまでの最低限の安全管理から森の質の向上を図る樹林地管理へと幅を広げ、愛護会と保全管理計画策定の取組を開始した。保全管理計画とは、愛護会と行政など森に関わる人々が、それぞれの森への想いや価値観について話し合い

ながら森の将来像を定め、安全確保や、保全と利用とのバランスに考慮し、協働で作業を進めるその森固有の森づくりの計画である。

この計画に基づき、主に行政は防災対策のための樹木管理など大規模で集中的に行う作業、愛護会は森に密着したきめ細かな作業を行っている。例えば希少な野草の保全において、守りたい野草を丁寧に残す草刈りや盗掘防止の見回りのような作業は愛護会の活動に負うところが大きい。愛護会の地道な取組が希少な野草を保全・育成しているケースも多く、地域の生物多様性向上に大きく寄与している。

4 おわりに

市民の森制度はまもなく半世紀を迎える。貴重な自然環境である市民の森は、地域コミュニティ上でも重要な施設となっており、これは、愛護会が顔の見える活動を絶えず実践してきた成果である。ま

執筆

裏戸 秀幸

環境創造局みどりアップ推進課

た、行政と愛護会が話し合い、共有する保全管理計画策定の取組は、市民協働で都市の自然環境保全を行っている好事例であるとも言える。一方、ボランティア組織の共通課題である後継者育成は、市民の森愛護会でも例外ではない。今後、市民の森を良好に守り育てるためにも後進が加わり、愛護会がより活性化していく必要がある。行政は、愛護会活動の功績や魅力について市民の理解を深め、次世代の森づくりを担う人づくりを進めることが求められている。

③ 緑の取組を通じた地域の活性化

横浜市みどりアップ計画では、地域が主体となり、住宅地や工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、市民と協働で進める取組として「地域緑のまちづくり事業」に取り組んでおり、これまで延べ47地区で事業を推進している。

この事業は緑のまちづくり推進団体（以下「推進団体」という。）と横浜市で複数年の協定を結び、推進団体が取り組む緑化整備や整備した緑地の維持管理、広報や研修などの緑化活動を横浜市が支援する事業である。そのため、この事業は地域の緑化だけでなく、緑を通じたまちづくりが展開されるということも大きな特徴と言える。

今回はこの事業に取り組んだ上星川地区（保土ヶ谷区・平成27年～平成29年）と北寺尾地区（鶴見区・平成25～平成29年）の推進団体の方に活動を振り返っていただき、緑を通じたまちづくりがどう展開されてきたかを紹介する。

1 緑の取組を通じた上星川地域の活性化（上星川地区）～ハンギングバスケットを街に広げる～

■ハンギングバスケットとの出会い

私はハンギングバスケット（以下ハンギング）をはじめて見たとき、衝撃を受けました。まるで空中に咲く花束のようで、しかも根がついていて成長していく過程を楽しめるのです（写真1）。植え方を習いたいと思って色々調べらるうちにハンギングの先駆者である先生に出会いました。■ハンギングを我が街にも広めたいと思ったきっかけ

習いはじめてしばらくして、飾ってある私のハンギングを見た街の人たちに声をかけられるようになりました。プランターや鉢植えなど、置き型の従来のスタイルに対して、庭面積が少ない場所にも玄関先にも、目の高さで飾れるこのスタイルは、もしかしらこの地域のみんなに受け入れられるのではと思ったの

です。街中にハンギングが広がったらどんなに素敵なことかと想像するようになりました。

■第1回ハンギング講習会を開くまで

そう想像する中、横浜市の事業「地域緑のまちづくり」で地域の方々と横浜市が協力をして、地域にふさわしい緑を創出する取組の募集があることを知りました。この事業を利用すれば自分たちが住んでいる街にお花が広がる、お花を通して会話の弾む街にできる、その結果、地域が活性化するのはと考えると、上星川グリーンアッププロジェクト」と命名したこの街づくりを早速2015年春から準備に取りかかりました。

引っ越して来てまだ年数も浅い娘と私はその頃は全然知り合いもおらず、人数集めには苦労しました。横浜市の方にも二人で動いているのかと驚かれましたが、熱意が届いたのか無事に選定され、協定を締結し、ついに12月6日に

先生をお招きしての第1回目のハンギング講習会が開かれたのです（写真2）。

■ハンギングに対する街の反応

初めてハンギングを見た街の人たちの感想は、まずこれが自分たちの手で作り出せるのかと驚き、そしてこの小さなハンギングにたくさんの方が入っていることに狭くて可愛そう、枯れるに違いない、値段を聞いて高すぎるといようなものでした。しかし、初冬に植えるハンギングは寒くて花の成長が活発でないため、お花がなんと春まで形をあまり変わらずに長持ちし、街の人々を魅了しました。今では雨避けや寒さ避けの不織布をかけ大事に育ててくれています。

■まとめ

地域緑のまちづくりも4年目を迎え、今でもたくさんの方がハンギング講習会に参加してくださり、街では「ウェルカムハンギングバスケット」としてすっかり定着しました。ハンギング以外にも地域のお揃いポット、アイス

執筆

上田 智子

上星川レジデンス副委員長

高田 房枝

鶴見「みどりのルート」をつくる
会長

写真1 ハンギングバスケットとは、引っ掛けたり吊るしたりする空間に飾る花の寄せ植えの新しい園芸スタイルのこと。



写真2 2015年の第一回目のハンギング講習会。メンバーは毎年12月を楽しみにしています。

チューリップ（写真3）や多肉植物の植え込み、タネ団子、コキアのほうき作り（写真4）、など最新の緑化を取り入れ地域の方々に楽しんでもらえるような企画をしています。会のメンバーからは「お花を通じて会話が增えた」と嬉しいお声をいただきます。ここにたどり着くまでに不安もありましたが、それを支えてくれた役員たちがいました。引越して来てどんな人たちかも分からない私たち親子を支持してくれたのです。それがどんなに心強かったかは言葉には言い表せません。心と心を繋ぐお花パワーに感謝。



写真3 冬に咲くアイスチューリップとハンギングバスケットを飾ると華やかになると大好評



写真4 種から育てたコキアをほうきにする講習会を企画

2 現代の「沿道里山」づくりで地域の活性化（北寺尾地区）

(1) はじめに

鶴見「みどりのルート1」をつくる会（以下「当会」という。）は、横浜市の国道1号「北寺尾」交差点を中心として約1kmに亘る沿道の住民、店舗、教育機関等が一体となって「民有地の緑化によるまちづくり」に取り組み組織として平成24年に設立されました。

平成25年から5年間は横浜市と「地域緑のまちづくり事業」で協定を締結し、5年間助成を受けて協働しました。

平成30年には当緑化地域が里山だった過去の歴史を踏まえ、事業者、横浜市、地域住民の連携により新しい里山として「沿道里山」と位置づけての活動が評価され第38回「緑の都市賞」の内閣総理大臣賞を受賞することができました。

(2) 活動のきっかけ

昭和12年以前はこの地域は里山でした。「京濱国道」（現在の国道15号）の交通量の激増により「新京濱国道」が計画され、当地域の里山は開削され、「国道一号」として現在に至っています。

沿道は、時代の変遷とともに商業系地域として利便性が高く賑わいのある地域となりましたが、一方では僅かに残されていた緑は消失の一途を辿り看板が乱立し、ゴミも散乱する状況でした。

そのような折、平成19年に筆者の所有地にスターバックスコピーヒージャパン（株）と（株）木曾路が出店する際、緑化に配慮する計画を要請し、これが受け入れられました。

この結果を契機として地域一帯の緑化まちづくりを構想し、沿道地域の事業者、住民に呼びかけ、当会の活動を開始しました。

(3) 沿道民有地緑化の実態

① 緑化計画の方針とテーマ

①幹線道路沿いの民有地の店舗、駐車場、道路沿い、擁壁を緑化しその中で憩うことができる持続可能で生物多様性の植栽ゾーンを「みどりの拠点」としてつなぎ、現代の「沿道里山」を創る。

② 子どもたちに自然の大切さを体得することを目指す。

③「沿道における緑化」のモデルになる。

これらを目指しました。また、緑を楽しむことをテーマとして掲げ、トンボや鳥の観察・勉強会、また地域で発芽

したドングリ苗からのミニ鉢づくりなどから生態系の変化を調べ、次のみどりのまちづくりの意識が高まることを期待しました。

② 緑化の成果

横浜市の助成により行った事業所の緑化箇所は平成25年度から29年度で15箇所、植栽した樹木数量は高・中・低木で約3,134本、樹種数93種類（植樹時）の緑が増えました。

③ 新しいコミュニティ

当会の活動では、立場を異にする者同士が「地域の緑化」という目標や理念を共有して活動することで新しいコミュニティが醸成されたと言えます。月例のクリーンアップ活動に加え、近隣住民はもとより、ガールスカウトの子どもたちや、野球部の中学生、総合学習や理科的な視点からの調査を計画する中学生等が参加し、学校や保護者を通じて活動の輪が広がっています。

④ 市民主体でできた緑化

横浜市の緑の助成は主体者が市民又は企業等のため、合意形成が十分なされた緑化は愛着があり、緑化推進、維持管理に意欲的な取組となりました。この点は活動意欲につながる重要な点でした。

(4) 今後に向けて

計画立案時から今日に至るまで多くの問題を抱え解決してきました。横浜市からは財政基盤と多大なるアドバイスを得てきましたが、実施者からの立場での計画立案方法、課題解決時の調査方法を明示し、誰もが緑化まちづくりに取り組める仕組み作りを創設し、今後も横浜市の緑化を推進したいと思えます。

図1 緑化前店舗例



図2 緑化後店舗例

④ 花と緑で活気にあふれ、地域がつながるまちへ 港北オープンガーデンの開催を通して

1 はじめに

オープンガーデンとは、ガーデンニングの盛んなイギリスで始まった、個人の庭を一般に開放して、訪れた人との交流を深めながら季節の植物を楽しむイベントのことです。

港北区では、区の魅力の一つである「花と緑」をテーマに、2013年から「港北オープンガーデン」(以下「イベント」という。)を実施しています。イベントは、花の種類が多い4月と、春バラの見頃である5月の週末にそれぞれ開催し、第6回の2018年は、延べ約8,300人に来場いただきました。

2 イベント企画

本事業では、2014年の第2回開催から、区民ボランティアである港北オープンガーデン運営委員(以下「委員」という。)と区役所職員が「港北オープンガーデン運営委員会」を設置しています。

委員はイベント開催に向けて、前年9月から月2回程度区役所に集まり、企画・準備を行っています。委員の活動内容は多岐にわたりますが、主に、パンフレット案の検討、新規参加会場の開拓などがあります。イベントの顔となるパンフレットの表紙写真は、何度も議論を重ねて決定しています。参加会場は一般公募のほか、委員やこれまでの参加会場からの紹介により、地域とのつながりを重視しながら拡大しています。イベント開催前には、参加会場同士の交流を深めるため、交流会を実施し、顔の見える関係づくりを進めています。

イベントの特色は、個人宅の庭だけでなく、地域・コミュニティ等で育てている花壇も公開の対象としている点です。現在は全参加会場のうち、およそ半数がコミュニティ花壇で、イベントが地域・コミュニティ活動の活性化にもつながっています。第7回目となる2019年

は100会場が参加予定で、お庭めぐりをいっそう楽しんでいただけるよう、スタンプラリーを新たに実施し、これまでイベントを認知していなかった層にも関心を持ってもらえるように工夫しています。

3 イベント当日

イベント当日は、区内3駅に案内所を設置し、パンフレットの配布や各会場の見どころ・行き方の案内を行っています。案内所に来られた方には、委員が手作りした地区ごとの詳細地図もお渡ししており、会場の回り方が分かりやすいと好評です。また、ボランティアガイドと一緒に会場をめぐる、会場案内ツアーは特に人気があり、いつも満員になっています。案内所での案内や会場案内ツアーのガイドは、多くのボランティアに協力いただき、運営しています。

参加者が特に楽しみにしているのは、会場オーナーとの

交流で、前回開催時も、庭の手入れ方法や植物についてなど、多くの会場で話が弾んでいる様子が見られました。

4 まとめ

毎年春になると、問合せが増え、このイベントが多くの方に愛されていることを実感します。会場オーナーも当日に向け、丹精込めて草花を育ててくれます。イベントを通して、住宅街の中でも花や緑を感じられる港北区の魅力に触れ、地域への愛着を深めていただくとともに、区民の間に新たな交流の輪が生まれることを願っています。そして、イベントが目指している「活気にあふれ、地域がつながるまちづくり」の実現のため、今後も検討を続け、イベントを発展させたいと考えています。また、参加者に地域の緑に関心を持ってもらうことで、より緑化が推進され、花と緑にあふれる区につながることを期待しています。

執筆

木和田 茉莉
港北区政推進課

田村 賢太

港北区政推進課企画調整係長



参加会場



案内所の様子

⑤ 企業における横浜の緑の取組

京浜の森づくり事業は、横

浜市みどりアップ計画の始まり6年前、平成15年に開始しました。京浜地区の企業の緑地や市民に公開されている施設を地域の重要な財産と捉え、公共の緑や水辺などと合わせて、企業、市民等と行政の協働により緑化・活用を開し、未来に引き継ぐ「京浜の森づくり」を提唱、推進しました。

本稿では、実際にこの事業に取り組んだ企業と、整備した緑地で活動する市民団体の取組について紹介します。

1 JFEトンボみちの概要

「JFEトンボみち」は、横浜市と民間企業が協働し、地域の緑化活動を推進する「京浜の森づくり」末広地区協働緑化計画の一環として、JFEエンジニアリング(株)が2009年に整備した公開緑地です。全長約365m、遊歩道の幅員4m、全敷地面積約2,300㎡の規模です(写真1)。

施設入口にはトンボ池が水

辺ビオトープとして造成されています。企業、市民、専門家、行政が協働で行うトンボの飛来調査地点であり、開設以来、トンボの生息のモニタリング調査を実施しています。トンボは、幼虫期は水中、成虫期は陸上で過ごすことから、環境指標となる生物と考えられており、トンボやヤゴの観察を通して、その自然環境の豊かさを知ることができます。

2 JFEエンジニアリング(株)の取組

●施設的一般公開

「JFEトンボみち」は、夜間を除いて一般市民のみならず、常時開放をしています。水道・電気などの通常のインフラ設備がないものの、日常監視により、池への水補給、怪我や事故を防ぐための補修などを行い、常に安心して利用できるように努めています。

また、一般公募によるトン

ボ池の生きもの観察会を開催

しており、毎回多くの家族連れが参加しています。

●環境活動への場所の提供と支援

トンボはドコまで飛ぶかフォーラムのトンボ調査、近隣小学校の校外学習、学士論文・修士論文等の研究調査のための場所の提供と活動支援を継続して行っています。

3 トンボみちファンクラブの取組

●自然あふれる地域社会をめざして

「トンボみちファンクラブ」は「JFEトンボみち」の愛護的な任意団体として、近隣のみなさんを中心に結成したクラブで、草花の世話、野菜栽培、生きもの観察などを楽しんでいます。

6月から10月には毎月2回、子どもたち向けの「トンボとり大作戦」を開催し、地域の自然に関心をもってもらうための活動にも取り組んでいます。

●JFEトンボみち憲章を制定

2012年4月、JFEエンジニアリング(株)とトンボみちファンクラブは、協働して「JFEトンボみち憲章」を制定しました。活動の指針として「虫や鳥や草花と仲よくしよう!」などを掲げ、その実現に向けて活動を続けています。

4 取組を通じての変化

JFEエンジニアリング(株)は、トンボはドコまで飛ぶかフォーラムに2003年から参加していますが、「トンボとり大作戦」では参加者が増えてきて、トンボみちファンクラブの活動も活発になってきています(写真2)。

また、トンボ調査でトンボの移動が多数確認されたことにより、当施設がトンボを指標とした地域のエコロジカルネットワークの拠点のひとつとなっていることを実感しています。

執筆

永沼 孝臣
JFEエンジニアリング(株) 総務部 施設管理
柴田 芳宏
トンボみちファンクラブ代表



写真1 「JFEトンボみち」リーフレット



写真2 トンボとり大作戦(2016年7月)

《9》公園に関する取組

1 はじめに

都市公園には、景観形成、環境保全、生物多様性保全、防災・減災、レクリエーション、スポーツ・健康、コミュニティ形成等の多様な機能がある。かつては、主に休息やレクリエーションの場としての役割を果たしてきたが、社会状況の変化や時代の要請に伴い、防災や子育て活動の拠点、さらには地域コミュニティの形成や都市の価値・魅力向上、賑わいづくりの場など、より一層多様な機能を担うようになってきている。

横浜市には、2,675か所、1,707.6haの都市公園があり（平成30年3月31日現在、県立の4公園を除く）、本市の緑の取組の中でも、良好な都市環境を形成する上で、都市施設として重要な役割を果たしている。これまでも、社会状況の変化や時代の要請に応えながら、地域の身近な公園から、スポーツのできる公園、多様なレクリエー

ションに應える大規模な公園まで、規模や地域の特性を踏まえて整備を進めてきた。一方で、市民一人当たりの面積は4.92㎡（県立公園を含む）となっており、全国平均の10.3㎡、政令指定都市の平均6.7㎡（出典：国土交通省「都市公園データベース」平成29年3月31日現在）に比べると低い水準にある。また、本市の配置計画（後述）でも充足していない地域もあるため、今後整備が必要な状況にある。

本市では、「横浜市水と緑の基本計画（平成18年12月策定、平成28年6月改訂）」に基づき、「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」の実現に向けて、様々な取組を進めている。公園については、小学校区を単位として身近な公園を整備する配置計画を策定するとともに、スポーツのできる公園、レクリエーション需要に応じた公園、地域の歴史や文化、景観、自然環境を生かした特

色ある公園、新たなまちづくりや土地利用転換に対応した大規模な公園の整備等を進めることとしている。また、施設の適切な維持管理、更新を着実に推進し、利用者が安全に安心して利用できる公園にするとともに、多様化するニーズ等に対応し、利用者の満足度を高めるために、公園の特性を踏まえながら維持管理、運営を行うこととしている。さらに、身近な公園が地域の庭として愛され、地域活動やコミュニケーションの場となるよう、公園愛護会やボランティア、地域の活動団体のサポートやコーディネート、子育てや福祉等に関わる多様な主体との連携・協働等を進めることとしている。

横浜の公園の歩みは、我が国の公園の歩みでもあり、明治3年に開園した山手公園から始まる。山手公園は、日本で初めて造られた西洋式公園として、日本の公園史の原点でもあり、国の文化財（名勝）にも指定されている。明治9年には、彼我公園（彼は外国人、我は日本人を指す。外国人専用の山手公園と異なり日本人も利用できた）と呼ばれた横浜公園が開園した。山手公園、横浜公園、根岸森林公園（慶応3年に完成した日本初の常設西洋式競馬場である根岸競馬場の跡地を活用した公園）の3公園は、「旧居留地を源として各地に普及した近代娯楽産業発展の歩みを物語る」として、平成21年に経済産業省から近代化産業遺産に認定されている。

関東大震災（大正12年）からの復興は、計画的なまちづくりのきっかけとなり、多くの公園が誕生した。震災の瓦礫を埋め立てた上に造られ、昭和5年に開園した日本初の

執筆

千木良 泰彦

環境創造局みどりアップ推進課



図1 横浜公園の噴水池と桜（明治末～大正期）（横浜開港資料館所蔵資料）

臨海公園である山下公園をはじめ、野毛山公園、横浜市児童遊園地、元町公園等が復興公園として整備された。

日本が戦争へと進んでいく中、昭和16年に空襲の際の避難場所、延焼防止等のため「防空緑地」が定められ、17か所が計画された。防空緑地は戦後も緑地として残り、県立保土ヶ谷公園や県立三ツ池公園、三ツ沢公園、弘明寺公園等が整備された。

2 公園の誕生

本稿では、本市の公園行政の発展の歩みを振り返るとともに、今後の公園のあり方や取組の方向性についての展望を述べていきたい。

昭和20年の終戦後は、連合軍が進駐し、市街地とともに横浜公園や山下公園等も接収され、将校の住宅等に利用された。その後、接収された公園の接収解除が進むとともに、新たに接収解除された土地に港の見える丘公園や富岡総合公園等が整備された。

3 急激な都市化の中での公園の整備

(1) 急速に進む都市化の中での公園整備

戦災復興から高度成長期に入る昭和30年代は人口急増と乱開発、「交通戦争」等が社会問題化し、子どもが安全に遊べる場所の確保が強く求められた。そこで、市では、昭和43年、「横浜市宅地開発要綱」を定め、事業者に対して、「提供公園」と呼ばれる児童公園（現在の街区公園）を整備することを求めた。これにより、子どもが安心して遊べる場所を確保することができた。これまでに整備された児童公園は2,000か所以上あり、市内の公園数の約75%を占めるまでになっている。

なお、宅地開発要綱による指導内容は、平成16年に制定された「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に受け継が

れている。

一方、中心市街地の復興は遅れており、都市の基盤整備も不十分であったため、市は昭和40年に「六大事業」をスタートさせた。六大事業は、特定の基幹的事業を戦略的に重点的に遂行することで、都市全体の基盤と骨格を整え、健全な都市としての発展を図る大プロジェクトで「都心部強化事業」、「港北ニュータウン事業」、「金沢地先埋立事業」等からなっていた。中でも港北ニュータウン事業と金沢地先埋立事業は、その後のまちづくりにおける緑とオープンスペースのあり方に大きな影響を与えた。

港北ニュータウン事業は、「乱開発の防止」、「都市農業の確立」、「市民参加のまちづくり」を基本理念として、「グリーンマトリックスシステム」、「農業専用地区」等の新しい仕組みを導入し、緑豊かで魅力的なまちをつくり上げた。グリーンマトリックスシステムは、緑道を主骨格とし、公園緑地や歩行者専用道路等の公共の緑、集合住宅や学校、企業等の民有の保存緑地、水系等を連続させるとともに、農業専用地区をモザイク状に配し、地区の空間構成の要としたものである。港北ニュー

タウンは、グリーンマトリックスシステムにより、現在でも緑を中心とした質の高い住環境を保っている。

金沢地先埋立事業は、都心部強化事業に伴う市中心部の工場移転用地造成を主目的として進められた。埋立地には、工場地区と住宅地区「金沢シーサイドタウン」が配置され、職住近接のまちづくりを行うとともに、失われた水辺を復元するため、海の公園、人工島（現在の八景島）を配置した。また、職住近接のまちづくりに欠かせない緩衝緑地として、騒音防止、大気浄化等の効果に加え、市民の憩いの場とするために金沢緑地が整備された。

(2) 公園での市民協働の誕生

こうした急速に進む都市化の中で整備された公園のほとんどは街区公園、近隣公園等の身近な公園である（2,592か所、市の公園の約97%（平成30年3月31日現在））。こうした身近な公園は、地域の共通の「憩いの場」であり、行政だけではなく、市民とともに維持管理や活用に取り組み「市民協働」が不可欠であった。そこで、市では、全国でも先駆的な取組として、昭和36年に「公園愛護会」

制度を創設し、現在に至るまで、地域住民を主体に結成された公園愛護会に公園の日常的な維持管理やイベント等の地域活動を担っていただいていた。創設から約60年経過した公園愛護会の結成率は、約90%（2,478団体、2,407か所（平成30年3月31日現在））と全国でも極めて高い水準にある。現在は公園愛護会表彰や各区での公園愛護会交流会など、横のつながりを生む取組も実施している。

「公園は地域の財産、地域の庭、公園からのまちづくり」を目標に活動する公園愛護会。市民の身近な暮らしや活動の場に公園があることが横浜の公園行政の特色となっている。

4 成熟する社会の中での公園

(1) 「横浜らしい」景観を創る公園

「横浜らしい」景観として、歴史や西洋文化を感じさせる建築物、港や運河等の水辺の風景が挙げられるが、公園は横浜らしい景観を創り、守り、都市に個性を与えることにも大きく貢献してきた。

市では、昭和63年に文化財保護条例及び歴史を生かしたまちづくり要綱を施行し、歴

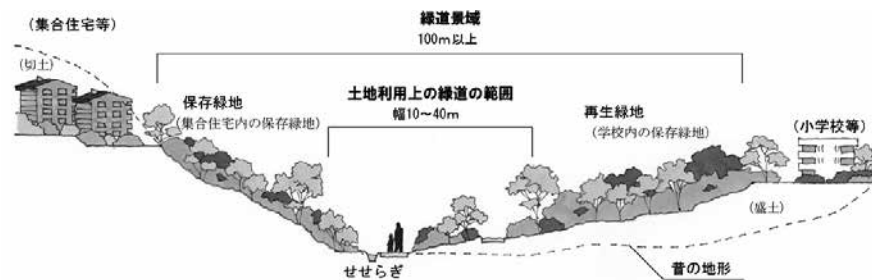


図2 グリーンマトリックスシステムによる緑の保全と活用
(出典：都筑区まちづくりプラン)



写真1 児童公園の様子（昭和30～40年代頃）

史的建造物の保全活用を進め、山手地区の西洋館や古民家、港のドック、鉄道遺構等が公園等で保全されている。横浜の歴史的建造物の保全是、活用とセットで考えられているのも特徴で、西洋館ではコンサートや結婚式、古民家では伝統行事等が行われている。また、公園と一体的な景観を創ることで、建物が建てられた時代の雰囲気を感じられることも大きな魅力となっている。公園での西洋館の保全是、旧イギリス総領事公邸を昭和44年に取得し、港

の見える丘公園の拡張部「横浜市イギリス館」として公開したことからはじまった。その後、元町公園、山手イタリア山庭園を加えた3公園に7つの西洋館を現地保存または移築保存している。古民家を生かした公園の先駆けとして、平成元年に開園したみその公園の「横溝屋敷」は、周辺の市民の森等の景観と合わせて公園として保全され、地域の歴史と文化を学ぶ場となっている。長屋門公園、都筑民家園など9公園でも、古民家を保存し、地域の歴史や伝統文化を継承するとともに、地域住民を中心とした運営組織によるイベント等を通して地域コミュニティの拠点としての

活用も進めている。近年でも、平成21年に復元工事が完成した市指定有形文化財である野島公園の「旧伊藤博文金沢別邸」や、平成29年に再建され、市認定歴史的建造物に認定された俣野別邸庭園の「俣野別邸」等で歴史的建造物の保全・活用を図っている。

また、六大事業による港湾機能移転に伴い、みなとみらい21地区の海岸沿いにプロムナードや緑地を整備し、山下公園とともに、港や運河等の景観を楽しめる空間を創っている。

一方、もう一つの「横浜らしい」景観が、郊外部に残された横浜の伝統的な谷戸（丘陵地にできた浅い谷地形）である。平成4年に開園した舞岡公園は、郊外部の開発により失われつつあった谷戸景観を守る取組として、周辺の農地や山林と一体化した特性を生かし「少し前の時代の横浜の失われた郷土文化を残す」という形で整備された。雑木林や谷戸に水田が広がる光景は、まさに横浜の郊外の原風景であり、市民団体との協働により維持管理を行うなど、公園としてふるさとの景観を守る新しい手法を示した。その後、平成21年に開園した新治里山公園など、谷戸を生

かした公園整備や管理運営が続けられている。

(2) 新たな時代の魅力ある公園整備と管理運営

① 公園とスポーツ

日本のテニス発祥の地である山手公園や横浜スタジアムのある横浜公園以外でも、公園とスポーツの関係は深く、三ツ沢公園は昭和24年に「第4回国民体育大会」のバレーボール会場として開園、昭和30年に「第10回国民体育大会」のメイン会場、昭和39年に「東京オリンピック」のサッカー会場等になった。

サッカーJリーグでは平成5年の開幕から使用され、現在横浜F・C、YSCC、横浜F・マリノスのホームスタジアムとなっている。

新横浜公園の横浜国際総合競技場は、国内最大級の70,000席（現在は72,000席）収容の総合競技場として、平成10年にサッカー「ダ

イナスティカップ」日本対韓国戦でオープンし、「第53回神奈川国体秋季大会」のメイン会場となった。平成14年の2002 FIFAワールドカップでは、日本戦と決勝戦が行われた。質の高い芝の管理に定評があり、FIFAクラブワールドカップや国際陸

上大会、ラグビーなど多様なスポーツの舞台になっており、横浜F・マリノスのホームスタジアムとなっている。さらに平成31年のラグビーワールドカップ2019（TM）（決勝戦）、2020年の東京

2020オリンピック・パラリンピックのサッカー（男子決勝、女子準決勝）の会場となることも決定し、スタジアムの魅力と大会に向けた機能の向上、安全性の確保等に向けた改修を実施している。

② 動物園

横浜の動物園の歴史は、昭和24年、日本貿易博覧会が野毛山公園等で開催され、会場の一部で動物を展示したことに始まる。昭和26年には遊園地を併設した野毛山遊園地として動物を展示し、遊園地廃止後は順次動物舎を増やし昭和47年に野毛山動物園に改名した。長い歴史を持つ野毛山動物園は親から子、子から孫へと世代を超えて親しまれている。

昭和57年に開園した金沢動物園は金沢自然公園の動物区として計画され、「生態系」という概念をいち早く取り入れたことが特徴であった。このコンセプトと野毛山との区別化から専門的動物園を目指



写真2 公園愛護会交流会



写真3 古民家の活用（長屋門公園）



写真4 ウォークスルーのオオカンガルー展示場（金沢動物園）

し、希少草食動物を無柵放養式で展示することとした。

平成11年に開園したよこはま動物園ズーラシアは生息環境展示が特徴の総合動物園である。生息地の「自然環境や文化まで含めた多様性」を伝えることを目指した展示は、当時は主流でなかったが、現在では全国の動物園の改修に当たって目指すモデルとなっている。平成27年には、日本で初めて肉食動物と草食動物の4種を一緒に展示する「サバンナゾーン」が開園した。

③ 特色や魅力ある公園整備と管理運営

(ア) 住民参加による公園づくり

特色ある公園整備の取組として、昭和60年頃から街区公園を中心に行われたワークショップ手法を活用した住民参加方式の公園づくりがある。急速に進む都市化の中で、行政主導により、多くの公園が整備されるにすぎない、画一的な施設計画になりやすい、利用者ニーズを十分把握できていないといった課題が生まれた。一方で、公園は、道路や下水道等の他の都市施設と異なり、地域のニーズを施設計画に反映できる余地が大きいことから、住民参加に

よる公園づくりが試行されるようになった。住民参加のプロセスや設計・施工への関わり方は、公園や地域の特性に応じて様々であるが、平成2年開園のかに山公園、平成8年開園の天王森泉公園など、ワークショップ手法により地域の方々に親しまれる、魅力ある公園が誕生した。

その後も、設計段階での地域の方々との意見交換による計画づくりや計画内容を伝えるニュースレターの発行、施工段階での記念植樹など、地域のニーズや状況に合わせてながら地域の方々に公園づくりに参加していただき、公園愛護会活動と合わせて公園に愛着を持っていただけるような取組を行っている。

(イ) 子どもの成長の場をつくる取組

公園が子どもにとって魅力的な遊び場であり続けるために、市では様々な試みを行ってきた。「こどもログハウス」は、核家族化が進む中、異なる年齢の子どもが交流し、地域で子どもを守り育てる場として18区の公園に1館ずつ整備された。雨や炎天下の日でも屋内で遊べるログハウスでは、地下迷路や1階と2階をつなぐダイナミックな遊具で

体を存分に動かしたり、絵本や工作を楽しんだり、子どもが思い思いに過ごすことができる。「プレイパーク」は、極力禁止事項をなくし、泥んこ遊びや水遊び、たき火等、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶことを大切にしたい遊び場である。市はプレイパークを運営するNPOや市民と協力しながら、ルール作りやプレイリーダーの配置、事故防止のための研修等の支援を行っており、市の公園では24か所（市内では28か所）（平成30年4月1日現在）で開催されている。他の公園での出前型プレイパークや、公園を子育て支援の場として活用する取組等も行われ、地域を巻き込んだ活動に発展している。

(ウ) 生物多様性を守る取組

横浜では、生物多様性という言葉が広く使われるようになる以前から、身近な自然に暮らす生き物に注目し、保全する取組が行われてきた。昭和50年代にはこども自然公園でホタル等を保全するための調査や管理が行われた。その後、身近な生物の生息環境づくりを「エコアップ」として概念化し、昭和61年には本牧市民公園トンボ池の整備が行われた。トンボという身近な

生き物を指標に市民とともに環境を保全する取組は、その後の保全事業にも大きな影響を与えた。平成に入り、舞岡公園の里山管理の活動など市民による森づくりが活発化し、多様な市民が関わるようになる。森の将来像を見据えた合意形成と計画的な維持管理を行う必要が出てきたため、「保全管理計画」が策定されるようになった。そして、平成25年には植生や生息する動植物等に配慮した管理目標や管理手法、利用者や隣接住宅等への安全性の確保など都市の樹林地保全に必要な技術をまとめ、森づくりに携わる市民と行政が共有できる「横浜市森づくりガイドライン」が策定された。こうした取組により、横浜では大都市でありながら身近に生き物を感じられる場の創出が進んでいる。

(エ) 特色ある公園の整備と管理運営

現在、市内の公園は、各区の土木事務所と公園緑地事務所等が、市民が安全で安心して快適に利用できるよう公園施設の点検、補修、清掃、草刈、剪定等の管理を行っている。こうした日常的な維持管理や老朽化した施設・遊具等



写真7 健康づくり講習会 (いずみ台公園)
公園 de 健康づくり冊子



写真6 プレイパーク (白根公園)



写真5 こどもログハウス
(富岡八幡公園)

の更新のほか、周辺環境の変化に合わせた再整備工事、公園愛護会等の支援等、地域の特性や周辺状況に応じて特色ある公園づくりを行い、地域で長く愛される公園となるよう様々な取組を進めている。特に公園愛護会をはじめとする地域との協働では、土木事務所に配置された公園愛護会等コーディネーターを中心として、花壇づくり等の地域の花いっぱい推進、講習会の開催等による健康づくり、様々なイベントなど地域に根差した活動を支援している。

平成21年から開始された「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」では、農地を守る取組として、市民が農作業を楽しめる農園（分区分園）を主体とする農園付公園が位置づけられた。平成26年から開始された2期目の「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26―30年度）」でも、「市民が身近に農を感じる場をつくる」取組として、引き続き農園付公園が位置づけられ、現在までに9か所が開園している。また、「市民が実感できる緑をつくる」取組では、緑の少ない西区、中区、鶴見区等を対象に、多くの市民の目にふれる場所で、緑豊かな公園を整備し、街の

魅力や賑わいづくりにつなげる「公有地化によるシンボリックな緑の創出」事業により、2か所が開園している。さらに、多くの市民や観光客が訪れるエリアである都心臨海部では、緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成、賑わいづくりにつなげるため、「都心臨海部の緑花（りよくか）」による賑わいづくりの取組が行われ、山下公園や港の見える丘公園、グランモール公園等は、いつ訪れても緑や花で彩られた魅力と賑わいにあふれる公園となった。こうした取組の成果を活用し、平成29年に全国都市緑化よこはまフェアが開催され、多くの方々へ公園を中心として花と緑で美しく彩られた横浜の街を楽しんでいただくことができた。さらにそのレガシーを継承し、ガーデンシティ横浜の推進の取組として、「ガーデンネットワーク横浜」を展開している。

また、近年、「安全・安心で持続可能な国土」といった課題への対応として、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」という考え方が広まりつつある。こ

の考え方を全国でもいち早く取り入れ、平成30年にリニューアルした公園がグランモール公園である。「横浜みどりアップ計画」や「環境未来都市・横浜」の取組の一つとして、公園内での「水循環」を生み出すグリーンインフラの仕組みを積極的に導入し、樹木、水景、休憩施設等と組み合わせることで「憩いと賑わい」のあふれる公園を実現している。

（オ）大規模な土地用転換における公園整備

本市には現在でも米軍施設があり、その返還は市政の重要な課題である。平成16年の日米合同委員会において、市内の米軍施設約528ha（当時）のうち、7割を超える面積の返還方針が合意された。翌年に返還された旧小柴貯油施設では、広域公園として都市計画の手続きを経て整備等が進められている。このほかにも、旧深谷通信所や2026年の開催を目指して国際園芸博覧会の招致を進めている旧上瀬谷通信施設等において公園の整備が検討されている。

（カ）新たな手法が生む新たな賑わい

公園の役割は普遍的なもの

だが、時代とともに新しい手法や制度が生まれてきた。近年、公園に限らず「民間活力の導入」として民間事業者の発想や資金を活用し、より魅力ある空間形成やサービスの充実を図ろうとする動きが盛んである。本市では、これまでもこうした新しい手法や制度を積極的に活用し、公園の魅力を高め、まちの課題解決にもつなげてきた。

平成15年の地方自治法改正により、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度が創設された。公園においても、平成16年から有人管理が必要な公園及び有料施設のある公園を対象として指定管理者制度を導入した。指定管理者の有するアイデア、ノウハウにより、公園の魅力アップ、利用者の満足度向上を図っている。

平成19年にハッピーロースンとしてリニューアルした山下公園レストハウスは、都市公園法の管理許可制度を活用し公園にコンビニエンスストアを設置するという、当時では前例のない公民連携の取組



写真8 農園付公園
(東寺尾一丁目ふれあい公園)



写真9 シンボリックな緑の創出
(伊勢町もくせい公園)

として注目された。コンビニエンスストアだけでなく、事業者提案により、休憩スペースや観光客向けの情報提供、横浜土産の販売等を付加し、魅力ある施設となった。民間事業者が収益を上げながら、公園やまち全体の魅力向上や行政の管理コストの低減につなげる取組は、その後の全国の取組のモデルとなっている。アメリカ山公園は、平成16年の都市公園法改正で創設された立体都市公園制度を全国で初めて活用し、平成21年に

開園した。みなとみらい線元町・中華街駅駅舎上部を増築して公園区域とし、隣接する緑地を公園として一体的に整備することで、元町地区と山手地区の回遊性の向上とオープンスペースの確保を実現している。さらに、地域の魅力向上や駅前拠点としての賑わいを創出するため、管理許可制度を活用し、公園全体の運営を行う管理運営事業者が公園区域の建物内に便益施設を設けている。

現在では一般的となったネーミングライツをいち早く導入したのが新横浜公園にある日産スタジアム（横浜国際総合競技場）である。日本最大規模を誇る競技場は、多くの管理経費が必要なことから検討が開始され、平成14年の2002FIFAワールドカップ決勝会場となり、知名度を高めた価値を生かし、当時では例の少なかったネーミングライツに取り組んだ。その後、市では、ネーミングライツを「横浜市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組」として進めており、ニッパツ三ツ沢球場（三ツ沢公園）など4公園で実施している。

また、市政の重要課題である

待機児童の問題においても、公園としてその解消に取り組んだ。市では、それまでも待機児童解消に向けた取組を進めてきたが、平成25年、国家戦略特別区域法が改正され、都市公園内に保育所設置が認められたことから、国家戦略特区制度を活用し、保育所設置が困難な地域への対応策として、公園部局と保育施設部局等が調整し、反町公園に保育所を設置した。保育運営事業者の募集では、地域交流・地域支援等の公園との連携への配慮を求め、公園としての機能や役割を損なうことなく、公園と保育所の相互の価値の向上を図っている。

④公園での公民連携の推進

本市では、これまでも多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、利用者の満足度を高めるため、全国でも先進的な公民連携の取組を進めてきた。

一方、少子高齢化・人口減少の進展、都市間競争等の社会状況の変化、ますます多様化する価値観やニーズ、厳しい財政状況の中、本市でも開園から30年以上経過した公園が60%を超え、良好な維持管理や機能維持等のための再整備が順次必要な状況となつて

いる。こうした状況に対応するため、多様な主体との連携により、新たな公園の価値を創造する取組や、これまで以上に公園を柔軟に使いこなす取組が求められている。

国においても、社会状況の変化や公園の状況、今後の都市の方向性等を踏まえ、平成26年、国土交通省が「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、平成28年に「社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政は新たなステージに移行すべき」との認識を示した最終報告書が公表された。さらに、平成29年には、都市公園法が大きく改正され、社会情勢やニーズへの対応、民間ノウハウや投資を積極的に引き出す施策が盛り込まれた。具体的には、公園施設を適切に整備・更新し、利用者の利便向上や公園の活性化、魅力向上を図るため、民間活力を最大限活用する公募設置管理制度（Park PFI）等が創設された。こうした社会状況の変化や要請を踏まえ、平成29年に、市内全ての公園を対象としてサウンディング調査を実施し、民間事業者、社会福祉法人、NPO団体、公園愛護会等57団体から80件の提案をい

ただいた。現在、こうした提案を踏まえ、事業化について検討を進めている。

平成30年からは、学識経験者や市民代表等から組織される「横浜市公園公民連携推進委員会」を設置し、公園の公民連携に関する基本事項をまとめる「公園における公民連携に関する基本方針（仮称）」の策定を進めている。さらに、横浜動物の森公園未整備区域において、Park PFIを活用して、アスレチック施設等の整備・管理運営を行う民間事業者の公募を行うなど、公民連携の取組を具体化し、公園を一層柔軟に使いこなすマネジメントを進めている。

5— これからの公園の姿

横浜では、全国に先駆けて多くの公園に関する取組が行われてきた。日本初の西洋式



写真10 公園内の保育所（反町公園）

公園である山手公園の開設、公園愛護会制度の創設、歴史を生かした公園づくり、公民連携等、社会の要請や課題に対応しながら、都市の要素の一つとして、重要な役割を果たしてきた。豊かな自然環境と暮らしが共存し、花と緑にあふれる環境先進都市を実現し、ガーデンシティ横浜を推進する上でも、都市の景観や風格形成、地域活性化、都市環境の保全、観光・MICE、子育て、観光、防災、文化など、様々な視点から「公園」への期待はますます高まっている。今後も将来を見据え、時代の要請に柔軟に対応しながら、これまで整備してきた公園のストックの活用や公園のポテンシャルを生かすとともに、多様な主体とも連携し、より魅力的な公園の計画、整備、管理運営の取組を展開していきたい。



写真11 里山ガーデン（横浜動物の森公園未整備区域）

特集

《10》 緑としての農地

戦前の横浜市は、郊外部に農村が広がり、近郊農業が盛んだった。しかし、戦後の急速な都市化により、営農環境は悪化し、農業経営の基盤である農地も減少していった。そのような中、横浜の農政は、都市と農業が相互に有機的に調和していくことを目指し、高度経済成長期から様々な施策に取り組んできた。ここでは、農地を都市環境の形成に欠かせない「緑」として捉え、都市農業の確立のため進めてきた農地施策を中心に述べたいと思う。

1 横浜の農業の特徴

【市街地と近接する農地】

横浜市は、人口374万人を擁する大都市でありながら、市内には約3,000haの農地があり、市域面積の約7%を占めている。高度経済成長期に急速に都市化が進む中、市街地調整区域と市街化区域が入り組んだ形で指定された。結果として、農地と市

街地がモザイク状に共存することとなり、今も市民の身近な場所に農地と樹林地が一体となった緑として、横浜らしい美しい農景観を形成している。

【多様な農畜産物の生産】

市内で生産される農畜産物は、野菜・果樹・花き・植木・畜産など多岐にわたり、神奈川県内でも1、2位を争う農業生産額を誇る。キャベツ、コマツナなどの野菜類、ジャガイモなどのいも類のほか、「浜なし」のブランドで親しまれているナシ、ブドウなどの果物が栽培されている。花きでは、シクラメンなどの鉢物類、パンジーやマリーゴールドなどの花苗の生産が盛んである。畜産では、豚肉、牛肉、生乳、鶏卵、加工品等、良質な畜産物が生産されている。

これらの農畜産物は、市場出荷や直売所で販売されているほか、生協・小売店との直接取引や契約栽培なども行われており、流通形態も多様に

なっている。

2 農地に関する取組

【農業専用地区制度】

横浜市の農業は、昭和30年代の急激な人口増大に伴い、農地のスプロール化が進み、営農環境や農業経営の仕組みを大きく変えることとなった。そこで、土地利用を明確化し、生産の向上を図り、都市と共存しうる「計画的都市農業」を展開するため、昭和44年に市独自の農業専用地区制度を設けた。農業専用地区では、生産基盤の整備など市の農業振興策を優先的かつ重点的に行っている。現在では、28地区の農業専用地区があり(図1)、都市農業の確立とともに都市と調和した良好な環境を創出している。

【横浜ふるさと村】

市民の農業に対する理解を深め、良好な田園景観を持つ農村地域で都市住民との交流を通じ農業振興・農地保全を

図るため、昭和58年に横浜ふるさと村制度を創設した。現在、青葉区の「寺家ふるさと村」は開園30周年、戸塚区の「舞岡ふるさと村」は開園20周年を迎えた。ふるさと村には、市民と農業者を結ぶ交流拠点として、それぞれ総合案内所が設置されており、市民が自然・農業・農村文化などにふれあい、親しめる場となっている。

執筆

朝倉 友佳
環境創造局課長補佐(農政推進課担当係長)
宮口 均
環境創造局農政推進課担当係長

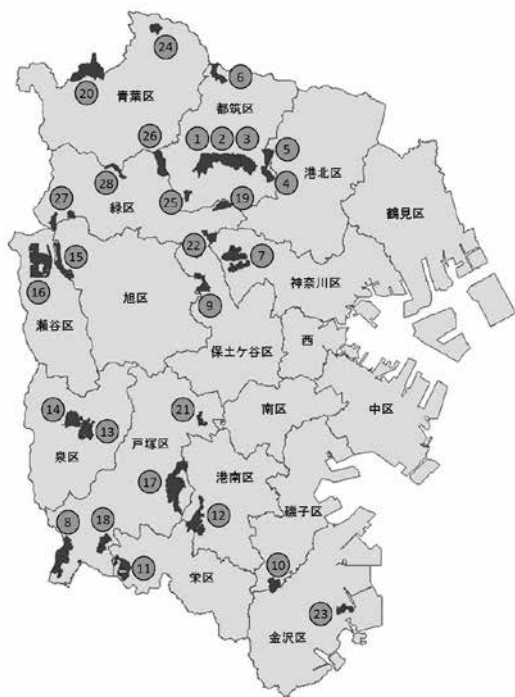


図1 農業専用地区(28地区 1,071ha)

【市民農園制度】

昭和50年代、都市住民の増加に伴い、収穫体験など農とのふれあいを求める市民ニーズが高まり、市独自の市民菜園を開設した。その後、社会情勢の変化や市民の農に対する関わり方が多様化し、様々な種類の農園を開設した。農業者による指導のもと栽培できる「栽培収穫体験ファーム」、農園利用者が自由に作

付できる「特区農園」、児童生徒が農業者の指導を受けながら農体験できる「環境学習農園」などがある。市民農園制度は、遊休農地の発生を防ぐとともに、都市住民の暮らしを豊かにする存在で、都市と農地が共存する横浜ならではの特徴を生かした制度となっている。

平成5年と平成30年の農地面積を比較すると、市街化区域内の農地のうち生産緑地を除く農地が1,042haから212haへと、830haも大幅に減少したのに対し、生産緑地は平成5年の約287haと比較するとほぼ横ばい(図2)で、農地の減少に歯止め

をかけた、生産緑地の指定が市街化区域内の貴重な農地の保全に効果を発揮しているのがわかる。

3 市街地の中の農地

【生産緑地制度】

本市の農業は、郊外部のまとまりのある農地のほか、市民生活に身近な市街化区域内の農地でも盛んに農産物が生産されているのが特徴と言える。市街化区域内の農地は、市民に新鮮な農畜産物を提供するだけでなく、都市の緑としてヒートアイランドを抑制するほか、災害時の防災空間、

農業体験や市民と生産者の交流の場、良好な景観形成、雨水貯留等のグリーンインフラなど多様な機能を持っている。生産緑地は、市街化区域内の良好な農地を保全するための都市計画の制度で、本市では平成4年から指定を行っており、平成30年12月現在、市街化区域内の農地の約6割に当たる285haの農地を指定している。

【今後の生産緑地の保全】

国において、平成27年に「都市農業振興基本法」、平成28年に「都市農業振興基本計画」が制定され、市街化区域内にある農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換された。また、平成29年には生産緑地法が改正され、小規模な農地も指定可能となったほか、指定から30年経過する生産緑地を10年間延長する「特定生産緑地制度」が創設され、指定から30年経過すると、自己都合で買取申出が可能になる。2022年には全国で当初指定を受けた生産緑地の約8割が30年を迎え、生産緑地の宅地化が懸念されるいわゆる「2022年問題」が課題となっており。このため、30年経過後も税制特例措置の適用を受けながら引き続き生産緑地で農業を営んでいけるよう、市町村は所有者等の同意のもと10年ごとに特定生産緑地の指定を行っていくこととしている。

平成30年に実施した本市の調査では、生産緑地所有者の回答者のうち約7割が農地の維持を望んでおり、今後も生産緑地をしっかりと保全していくため、所有者の方々への制度周知に努め、特定生産緑地の円滑な指定に向け取り組んでいきたい。

4 活力ある都市農業を未来へ

これまで都市と調和した農業を目指し、緑としての農地の確保を図ってきた。今後も農地を維持し、その多様な機能を発揮させていくため、活力ある都市農業を未来へと引き継いでいくことが重要である。平成26年度に横浜の都市農業の目指すべき姿を見据えた新たな農業施策として「横浜都市農業推進プラン」を策定し、平成30年度には、二期目の計画となる「横浜都市農業推進プラン2019-2023」を策定した。

本プランでは、二つの取組の柱を設定している。取組の柱1「持続できる都市農業を推進する」では、農業経営を支援するための施策として、①農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興、②横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援、③農業生産の基盤となる農地の利用促進を行う。取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」では、市民と農の関わりを深めるための施策として、①農に親しむ取組の推進、②地産地消の推進を行う。これは、横浜みどりアップ計画の柱2と同じ内容である。

また、横浜らしい農業全体(生産者、市民、企業などの農に関わる

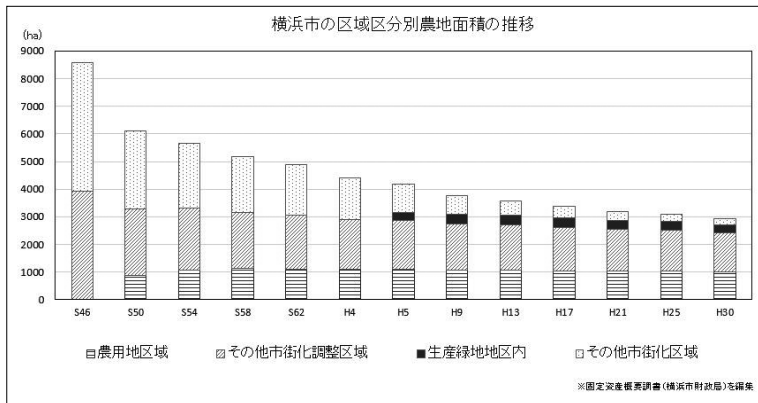


図2 横浜市の区域区分別農地面積の推移

《11》 まちづくりにおける緑

① みなとみらい21地区における緑化のまちづくり

1 はじめに

れる緑の創出にも努めています。

みなとみらい21地区では、ウォーターフロントという恵まれた立地条件を活かすため、水際線に特色のある公園・緑地等を配置し、それぞれの緑地をプロムナードで結んでいます。「中央地区」には高島水際線公園・水際線プロムナード、臨港パーク、日本丸メモリアルパーク、「新港地区」には赤レンガパーク、象の鼻パーク、新港中央広場、カップヌードルミュージアム、汽車道・運河パークが配置されています。また、「中央地区」の中心にはグランモール公園、高島中央公園を整備し、みなとみらい21地区全体で「緑のネットワーク」を形成しています（図1参照）。さらに、道路などの公共空間や民間街区の各施設での高水準な緑化によって、地区全体で四季や緑量を感じら

い大通りには一年を通じて緑を提供するクスノキが植栽され、ほかでは、さくら通り、けやき通り、いちよう通り、すずかけ通り、とちのき通りと植栽された街路樹が通りの名称となっています。また、街路樹は歩行者や車両等の安全で円滑な通行を確保しつつ、樹木が健全に育成できる空間確保を目的とし、高木と中低木などが植栽されています。

だいた地区内の企業に花の植え付けや、維持管理を行っていただく仕組みです。現在は桜木町駅前広場、さくら通り交差点、クイーンモール橋、はまみらいウォークで設置、運営がされています。年間を通じて来街者や地区内で働き、暮らす方々に身近な緑花の風景を提供しています。

執筆

加藤 稔

都市整備局みなとみらい21推進課担当係長

本稿では、これまでの緑化について振り返るとともに、これからの緑化の方向性について述べていきます。

2 これまでの取組

みなとみらい21地区は、「中央地区」の土地区画整理事業と、「新港地区」や臨海部での港湾整備事業が行われてきました。この事業が連携して都市基盤となる公園・緑地、道路、駅前広場等が整備され、街並み、ネットワークが形成されています。

地区の玄関口となる桜木町駅前広場においては、駅から動く歩道への歩行者動線を十分に確保しつつ、緑陰と緑量感を演出するため常緑樹と落葉樹が植栽されています。

3 公民連携の取組

緑化の公民連携の取組としては、「まちかど花壇」があります。これは道路空間に市が花壇を整備し、協賛をいた

る歩行者ネットワーク（地区施設）であり、開発計画において50%以上の緑化を目指すこととしています。国際大通りの上部には植栽も含め

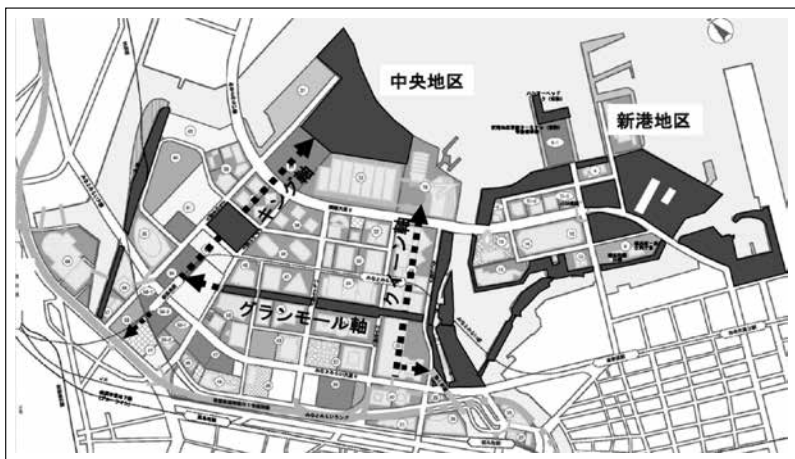


図1 「緑のネットワーク」(計画含む)

た歩行用のデッキ整備を行っています。これらにより緑陰や賑わいの空間演出、快適な空間を実感できる、緑による景観形成が図られることとなります。

民間街区においては、街路樹と敷地の外部空間による一体感のある緑豊かなオープンスペースの形成として、歩行空間や広場空間などのコモンスペースが整備されています。

また、横浜市では、民間企業を対象とした緑化整備の助成制度を設けており、多くの人を訪れる公開性のあるまとまった敷地において緑空間の整備が行われています。

4 緑化の現状把握

前述のとおり、みなとみらい21地区では公園・緑地や道路、広場の街路樹など計画的な整備が行われてきました。公園・緑地等の計画総面積は46haで、地区全体の約25%を占めています。

このように、みなとみらい21地区では大規模な街区と道路や公園・緑地等の公共空間で街並みが形成されていますが、緑が来街者等にとって豊かに感じられているかどうか、平成29年度に市民へのアン

ケートを実施しています(図2参照)。その結果、現状として「樹木の量」及び「花(草花)の量」については「多い」、「まあ多い」が約55%となっています。また、将来的な「みどりの量」については「もっと増やしてほしい」、「どちらかというを増やしてほしい」が約80%となっています。

5 今後の緑化の方向性

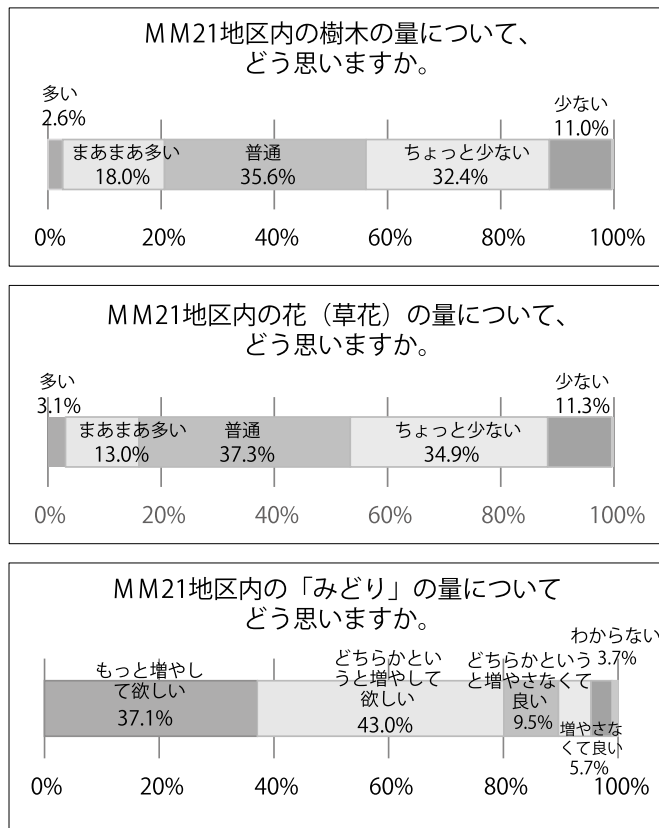
これまでの緑化として、公共空間の公園・緑地、街路樹や、民間においても街路と一体となる緑の形成などの取組により、地区内では、一定の緑化の整備が行われてきたところですが、一方で、市民へのアンケートからは、緑がもっと豊かに感じられることが求められているのではないかとということがうかがえます。

今後の緑化の方向性としては、市民・来街者にとっての視線レベルで緑を豊かに感じることができるよう、緑化の質の向上を図ることが考えられます。そのためには、公共空間においては、緑をたす、つくりかえる、などが挙げられます。まずは地区内の街路樹、公園・緑地等において、樹木の生育状況、生育にかか

わる土壌の状況について、現況調査を行うことで、健全性の把握を行うことで、健全性の生育がよくなる、緑の量が不足しているなどのケースにおいては、樹木の植え替え、新しい樹木や草花を補植するなどを計画・検討していきます。また、街路樹の良好な維持管理手法として、さくら通り、けやき通りなどにおいて樹木の長期的かつ計画的なせん定

などにより、街並みの美観向上に寄与し、街路樹を良好に育成する取組が始められています。併せて、緑化の公民連携による取組を推進することも求められていると考えています。「まちかど花壇」などの拡充や、機会を捉えて企業、イベントなどとの連携も視野に、市民、来街者が緑化を感じられる取組を今後も展開していきます。

図2 みなとみらい21地区の緑化に関するアンケート結果(抜粋)



平成29年度 ヨコハマeアンケート (対象者3,488人・回答率42.1%)



写真1 グランモール公園の緑

② 横浜における港湾緑地

1 導入

港湾緑地は、港湾法の港湾環境整備施設（港湾の環境を積極的に整備し向上させることを目的とし、港湾で働く人その他一般人に対し、憩いの場、スポーツの場を提供する緑地、海浜、植栽、広場、休憩所等）であり、横浜市においては、港湾局が管理している赤レンガパークや象の鼻パーク、臨港パーク、日本丸メモリアルパーク、汽車道などがあります。一方、横浜公園や山下公園などは、都市公園法で規定される都市公園で、環境創造局が管理をしています。

本稿では、横浜における港湾緑地について紹介していきます。

■港湾緑地の整備経緯

昭和40年（1965年）に打ち出された六大事業の都心部強化事業のねらいは、開港以来の都心である関内・伊勢佐木町地区と高度経済成長期から急速に都市化した横浜駅

周辺地区の一体化と再整備にあります。二つの都心にはさまれた臨海部には、高度経済成長期に活躍したふ頭や造船所がありました。それぞれ機能を廃止又は移設し、跡地に業務施設をはじめとした都市機能を集積させて、二つの都心を一体化・強化しようとしたものです。

昭和48年（1973年）の港湾法改正では港湾施設に海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等の港湾環境整備施設が追加され、国の補助金が使えるようになりました。

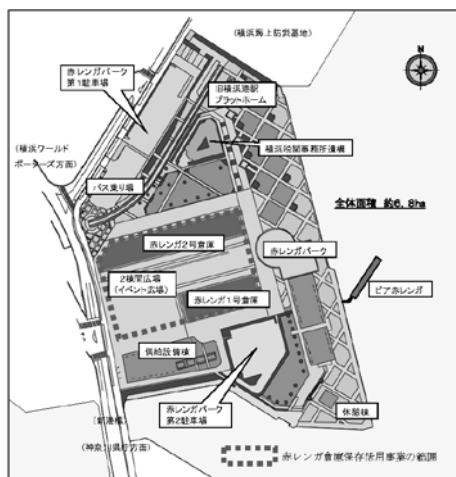
そして昭和58年（1983年）に着工したみなとみらい21事業で、昔からある港の施設、遺構を資産として保存・活用することで観光地としても魅力的な市街地になるように日本丸メモリアルパーク（昭和60年（1985年）一部供用開始）、臨港パーク（平成元年（1989年）一部供用開始）、赤レンガパーク（平成14年（2002年））及び象の鼻パーク（平成21年（2009年））などの港湾緑

地を整備し、市民が憩い、親しめるウォーターフロント空間をつくってきました。

2 赤レンガ倉庫と赤レンガパーク

赤レンガ倉庫は、明治末期から大正初期に国の模範倉庫として建設されたレンガ造りの歴史的建造物です。創建当時から横浜港の物流拠点として活躍してきましたが、船舶の大型化・コンテナ化に伴い物流機能が他のふ頭に移動し、倉庫としての役割が低下していく中で、昭和50年代以降、赤レンガ倉庫の保存が検討され、平成元年（1989年）に倉庫としての用途が廃止されると、平成4年（1992年）3月には横浜市が大蔵省から財産取得し、平成11年（1999年）7月には赤レンガ倉庫活用事業のコンセプトを「港の

賑わいと文化を創造する空間」と決定しました。そして、保存改修工事のうちに、旧横浜税関事務所跡の遺構や旧横浜港（よこはまみ



赤レンガパーク配置図



赤レンガパーク遠景

執筆

吉村 慶一
港湾局賑わい振興課

など）駅のプラットホームなど歴史と景観を活かした赤レンガパークと合わせて平成14年（2002年）4月にオープンしました。

そして現在、赤レンガパークは背景に赤レンガ倉庫や横浜港を望める良好なロケーションから音楽ライブ、ランニングイベント、横浜消防出初式などのイベントや、ドラマや広告の撮影などで多数使用され、観光地として新港地区の賑わいの中心となっています。

3 横浜開港150周年事業 象の鼻パーク

象の鼻パークは、横浜開港150周年記念事業の「横浜の新たな顔づくり・まちづくり推進プロジェクト」の中で象徴的な事業として位置づけられ、横浜ならではの歴史的

資産を活かした空間を演出し、新たな港の顔、市民の憩いの場、交流の場として整備が行われました。

■象の鼻の名前の由来

象の鼻の名前は、安政6年（1859年）の横浜開港に当たり整備された2本の直線的な波止場のうち東側の波止場が慶応3年（1867年）に湾曲した形に変更され、そ



象の鼻パーク遠景



象の鼻パーク配置図

の形状からいつしか「象の鼻」と呼ばれるようになり、「横浜築港誌」（内務省臨時横浜建築局・明治29年（1896年））にはじめて「其埠頭ハ海岸ヨリ直ニ海面ニ突出スルコト五百余尺、西方ニ屈曲シテ一ノ象鼻形ヲ為セリ。」と記載されました。

■歴史的港の遺構の活用

鉄軌道、転車台、横浜税関遺構煉瓦造2階建倉庫の基礎及び石積の防波堤など工事中に発見された明治期の港の遺構を残し、解説板などにより象の鼻地区の歴史や港の遺構などを紹介しているのでぜひ探してみてください。

また、山下公園西端から新港橋の間に残っていた鉄道高架橋を利用し平成14年（2002年）に遊歩道としてオープンした山下臨港線プロムナードからも象の鼻パークや赤レンガ倉庫を眺めることができます。

象の鼻パークでは、イベントがしやすい広い芝生の斜面や広場があることから Dance Dance Dance @ YOKOHAMAでの屋外パレエ公演やスマートイルミネーション横浜などのアートイベント、中区民まつり「ハローよこはま」やベトナムフェス

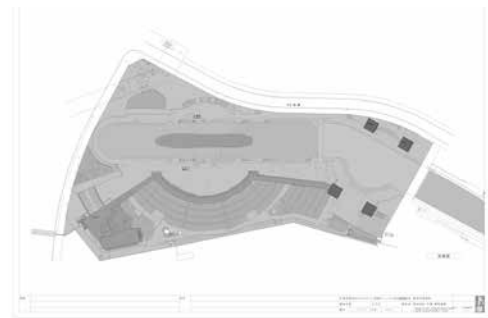
タなど日本大通りと一体的に利用される大規模なイベントなども開催されています。

4 日本丸メモリアルパーク

横浜船渠株式会社第一号船渠（※1）、帆船日本丸（※2）を保存・活用して昭和60年（1985年）に供用開始



帆船日本丸大規模修繕工事の様子



日本丸メモリアルパーク配置図

した緑地で、横浜みなと博物館、柳原良平アートミュージアム、イベントが実施できるアリーナが設置され、横浜みなと博物館の屋上の芝生斜面から新港ふ頭につづく鉄道敷を遊歩道に整備した汽車道などを眺めることができます。帆船日本丸のメインマストやスクリュー・プロペラ、横浜船渠株式会社のア・コンプレッサーやみなどみらい21埋立事業の礎石などもパーク内に展示され、アリーナでは昭和61年から毎年、吹奏楽演奏会が実施されています。

5 まとめ

このように新港地区、象の鼻地区ではウォーターフロントに賑わいの創出や憩いの場所をつくと共に、まちの活性化のために歴史的な資産を残しながら未来につなげるような緑地の整備をしてきました。また、平成31年（2019年）4月に施行される港湾施設条例では港湾緑地の機能増進に寄与する便益施設等の設置を民間事業者に許可できるようにになりました。

これからも横浜市都心臨海部再生マスタープランに記載されているように港町ならではの歴史・文化的な資産を次

世代へ残し、更なる賑わいを創出していきたいと思えます。

引用元資料

- ・ Information2018 Vol.89（横浜市都市整備局みなどみらい21推進課ほか）2018年3月
- ・ 赤レンガ倉庫保存活用事業の概要（横浜市港湾局賑わい振興課）2018年11月
- ・ 国指定重要文化財 帆船日本丸見学会資料（横浜市港湾局賑わい振興課）2019年1月
- ・ 象の鼻パーク パンフレット（横浜市港湾局）2009年3月
- ・ 帆船日本丸 横浜みなと博物館パンフレット（帆船日本丸記念財団・JTBコミュニケーションデザイン）2018年4月

※1 横浜船渠株式会社第一号船渠（第一号ドック）

横浜船渠会社が船の修繕用に明治31年（1898年）竣工した明治期の代表的ドックの一つです。横浜船渠会社が昭和10年（1935年）に三菱重工株式会社と合併したことで、三菱重工横浜船渠となりましたが、昭和58年（1983年）の三菱重工横浜船渠の移転に伴い昭和60年（1985年）から帆船日本丸を係留するドックとして活用され、平成12年（2000年）12月4日に国の重要文化財に指定されました。

※2 帆船日本丸

帆船日本丸は昭和5年（1930年）に建造され、練習帆船や戦後の引揚者の帰還輸送などに使用されたのち、昭和60年（1985年）3月に第一号ドックに係留され4月から一般公開され、平成29年（2017年）9月15日には国の重要文化財に指定されました。

平成30年（2018年）11月、平成31年（2019年）3月の予定で第一号ドックを約20年ぶりに水を抜き帆船日本丸の大規模修繕工事を行っています。

③ 都市デザインにおける都市の緑化／ガーデンシティ横浜

1 はじめに

1960年代からの横浜・都市デザインの取組では、美しさといった人間的価値、特に各地域の自然的、歴史的、文化的価値を尊重し、都市の質的向上を推進する活動を長年続けてきた。その中で、緑の軸線構想に始まり、多くの緑に関わる機会があったが、都市デザインという横断的な手法の性質上、それらは人々のコミュニケーションの場としてのオープンスペースや広場の「質」を向上することなどと合わせて総合的に考えられてきた。

本稿では、都市デザイン室が関係してきたこれらの取組の中から、これまで様々な機会を捉えて緑を創出してきた事例を紹介すると共に、これらの根底にある思想が時代の変化に対応しながらも、脈々と現在に生きていること、そしてその思想がこれからの「ガーデンシティ横浜」にも寄与できるであろうことを論じてみたい。

2 「都市デザイン×緑」の取組

まず、都市デザインにおける緑やオープンスペースを創出する取組の中から、テーマに沿う事例をいくつか紹介する。

(1) 緑の軸線構想及びウォータースタンプロント軸【1968年】

横浜の最大の魅力である港と緑を活用して都心部を有機的に結び付ける緑の軸線構想は、六大事業・都心部強化事業の目標の一つで、大通公園から山下公園へ至る都市軸形



写真1 関内外を結ぶ、緑の軸線構想によって新たに整備された大通公園



写真2 都市デザインの横断的取組最初の成果でもあるくすのき広場

成のこと。関内・関外地区の中心に、既存の緑地である横浜公園や山下公園をつなぐ新たな緑と豊かなオープンスペースを通すことで、既成市街地に活気をもたらすと同時に、緑を感じる快適な歩行空間を形成するものであった。

また、水際に緑の軸線と直行する形で、開かれた公共空間と緑地をつくる軸線形成をウォータースタンプロントの軸線と呼んでいる。具体的には、山下公園から臨港パーク（1990年）、象の鼻パーク（2009年）、赤レンガパーク（2002年）などの都市公

園や港湾緑地、これらをつなぐプロムナードを整備してきた。

今後予定される現市庁舎街区等活用事業など、現在でも緑の軸線整備は継続して行われている。

(2) 港北ニュータウン【1969～1996年】

港北ニュータウンは、人口の急増が問題化していた当時、港北区、緑区（現在は都筑区）にまたがる約2,530haの区域で「乱開発の防止」「都市農業の確立」「住民参加のまちづくり」「多機能複合的なまちづくり」を基本理念とした宅地開発で、六大事業の一つである。このエリアは当時、県内有数の農業地帯である一方、都市化の波にさらされ、離農希望者と営農意欲の高い農家の両方が存在し、都市と農業の共存が大きな課題であった。その結果、農業専用地区6地区を設定している。また、都市公園や校庭などのオープンスペースや、寺社仏閣、屋敷林等の

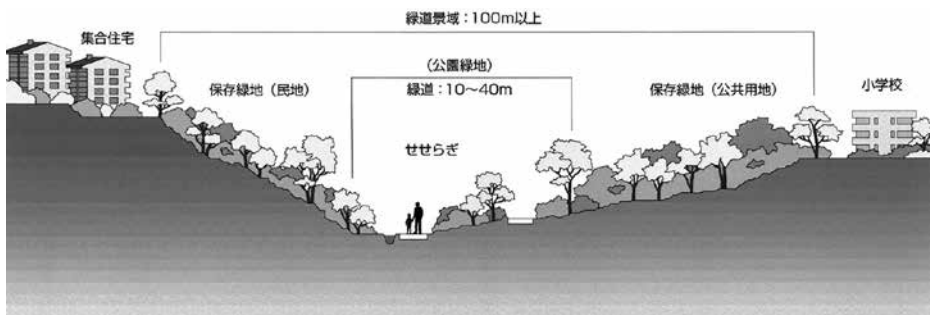


写真3 港北ニュータウンの豊かな緑は官民で連続的に支えられる仕組みとなっている

執筆

桂 有生
都市整備局都市デザイン室
渡辺 荘子
都市整備局都市デザイン室担当係長

地域の歴史を保つ貴重な緑の資源を歩行者専用道路及び緑道で結びつけながら構造化した。これがグリーンマトリックスシステムである。限られた面積の公園や緑道のみでは分断されてしまう緑地を、隣接する開発や、学校などの公共施設整備で連続的に担保することで、豊かで質の高い住環境を生み出している。

(3)日本大通の再整備「2002年」と景観重要樹木指定制「2011年」

日本大通は開港直後の横浜大火による大きな被害を受けて、日本人街と外国人居留地とを隔てる防火帯としてつくられた幅員36mの日本初の西洋式街路である。関東大震災とその大火を契機に燃えにくい銀杏が街路樹として植えら



写真4 歴史的建造物と一体の景観を生み出している日本大通りの象徴的な銀杏並木



写真5 緑を含めた公共空間の「質」を高める、オープンカフェの取組

れたが、現在ではその紅葉が美しい通りとしても知られている。2002年の再整備では、銀杏並木の外側だけだった歩道を内側にも拡張すると同時に、植栽防護柵を整備するなどして銀杏の生育環境や歩行環境も改善した。この再整備でつくられた植栽帯は、緑化フェアの際にも多くの草花で彩られた。通りの主役は銀杏である、という考えをベースに、照明の配置や色温度、舗装石の選定にいたるまで、細かく配慮してデザインされている。

沿道の銀杏(計65本)を指定している景観重要樹木指定制度は、地域の個性ある景観づくりの核として重要な樹木の維持、保全及び継承を図るもので、日本大通に欠かせな

い銀杏並木は法的にも担保されることとなった。

これらのほかにも、山手景観保全要綱における緑保全の取組、市民参加も盛んに行われた「水と緑のまちづくり」による河川敷のプロムナードや親水公園、緑道の整備など、緑に着目した都市デザインのプロジェクトは多い。次に、これらの取組の根底にある思想を解き明かしたい。

3 取組に見る緑の考え方と今後の展望

まず、その地域の資源を把握することが都市デザインでは重要だが、緑の取組においても同様である。緑の軸線は、山下公園や横浜公園といった、横浜都心部の歴史によってもたらされた地域資源を読み込み、新たにそれらをつなぐ緑を構想し、長期的な取組の積重ねによって実現すること、緑を都市の中心的構造へとアップグレードするというものであった。港北ニュータウンは、当時、多くの都市が抱えていた乱開発の

解決のために計画的な宅地造成を行うプロジェクトであるが、大規模開発が必ず直面する山や緑、農地などを切り崩さなくてはならないという課題に正面から向き合い、自然地形や既存の緑地、農地を開発の中にできるだけ活かそうと苦労して工夫した結果が、グリーンマトリックスシステムや農業専用地区を生み出した。

「都市デザイン・7つの目標」にもあるように、緑やオープンスペース、コミュニケーションの場を豊かにすることは、都市の質を向上するのに重要な要素である。しかし、緑やオープンスペースが環境や防災といった視点からも重要な都市インフラであると認識されている一方、7つの目標がかつては「7つの擁護すべき価値」であったことから分かるように、この2つは、守り、新たにづくっていかなくては都市から容易に失われてしまうこともまた事実である。

みなとみらいのグランモール公園の再整備(2017年)で都市デザイン室から提案したことの一つは、みなとみらいの企業による公共空間利活用の動きに合わせて、公園沿いの施設からの活動がにじみ

出やすくなるよう、中央を通行空間、活動スペースを両側の建築に寄せる断面構成へと変更することであった。緑は生き物であり、継続的な維持管理が必須だ。市内に残される多くの樹林地も、維持管理に苦慮し、都心部における緑も景観的価値を含めた質が保たれなければ、人を惹きつけることはできない。横浜ならではの場所性を活かし、企業や市民活動の中で魅力的なオープンスペースを維持し、質を担保する取組の展開が、持続可能な都市経営とガーデンシティの形成に必要不可欠となる。中期4か年計画によるとガーデンシティとは花や緑だけでなく、水や農、シビックプライドから、グリーンインフラによる都市環境の改善など、多岐にわたる取組である。そのためには、これまでの経緯を踏まえた上での位置付け、長期的で横断的な構想と柔軟な展開が重要となってくる。都市デザインという手法は、ここでも重要な役目を果たすことができるだろう。

参考
「SDG別冊」11 横浜 都市計画の実践的手法
「都市デザイン 横浜 その発想と展開」

特集

《12》

座談会／横浜みどりアップ計画

これまでの10年間と今後への期待／市民推進会議発

——今日は、これまで横浜みどりアップ計画の評価や提案、広報などを行う「横浜みどりアップ計画市民推進会議」の委員や元委員の方にお集まりいただきました。この計画の10年目の節目に、これまでの取組を振り返りつつ、4月からスタートする3期目の新たな計画への期待や、未来に向けた緑の保全について、それぞれの立場からご意見などをいただけたらと思っています。よろしくお願ひします。

■自己紹介／みどりアップの取組との関わり

【**蔦谷**】 進行役の蔦谷です。よろしくお願ひします。はじめに自己紹介とともに、市民推進会議、あるいはみどりアップ計画との関わり、活動の中で感じたことなどについてお話をいただきたいと思ひます。

市農業を中心に研究をしています。その流れで、市民推進会議にもご縁をいただき、現在は、「農を感じる」施策を検討する部会（注1）の部長をしています。

今は個人で看板を掲げ、都市農業だけに限らず、国民全体が農との距離を縮めていく、「国民皆農」ということで、国民一人ひとりがその農との距離をいろいろな形で縮めていく、参画をしていくような、そういう世界、「農的社會」を広げていきたいという事で活動をしています。

それでは、東さん、お願ひします。

【**東**】 私は市民推進会議の市民公募委員として、広報・見える化部会で、このみどりアップの取組を市民の皆さんにどう分かりやすく伝えるかということをこの5年間やらせていただきました。元々は、水源の森づくりや地産地消の食育といった市民団体の活動を続けてきましたが、その経

験から、私たちにとって横浜の緑や農を今後どう活用していけばよいか、どう楽しむのかという目線を持って委員をやらせていただきました。また、みどりアップの取組は、私たちの税金を使ってこの森を守る、農を感じる、緑をつくるということですので、横浜みどり税を使うということをどのようように評価できるのかという目線を常に忘れないようにやってきましたつもりです。活動の中では、同じ市民としていろいろな方にみどりアップの取組について尋ねる機会もあったのですが、市民の意識は高く、緑を守るため

だったら税金を少し多く払ってもいいという方が半数以上いらっしやいますので、横浜は行政の取組も進んでいます、市民の意識も優れています、その上でみどりアップの取組は成り立っているのだなと、この5年間で実感しています。

【**蔦谷**】 続いて望月さん、お

願ひします。

【**望月**】 私は、横浜みどり税の導入に深く関わる横浜市税制調査会の委員をさせていただいており、同時に、この市民推進会議の「森を育む」施策を検討する部会の部会長と、広報・見える化部会の委員をしています。このみどりアップ計画の立ち上げのときから横浜みどり税を税制調査会で審議しましたので、この10年を振り返ることで、私の感想とさせていただきたいと思ひます。

横浜市というのは、開発が非常に急速に行われ、急速に緑が失われていったという状況がありました。しかし、元々横浜は、非常に水と緑が豊かで、それが市民生活にとって望ましいことであるのではないかと、緑をきちんと守っていくことが市の重要な施策の一つであるという市民の皆さんのご要望にこたえる形で、このみどりアップ計画ができたものと理解してい



内海 宏
（株）地域計画研究所 代表取締役
元・市民推進会議広報部会専門委員



東 みちよ
横浜みどりアップ計画市民推進会議
委員

ます。当初は、いかに横浜の緑の減少を食い止めるかということに主眼が置かれていたという気がしていますが、横浜みどり税を市民の皆さんに負担していただくと同時に、それに応える施策を進め、この10年間で目に見える形で成果が出て来ているのではないかと思います。緑の保全はかなり浸透し、農とのふれあいの場も格段に増えてきていますし、さらには最近やっとなりてきたという施策にまで展開ができるようになってきています。市のレベルでこのような計画に取り組むというのは、日本の中でも稀有なことであろうと思っていますし、これを今後更なる成果が得られる形で実行していくことは、多分世界的なレベルでも関心の高い課題であろうと思っています。

【鳶谷】 ありがとうございます。それは、内海さん、お願いします。

【内海】 第1期のみどりアップ計画のときに、広報部会の委員をしていましたが、いかに成果を見える化するか、実感が持てる施策展開にしなければいけないことを考えながら関わらせていただいています。それ以降は、みどりアップ計画そのものには

直接は関わっていないのですが、みどりアップ計画の柱(注2)の3「市民が実感できる緑をつくる」の中の地域緑のまちづくりの事業に参加する地域の伴走支援を行っています。緑化というのは植えただけでは終わりではなく、それを維持管理する活動が大事になりますので、裾野がほとんど広がらないと結局は担い手がなくなってしまうと思います。したがって、お年寄りだけではなくて、多世代、親子も参加して自分たちの住宅地を快適にする、そういう視点で関わっています。

私は元々は都市計画の専門家ですが、市内の中でも農村的な所で育っているものから、住宅地が住宅だけが密集した姿というよりは、樹林地や農地が共存したような住宅地のイメージを都市計画という立場で実現したいという思いが非常に強くあります。その延長線上で農業関係のコンサルティング調査や大学での講義などもしてきています。

■市民の皆さんに緑の取組の成果を伝える、見える化する【鳶谷】 内海さんは、市民推進会議から若干距離を置いて活動をご覧になっていたわけですが、この10年のみどりアップ

計画、市民推進会議の状況については、どのように評価されていますでしょうか。

【内海】 第1期のときは、広報も本当に手探りで、実際にみどりアップの施策を展開した現場に行くことも少なかったです。行った成果をどのように見せるのか、議論しながらという感じでした。特に一番難しかったのは、緑地を買うことの成果が見えにくいということ。この樹林地を買えました」と言ってもなかなか伝わらないので、当時は、例えば地球温暖化防止にも役立っていることを具体的データ、あるいは図、写真の類で見せていくことなどを少しづつ行っていました。それに比べると、最近の広報はそれよりも進展しているなと感じています。

しかし、依然として、みどりアップ計画の柱の1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」については、お金の使われ方も一番大きいのですが、まだまだ成果が実感しにくいようにも感じています。3期目ですので、買い上げたところの緑の意義や、自然観察をはじめ利活用のことなど、なかなかデータで示されるぐらいでは分からないところをどうしたら実感でき

るところまで持つて行けるかが、大変大きな課題だったと思います。

【鳶谷】 柱の1に限らず、どういう形で成果を市民の皆さんに伝えていくのか、どう見える化をしていくのか、大変大きなことだと思います。

【望月】 内海さんが指摘をされたとおりで、特に第1期のときは事業も始めたばかりですし、ましてや森の保全という10年、20年、場合によっては100年くらいかかって成果が出るものを短期間で市民の皆さんに理解していただくというのは非常に難しい課題であったと思います。2期目に入って、森の保全のためにこれだけ買収をして、それで森が守られていますと、データは示すことができるようになったのですが、市民の皆さんの実感できる形というところまではなかなかいかないというのがあります。それは柱の1だけでなく、柱の2、柱の3も共通する課題であると思います。ただ、第2期においては、東さんが広報の部会長として、この緑の取組がどのようになされているかということを市民の目線できちんと伝えていきたいよねと、非常に身近なところの緑の活用状況をお伝えすると



望月 正光
横浜みどりアップ計画市民推進会議
委員



鳶谷 栄一(進行)
横浜みどりアップ計画市民推進会議
副座長



ということが広報方針でしたので、その意味では、それまで私たちが気がつかなかったようなところまで写真をうまく使いながら伝えるようになりましたので、広報として一歩も二歩も進めたように思っています。

【東】この広報誌「みどりアップQ」は、横浜みどり税を使って実際にみどりアップの取組をしているその場所で活動をされている方たち、緑のボランティアの方や農家の方だったり、愛護会の方だったり、そうした方たちに、その人なりのご苦労やその人なりの展望みたいなものを語って

【東】実際の活動に関する記事が中心で、作成は結構大変だろうなと思って見ていました。

【東】この広報誌「みどりアップQ」は、横浜みどり税を使って実際にみどりアップの取組をしている方たち、緑のボランティアの方や農家の方だったり、愛護会の方だったり、そうした方たちに、その人なりのご苦労やその人なりの展望みたいなものを語って

【東】この広報誌「みどりアップQ」は、横浜みどり税を使って実際にみどりアップの取組をしている方たち、緑のボランティアの方や農家の方だったり、愛護会の方だったり、そうした方たちに、その人なりのご苦労やその人なりの展望みたいなものを語って

【東】この広報誌「みどりアップQ」は、横浜みどり税を使って実際にみどりアップの取組をしている方たち、緑のボランティアの方や農家の方だったり、愛護会の方だったり、そうした方たちに、その人なりのご苦労やその人なりの展望みたいなものを語って

【東】この広報誌「みどりアップQ」は、横浜みどり税を使って実際にみどりアップの取組をしている方たち、緑のボランティアの方や農家の方だったり、愛護会の方だったり、そうした方たちに、その人なりのご苦労やその人なりの展望みたいなものを語って

【東】この広報誌「みどりアップQ」は、横浜みどり税を使って実際にみどりアップの取組をしている方たち、緑のボランティアの方や農家の方だったり、愛護会の方だったり、そうした方たちに、その人なりのご苦労やその人なりの展望みたいなものを語って

【東】この広報誌「みどりアップQ」は、横浜みどり税を使って実際にみどりアップの取組をしている方たち、緑のボランティアの方や農家の方だったり、愛護会の方だったり、そうした方たちに、その人なりのご苦労やその人なりの展望みたいなものを語って



辺りが非常に難しいという気がしてしまいました。望月さん、いかがですか。

【望月】私のように財政の専門家からいくと、その背景にはかなり面倒な議論があることはありますが、簡単にポイントだけ説明をさせていただきます。本来ですと、通常の行政を行う中で、市民税なり固定資産税なりで緑を守る施策を行うこととなりますが、横浜の場合には、市民の皆さんのご希望が更により良い環境に満たされた横浜市をつくらうということ、そのために、横浜みどり税という特別な税を負担していただいて、それに応える特別な施策として優れた環境を維持していくということになります。専門的な言葉で「超過課税」と言うのですが、「通常の税とは違って普通の税に乗せずる形で市民の皆さんや法人の皆さんに負担していただくということになりますので、特別な負担をしている成果が市民の皆さんの実感を伴うものであることが必要です。この点が、横浜みどり税の特徴であり、難しいところでもあるのですが、その成果をきちんと市民の皆さんに伝えていくことが課題であると思っています。

ます。

【葛谷】私は「農を感じる」施策を検討する部会をやっていて常々思うのですが、国の農業政策は生産なり所得の問題に全て還元をして評価をしているわけですが、横浜で取り組んでいる一番象徴的な例は、水田の保全だと思っています。水田を保全することに対して奨励金を支払っている。市民が保全することを欲している、それを守るんだという、そこが前面に出てそこに奨励金を充てていく。これは私は国の政策とは違う、非常に横浜らしい施策だと思っています。生産の競争原理とは別のところで、農業の存在自体、農地の保全そのものを訴えていく、そういう政策も必要になってくると思いますし、農を感じる施策として、日本の農業、農政の中でも非常に着目しているトライアルをしているのではないかなと思っています。そういっていいかなと思っ

と思います。このような会議はなかなか無い仕組みだと思うのですが、市民推進会議を改めてどう評価するのか、望月さんから話しただけですか。

【望月】市民推進会議を市民の目線で行政を見ていくという視点で考えると、この会議の果たす役割はとても大きいと思っています。みどりアップQという市民目線の広報誌を発行し、より市民の皆さんに分かりやすく実感できる形で実態がお知らせできるということがあると思いますし、市民が考えていることを言葉として行政に直接届けられるという組織にもなっています。

今後、この市民推進会議がどのような役割を果たしていくかということを考えていくこともありますが、少なくとも横浜みどり税という超過課税を実際に行っている、この税の使い方がどういう成果をもたらしているかというのを市民の目線でできると評価し、それで意見をいただくのが横浜みどり税の仕組み、条件になっており、そのための組織としてこの市民推進会議は存在していますので、これを無くしてしまうということになると、横浜みどり税をいただくことは難しくなると思われ

【葛谷】横浜みどり税導入と市民推進会議がはじめからセットで位置づけられていたんですね。

東さんは、市民推進会議についてはどのように感じていましたか。

【東】そうですね。望月先生や葛谷先生のように税や緑政、農政の専門家がいらっしやる中で、市民公募委員の私たちは決して専門家ではなく、ただ何かしらの活動はしています。全く付度しないです。笑。です。で、こんなこと言っているわけではないとか、誰も気にせず、本当に自由に発言させていたでいます。風通しのよい会議だったと思っています。

【葛谷】これはやはり座長の進士先生のお人柄なども大きいと思うのですが、確かに自由闊達でいいですね。盛り上がりを見せていつも時間が足りなくなる会議です。そして、この市民推進会議が重要な役割を果たして来られた最大の背景にあるのは、市民の力というか、市民力があつたことだと思っています。

内海さんは、市民推進会議についてどのようにご覧になっていますか。

【内海】市民の目線で本当に

付度なく思ったことが言える、やっぱりそれが市民推進会議の生命線かなと思います。何か全体で合意するという場面では、またちよっと別の問題もあるかもしれないが、思ったことが言えるということはやはり非常に大事なところ

横浜の市民力ということでは、地域緑のまちづくり事業で実際に支援をしていると、中には、地域に移り住んだばかりのマンションの住民の親子が発議をして、それを3年間やっていたらネットワーク型の緑化活動になったというモデルができた、いろいろなバリエーションが出てきて、横浜の市民ですごくいなと実感することもあります。活動を維持するためのお金がないとなると、苗生産まで自分たちでやってみようというところも出てきて、やっぱりすごいですよ。事業が終わっても、きちんと自前で継続できるような工夫まで仕上げるところが結構あって、その市民力には驚かされます。その意味では、市民推進会議は、緑農施策が市民目線で見ていかに適正に実施されているかを検証する役目が大事になります。

【今後の課題、方向性

【蔦谷】 それでは最後に、みどりアップの取組について、今後の課題や方向性について話をお願いしたいと思います。すでに成果の見える化などのお話も出ていますが、あらためて一言ずつお願いできればと思います。東さん、お願いします。

【東】 私は、やはり緑をつくっていくということは、それは人がつくるものですので、“人づくり”というところもすごく重要だと思っています。どのような緑をつくりたいかとか、ビジョンを持って私たち市民がどう動くのか。市民推進会議もその一つかもしれないが、みどりアップ計画で“人づくり”というところも何か取り組んでいっていただきたいなと思っています。

【蔦谷】 望月さん、お願いします。

【望月】 緑をいかにつくっていくのかということが、おそらくこれからの重要な課題になると考えています。横浜の場合にはやはり都心地域、横浜駅の周りとか、緑をあまり実感できないところもあります。緑が少ないと言われている地域、区に、いかに緑豊かな市民生活を実現していくのか、市民の皆さんの声を聞いて、どのように緑をつくっていく

かというのが、多分一番大きな課題になると考えています。単に環境創造局だけの課題ではなくて、横浜市全体の取組として、どういう形でまちづくりをしていくか、そこにみどりアップ計画をどのように関連させていくのか、大きな課題だと考えています。

【蔦谷】 内海さんはいかがですか。

【内海】 私もやはり緑をつくっていくということが非常に大事であると思っています。横浜もいよいよ人口減少社会を迎え、空き家が非常に増えてきます。老朽化の進んだところは、それを壊して、私なんかは農だ、農だって言っていますが、農地に土地利用を戻したり、オープンスペースとして何かに使うような新しいことをやらないと、街が荒れたり、草がぼうぼうになったり、荒地地になったり、そういう状況が生まれてきます。私はそういう意味では、今ある農地をいかに維持するかというのは、農家だけで維持できない事態にもあるので、そこは市民の力で残す。維持するところと、出てきた荒地地、空地を農地、緑地でもいいのですが、戻すようなことをこれからきちんとやっていかなければいけないと考え

ています。横浜みどり税の性格も、今ある緑を守るというところから、もう一度元に戻すというか、それもただ昔に戻れというのではなくて、新しい形で甦らせるような形に展開していくのかなと、そんなことを考えています。市民推進会議も、そのような運動を提唱するような側面があってもよいのではないかなと思っています。

【蔦谷】 最後に私も一言。私も大体皆さんと一緒にですが、やはり質の向上をもっとやっていく必要があると考えています。今までは面で覆いながらカバーしていき、そこから先は緑をつくっていくということになります。物理的につくっていく部分のほかに、質を改善していく段階に入ってきていると思います。いろいろ議論があるかもしれませんが、自然の生態系を生かした形で負荷をかけない農業だとか、あるいは緑地の改善だとか、有機的というか、オーガニック的というか、そういう視点、感覚というのを入れていく時代ではないかなという感じがしています。イタリヤなどを見ますと、最近の地域づくりというのは、要するに、農業だけだとか、文化財だけだとかではないんです

ね。地域を丸ごとどうしていくのか、その中で農業にどう取り組んでいくのか。いろんな自然環境を含めて持続的なまちづくり、あるいは市民が参画できる、市民が主役のまちづくりをどうやっていくのか、横浜でもそういうことを視野に入れてやっていってもいいのかなと、そういう感じがしています。

市民力のお話もありましたが、市民力はどうも横浜が先頭に立って走っているように受け止めています。横浜がみどりアップ計画なり、市民推進会議を軸にしながら、一つのモデルとなつて、全国を引っ張っていっただけじゃうれしいと思います。

今日はいろいろ貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

（注1）横浜みどりアップ計画市民推進会議は全体会議のほか、次の5つの部会を設置している。
・「森を育む」施策を検討する部会
・「農を感じる」施策を検討する部会
・「緑をつくる」施策を検討する部会
・広報・見える化部会
・調査部会

（注2）横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26～30年度）は、次の3つを取組の柱としている。
取組の柱1 市民とともに次世代にたく森を育む
取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる
取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる



横浜の街路樹

道路局施設課 藤波 徹

◆樹種と本数

横浜市内には約13万本の高木が、街路樹として植えられています。本数ランキングの上位は、かつて大量に植えられた生長の早い樹種が今でも多く占めていますが、ハナミズキやヤマボウシ、クロガネモチなど、生長が比較的遅く管理しやすい樹種も少しずつ数を伸ばしています(表-1)。また、常緑樹と比べ、落葉樹が圧倒的に多くなっています。

表-1 本数の多い街路樹(歩道並木)
(平成30年3月31日現在)

1位	イチョウ	15,788
2位	ユリノキ	9,089
3位	サクラ類	7,840
4位	ケヤキ	6,288
5位	ハナミズキ	5,825
6位	トウカエデ	5,091
7位	ハナノキ	3,251
8位	クスノキ	3,112
9位	アキニレ	2,929
10位	プラタナス	2,647
11位	モミジバフウ	2,553
12位	シラカシ	2,381
13位	ヤマボウシ	2,007
14位	カツラ	1,974
15位	クロガネモチ	1,857

◆街路樹の役割

街路樹は、街並み景観の形成や延焼防止等、様々な機能を持っていますが、とりわけ昨今では、地球温暖化やヒートアイランド現象等が問題となっている都市部において、もっとも身近で効果的な暑熱対策として、その存在が再認識されています。街路樹の木陰は、夏場の厳しい日差しから直接的に歩行者を守ってくれるだけでなく、日なたであれば50℃近くにも達する路面等の日差しも遮り、足元や周囲からの照り返しも大幅に減ります。また、人工的な日よけでは、日射により日よけ自体が蓄熱する一方、街路樹は葉の蒸散作用によって、逆に暑さを和らげてくれます。

街路樹は、道路施設の中では唯一の自然物であり、新葉や落ち葉、花などで季節の移ろいを感じることもでき、人の心も和ませてくれます。他の施設と違って幅広い領域での役割を担っています。

◆近代街路樹発祥の地

横浜は日本の近代街路樹の発祥地と言われています。1867年(慶応3年)、馬車道の各商店が、店の前に柳と松の街路樹が植えたのが始まりですが、関東大震災で焼失し、現在では1977年(昭和52年)以降に植えられたアキニレに代わっています。関内駅近くの馬車道広場には「近代街路樹発祥之地」の記念碑が建てられています。

日本大通りのイチョウ並木は、関東大震災の復興事業により1927年(昭和2年)から3年間かけて植えられ、自然樹形の風格ある立派な並木へと生長しています。2011年(平成23年)には、景観法に基づく「景観重要樹木」に指定されました。

山下公園通りのイチョウ並木も、同じく震災復興事業により1928年(昭和3年)から植えられました。このあたりは、震災で倒壊した建物の瓦礫等を埋め立てた上に植栽されており、生育には厳しい環境でしたが、今日では大きく生長し、1986年(昭和61年)に「日本の道百選」(建設省(現・国土交通省)と「道の日」実行委員会により制定)に選ば

れました。

これらの並木は、今では横浜を代表する街路樹であり、観光名所にもなっています。

◆戦後の大量植樹

市内に街路樹が大量に植えられ始めたのは、戦後の高度経済成長期で、郊外部における大規模な宅地開発や土地区画整理事業等によって、急速に失われ始めた緑の代償として、新たな道路の拡大とともに街路樹が大量に植えられました。当時は早期緑化という観点で、プラタナス、ユリノキ、サクラ、ケヤキなど、生長の早い樹種が選定されました。

ところが現在、これらの樹木が巨木化し、肥大した幹や根が植樹樹や歩道舗装を持ち上げ、通行に支障をきたすなど、街路樹としての生育空間の限界を超え、樹木の健全な成長を阻害するようになってきました。

今後迎えるであろう、大量の街路樹の高齢化を見据え、緊急性の高いところ(特に寿命が短く、病気に弱いサクラなど)から優先的に植え替え等、更新している状況です。

◆街路樹点検

街路樹の高齢化に伴い、ベッコウタケ等のキノコ(根株心材腐朽菌)によって、幹の根元付近の内部が腐朽し、一見元気に見える樹木が倒伏するなど、新たな問題も発生しており、安全確保のための点検が重要となってきています。

このため、従来の道路パトロールや徒歩パトロールによる点検等に加え、2014年(平成26年)からは、主に※根株心材腐朽菌に侵されやすい樹種(サクラ類、ユリノキ、ケヤキ、プラタナス、シダレヤナギ、ポプラ類、エンジュ、ニセアカシア)については、樹木医による点検を実施しています。

(※国土技術政策総合研究所の「街路樹の倒伏対策の手引き」に例示)

◆街路樹の維持管理

現在、高木の剪定や中低木の刈込、草刈など、街路樹の維持管理については各区土木事務所で行っています。

また、各区の代表的な一部路線の高木剪定については、横浜みどり税を財源とした「いきいき街路樹事業」(※2019年度からは「街路樹による良好な景観の育成事業」に名称変更)による、ふところの小枝を残した適切な剪定を行うことにより、美しい並木づくりを目指しています。

なお、来街者の多い都心臨海部の一部街路樹は、公園管理担当部署との連携により、質の高い管理を行っています。



特集

《13》 全国都市緑化よこはまフェアを開催して

1 はじめに

全国都市緑化フェアは、都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的に開催される全国的規模の花と緑の祭典である。

2017年に開催した「第33回全国都市緑化よこはまフェア」（以下、「よこはまフェア」という。）では、都心臨海部の「みなとガーデン」、郊外部の「里山ガーデン」をメイン会場とし、パリーナリー会場や区の取組により、72日間で600万人を超える来場者をお迎えすることができた。よこはまフェアでは「ガーデンネットワーク横浜2017」の愛称のもと、「まち・人・時」をネットワークのようにつなぐ様々な取組が行われた。

2 みなとガーデンの取組と成果

① みなとガーデンの特徴

みなとガーデンは、「歴史と未来の横浜」をコンセプトに都心臨海部に所在する公園、港湾緑地等の8つのメインガーデンを設定し、さらに各会場を回遊するルートや駅前など街全体の緑花演出を補完するまちなかフラワースポットを15箇所設定した。みなとガーデンの最大の特徴は、従来の都市緑化フェアのように大規模な公園を単独の会場とするのではなく、既存の公園等に加え日本大通りなど街路も含めた演出により、街全体を大きな会場としてお客様に回遊しながら楽しんでいただくことを目指した点である。

また、会期が早春から初夏まで72日間に渡ることから、季節に応じた花のリレーをお楽しみいただけるよう、サクラ、チューリップ、バラをテーマフラワーに設定した。みなとみらい地区や山手地区のサ

クラに始まり、春の風物詩となつている市民の手で植え

た横浜公園の16万本のチューリップ、よこはまフェアに合わせ命名されたチューリップ新品种「ラバーズタウン」、会期後半は、市の花バラについて、よこはまフェアの統括アドバイザーでありローズガーデンのデザイナーでも有名な白砂伸夫氏がデザインした山下公園と港の見える丘公園のバラ園をお楽しみいただいた。

② 美しい芝生へのこだわり

よこはまフェアは3月25日からの開催であり、この時期の横浜での芝生は茶色である。美しい青い芝生をぜひ開幕からご覧いただきたいため、開幕の2年前から採用する芝の実験を行い、サッカー場で使うティフトン芝に冬でも枯れない西洋芝をオーバーシードする方法を採用した。この芝生のおかげで山下公園では、カラフルな球根花壇の縁取りとして、とても美しい演出を行うことができた。

③ みなとガーデンの各会場

みなとガーデンでは、各会場を楽しみながら回遊していただくために、テーマ性や特徴をもった演出によって、来場者に感動を与える必要があると考えた。そこで、区内・山下地区など歴史や特徴ある既存公園を特徴ある演出によってブラッシュアップし、みなとみらい地区など新しい街づくりが進んでいるところでは緑化壁など新たな技術を用いた演出を行った。

以下、メインガーデンの代表的な演出や展示を紹介する。

ア 港の見える丘公園

展望台からお花とともに写真撮影できるようハンギングバスケットを多数設置したほか、近接する山手西洋館をPRする狙いで精巧にできたミニチュアの西洋館に小さなハンギングバスケットをあしらった街並みを展示した。

イ 山下公園

既存のストックを最大限活用するため、白砂氏のデザイン

執筆

大浦 康史

環境創造局みどりアップ推進課担当係長

ンによりバラ園の再整備を行い、アーチャタワーなどでバラを立体的に演出した「未来のバラ園」をお楽しみいただいた。また、観光客のフォトスポットとなるよう、海岸近くの氷川丸がバックとなる場所にガーデンベア立体花壇を設置し好評を得た。



写真1 ガーデンベア 立体花壇

ウ 横浜公園

野球愛好家にもお楽しみいただけるよう野球選手を立体

的に表現したトピアリーを噴水周りに設置したほか、公園を舞台にした国際交流の歴史を伝える取組として、戦後、友好の印として横浜市からアメリカ・ポートルランドに寄贈された石燈籠の複製を日本庭園に展示した。また、市造園協会の協力で、生垣作りといった造園の伝統技術を学ぶイベントを会期中に行い、現在も継続的に行われている。

工 日本大通り

幅員の広い歩道を最大限に活用した仮設花壇を設置し、統括アドバイザー白砂氏の監修のもと「日本大通りフラワーフェスタ」として、会期前半はチューリップ、5月のゴールデンウィークには開花時期を温室で調整したバラによる演出を行った。

オ 新港中央広場

世界的なガーデンデザイン



写真2 日本大通り

ナーであるジャクリーン氏を横浜に招聘し、現地で直接デザイン監修いただき、多様な球根・宿根草を用いたガーデンで演出した。

④ 様々な連携の取組と成果

「人をつなぐ」という視点で様々な連携も生まれた。会場整備の面では、「ガーデン」という草花を使った庭造りのスペシャリストとの連携が大きかった。これまでの公園で見られた画一的な草花の植え方から、一年草や宿根草を組み合わせたナチュラルな見せ方で花壇を演出した。また、施工を行った造園会社にとっても、よこはまフェアでのガーデンナーとの作業協力により技術力を磨くことができた。また、公園愛護会向けに実施した様々な球根を一度に植える新たな方式である球根ミックス方式(※)の花壇



写真3 山下公園「球根ミックス花壇」

づくりの講習には、全市から愛護会メンバーが集まり、学んだノウハウが地元の公園での実践につながっている。

また、小さな子どもでも簡単に参加できる花壇づくりの手法として、日本家庭園芸普及協会の協力により「たねダング花壇」づくりを象の鼻パークで行った。地元小学校の1、2年生の子どもと一緒に、団子状に丸めた土にワイルドフラワーカーの種子をくっつけ、それを花壇に置くという簡単な方法で、その後ほとんど手をかけずに様々な草花が開花し、会期中、お客様を楽しませた。地元の小中学校では、たねダングによる花壇づくりが会期後も続いている。

⑤ 全国都市緑化祭の開催

4月26日には、秋篠宮同妃両殿下の御臨席を賜り、大さん橋ホールにて約5百人の出席のもと全国都市緑化祭を行った。その後、山下公園で、横浜に縁のあるヨコハマヒザクラの記念植樹を行った。今回の式典に合わせて、芝生を全面的に張替え、西洋芝をオーバーシードした青い芝生をベースに、海を背景として非常に美しい中で植樹が執り行われた。また、植樹を行う際の盛り土も円錐形に成型する

など工夫を行った。



写真4 ヨコハマヒザクラ記念植樹

3 里山ガーデンの取組と成果

① 環境を生かした魅力の創出

旭区、緑区にまたがる樹林環境を生かし、「緑豊かな横浜」をコンセプトに、里山の魅力、楽しみを体感できる会場として大きく4つのゾーンに分け、自然林を活用したアウトドアパークや横浜の花卉産業の成果を見せる大花壇など老若男女が様々な体験が楽しめる場として整備した。

一番の見所として整備した花を楽しむゾーンの大花壇は、入り口広場からはあえて見えないようにした。入り口広場と大花壇をつなぐ竹林の中に高さ8mの空中デッキを通し、緩やかにカーブした空中デッキを抜けると1haの大花壇が突然広がるという驚き

を演出した。この大花壇を俯瞰できるデッキには一枚一枚形状の異なるガラス柵を採用し、大花壇の風景になじむよう工夫している。もともとの畑の地形を活かして整備したこの大花壇は、周辺を緑に囲まれ、建物や電線などの人工物が目に入らず、オーバースードしたグリーンの芝生と相まって、今まで見たことのないような絶景との評価を得た。



写真5 大花壇

谷戸を楽しむゾーンでは、谷戸の地形を生かしナノハナとともにレンギョウやユキヤナギなど花木を多く植栽し、既存のヤマザクラやオオシマザクラとともに春の里山を演出した。また、谷戸の湿地環境を生かし県内唯一のカキツバタ園として整備した。

その他、里山ガーデンの外周園路には小学校・特別支援

学校との連携事業として動物の形のパネルに児童・生徒が彩色したどうぶつプランターを設置したほか、樹林内の森の小径には、中学生による蝶の木工アートを展示し、里山環境を生かした取組によりお客様にお楽しみいただいた。

② 森の新たな楽しみ方の提案

森を楽しむゾーンでは、保全された樹林地を活用し、木々のなかをターザンのようにすり抜けるアスレチックや、森の中でのキャンプ体験や自然を使ったワークシヨップなどが楽しめるグランピングサイトを設けるなど、これまでに無い森の新たな楽しみ方を提案することができた。入り口広場ゾーンでは、広報親善大使の三上真史さんデザインのウエルカムガーデンのほか、花や緑に親しむワーク



写真6 グランピング

シヨップやステージイベントを展開した。



写真7 フォレストアスレチック

4 全市的な取組と成果

よこはまフェアでは、メイン会場だけでなく全市的な取組として、横浜を代表する花と緑に親しめる場所をパートナー会場とするとともに、18区が主体となり市民の身近な場所では花や緑に親しむ様々な取組が行われた。

① パートナー会場

パートナー会場として、よこはま動物園ズーラシア、三溪園、横浜イングリッシュガーデン、八景島、俣野別邸庭園、舞岡ふるさと村、寺家ふるさと村の7か所を設定した。メイン会場の室内常設展示施設であった横浜赤レンガ倉庫では、パートナー会場の

パネルを展示し各施設をPRした。パートナー会場の各施設では、緑化パネルや鉢植えのディスプレイを設置するなど普段に増して植栽で彩るとともに、よこはまフェアの期間中に花や緑関連のイベントなどを多くした。その結果として「まちをつなぐ」というガーデンネットワークの実現に大きな役割を果たすとともに、施設を訪れた多くの人を楽しませた。



写真8 三溪園

② 18区連携事業

市民の身近な場所でガーデンネットワークの「まちをつなぐ」取組として、公園や駅周辺での花壇整備、市民の自宅を開放するオープンガーデン、花と緑に親しむための各種イベント開催など市域全体を花と緑で彩り、よこはまフェアを盛り上げた。



写真9 オープンガーデン

③ 多くの市民ボランティアの参画

よこはまフェア会期中、市内在住者を中心に200名を超えるボランティアの方に、会場内の花壇の花がら摘みや除草などの作業を行っていたことで、来場者に花を常に見ることができた。来場者のアンケート結果における満足度が非常に高かったことは、市民ボランティアの皆様



写真10 ボランティア

の日々の作業によるところも大きく、大変感謝している。

5 おわりに

よこはまフェアには、72日間の会期中に、メイン会場であるみなとガーデンと里山ガーデンを合わせ600万人を超える方が訪れた。会期中に実施したアンケートでは、96%の方から「大変良い」「良い」との回答をいただき、特に「大変良い」が7割を超えたことはとても評価できる結果であった。また、「花と緑への関心」についても93%を超える方が、よこはまフェアに来場し「関心が高まった」と回答し、都市緑化フェアの目的を十分に達成したといえる。さらに、よこはまフェアの実施においては、平成27年の実施計画から整備・運営に至るまで職員が主体的に様々な検討・議論を重ね実施することができた。自ら考え努力して得られた経験やノウハウを蓄積するとともに、他の職員へ技術を継承し、よこはまフェアを契機に始まった花と緑あふれる「ガーデンシティ横浜」の推進につなげたい。

※球根ミックス方式・様々な種類の球根を混ぜ合わせ一度に植栽し、開花期の違いにより開花を長く楽しむ方法

《14》 花と緑で街をつなぐ「ガーデンネットワーク横浜」

1 はじめに

2017年に開催した第33回全国都市緑化よこはまフェア（以下「フェア」という。）は、市内外から600万人を超える方が訪れ、大変な賑わいを見せた。この成果を一度性で終わらせることなく、「ガーデンシティ横浜」を推進するためのリーディングプロジェクトとして「ガーデンネットワーク横浜」を継続している。

ここでは、フェア後の状況と実行委員会設立、そして新たな取組「横浜ローズウィーク」へのつながりについてご紹介する。

2 経過

①2017年秋の里山と2018年春

2017年6月4日（日）、全国都市緑化よこはまフェアは無事72日間の会期を終え、閉幕した。様々な人の思いや協力により横浜が花で

彩られ、魅力的な街を多くの方に楽しんでいただいた。

フェアを経て、私たちは、花や緑が生活に潤いや安らぎを与えてくれることを実感した。再整備した山下公園や港の見える丘公園のバラの庭園、愛護会活動の更なる広がり、各区の取組など、フェアから引き継いだ見どころや活動を軸として、秋には里山の大きな花壇を、そして春にはみなとエリアで春を迎える準備が始まった。

そして、2017年9月、里山ガーデンの秋の大花壇公開では、色鮮やかなコスモスで彩られた秋の大花壇が、春の柔らかい色調とは異なった風情を見せ、多くの来場者に秋の魅力を伝えた。

この取組を次の春以降もより一層推進していくため、2017年12月4日、（財）横浜市緑の協会の協力のもと、緑化関係団体、商業・観光関係団体等からなる「里山ガーデンフェスタ実行委員会」を設立し、事業を実施していくこととした。

2018年春、フェアの時と同様に多くの方の協力のもと、みなとエリアと里山ガーデンで「ガーデンネットワーク2018」の春が始まった。

今回も多くの方にお楽しみいただけるよう開催前から様々な広報を行った。広報よこはまや記者発表、ホームページ、各所へのポスター掲示やチラシ配架等で広く開催情報を発信するとともに、SNSでは即時性の高い花の見頃情報等を発信。また、コールセンターを置くことで、交通のご案内を含む幅広いご案内を行った。

現地での情報提供にも力を入れた。観光客の多い山下公園や桜木町駅前広場等へは案内看板やスタッフを配置し、「ガーデンネットワーク横浜」の周知と開催中のご案内を行った。現地配布した「開花状況・イベントお知らせ」は大変好評で、「今」の見どころをご案内することができた。山下公園とグランモール公園にはフォトスポットを設置し、記念撮影をお楽しみ

いただいた。

広報のポイントは、花の見頃情報を的確に発信することで、日々開花状況が変化するため、こまめに現場を確認し、情報共有を行った。発信の甲斐あり、フェアから続くテーマフラワー「サクラ」「チューリップ」「バラ」で彩られたみなとエリア、里山ガーデンフェスタを多くの来場者に楽しんでいただいた。

花と緑のイベントでは、「みなとみらい21さくらフェスタ」や「よこはま花と緑のSpringフェア」、「日本フラワー&ガーデンショウ」等と連携を継続し、魅力的な見どころとしてご紹介。また、バラ園ガイドツアーや愛護会によるミックス球根花壇など、関係者も一体となって、彩り豊かにみなとエリアを盛り上げた。巡る楽しみの一つとして、エディブルフラワーを使ったスイーツ開発など横浜ガストロノミ協議会と食の連携も行った。

里山では、「里山ガーデンフェスタ」として初の開催と

執筆

高村 暁子
環境創造局みどりアップ推進課担当係長



写真1 山下公園「未来のバラ園」



写真2 里山ガーデンフェスタ

なり、近隣の旭区、緑区、瀬谷区やズーラシアと連携して来場者を迎えた。大花壇を中心として、会場内に市内産の花苗を多く植栽したことも、フェアのレガシーの一つとなっている。

また、フェアで活躍した横浜の花と緑をPRするマスコットキャラクター「ガーデンペア」によるグリーンティンダを各所で行い、賑わいを創出した。アンバサダー・三上真史氏も里山ガーデンフェスタでの花育実施など、引き続き活躍いただいている。

②実行委員会設立

こうした流れを受け、より着実に多様な主体との連携により「ガーデンネックレス横浜」を推進するため、2018年8月30日、「ガーデンネックレス横浜実行委員会」を設立した。

設立趣意には横浜が目指す姿が描かれている。趣意のとおりに、横浜市は、大都市でありながら、開港以来の歴史とともに育まれてきた美しい公園や緑豊かな里山がある。次世代に引き継いでいくため、「横浜市水と緑の基本計画」や「横浜みどりアップ計画」での取組とともに、花・緑・農・水のある環境をいかした

市民や企業等の参加によるまちづくりや賑わい創出、観光・MICEの取組により、横浜市は「ガーデンシティ横浜」を推進する。このことは「横浜市中期4か年計画」でも明確にされている。「ガーデンネックレス横浜」は、そのリーディングプロジェクトである。

この設立趣意のもと、市長を名誉会長として、多様な主体で構成される実行委員会は、花と緑に関する団体、交通機関、観光関係、地域団体等、実に様々な方たちが委員として名を連ねている。また同時に、具体的かつ機動的に事業の推進を図るため、広報専門部会と横浜ローズウィーク専門部会が置かれた。

実行委員会設立後、みなとエリアの特徴を生かした取組を推進するため、「都心臨海部公園緑地管理者連絡会」も開催した。都心臨海部の公園緑地は、公園、港湾緑地、道路等行政の所管が異なり、また、管理主体も市、指定管理者等多岐にわたる。ガーデンネックレス横浜の魅力づくりは、関係者間で共通認識を持ち、個々が主体となって進めたい。目標の共有化や情報交換を目的とした連絡会を開催し、横のつながりを強め、花

の取組を推進していくこととした。

3 2019春に向けて

実行委員会設立後、専門部会開催や協賛活動等、2019年春に向けた準備を進めた。会期を3月23日から6月2日までとし、市の花「バラ」を主役にしたイベント「横浜ローズウィーク」も新たに開催する。

①公民連携

実行委員会を設立し、鉄道各社や旅行業会との企画、広報連携多様な主体との連携が一層進んだ。また、市内各所でガーデンネックレスの取組を推進するため、共創プロジェクトを活用して新たな企画を公募した。12事業者から多種多様な提案があり、みなとエリア、里山ガーデン、そして市内各所で春をより魅力的にする取組が進んでいる。

②横断的な取組(局区連携)

フェアを契機に18区連携も進んだ。瀬谷区や港北区などのオープンガーデン、中区の絵画等によるPR展、磯子区の花時計、鶴見区の緑のスタンプラリー、青葉区の花と緑の講習等、実に様々な取組が

ある。また、局間でも、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックとの連携、姉妹都市提携60周年を迎えるリヨン市との連携、大型客船寄港の際のおもてなし等々を行っていく。教育委員会や市内小中学校と連携することで花育活動を推進するなど、地域との関係も大切にしている。「ガーデンネックレス横浜」は市の主要な事業として、環境行政だけではなく、観光・MICEの推進や国際連携等多様な観点から重要な役割を果たすことが求められていることを実感している。

③横浜ローズウィーク

新たな取組である「横浜ローズウィーク」の魅力は、歴史的空間を生かした街並みとともに、いくつものバラ園を巡り歩き楽しめるという全国でも類を見ない街巡りである。バラが満開になる頃に、バラを主役にした様々なイベントが横浜市内各所で実施される。主なものでは、大さん橋ホールでの「ばらフェスタ2019」、日本大通りでの「ローズ&ガーデンマーケット」、横浜高島屋での「横浜バラ展」があり、また、山下公園や港の見える丘公園、横浜イングリッシュガーデン、

アメリカカ山公園、横浜山手西洋館、八景島バラ園などでは、咲き誇る何万本ものバラを楽しむことができる。

春を通して、里山ガーデンやみなとエリア、市内各所で花と緑が街を彩る。魅力的なガーデンやイベントをネットワークのようにつなげて楽しむことができる、まさに横浜ならではの魅力である。

4 おわりに

ガーデンネックレス横浜は全国都市緑化よこはまフェアを契機に始まった。様々な活動を通して応援してくださる市民や企業・団体の皆さまと継続して、市全域で花と緑に親しむ機運を高め、「国際園芸博覧会」の招致につなげていきたい。



マスコットキャラクター「ガーデンペア」

ガーデンネックレス横浜
Garden Necklace
YOKOHAMA

「ガーデンネックレス横浜」ロゴ

《15》 国際園芸博覧会の招致に向けて

横浜では、花と緑をシンボルにした国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）を2015年に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、2026年の開催を目指して招致を進めています。2025年の大阪・関西万博に続く国際的な博覧会の開催により、横浜だけでなく、日本全体の更なる活性化が期待できます。

1 横浜が目指す園芸博

園芸博は、国際的な園芸・造園の振興及び花と緑あふれる暮らしや地域・経済の創造などを目的に開催される国際博覧会です。横浜市が目指す園芸博は、国家的なプロジェクトとなるものであり、国内では、1990年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会」のみです。

園芸博は、単に園芸や造園に関する展示をするだけでなく、日本が培ってきた自然と共生するライフスタイルや先

進的な環境に配慮した取組などを発信・共有することができ、また、国連SDGsの目標達成に貢献が期待できるほか、経済や社会の成熟化に伴って生まれる多様な要望や共感に応える新しい価値やサービスの創出が求められる時代において、世界の最先端の知識、技術、人を集結することで技術革新や創意工夫による課題解決が期待できます。

そのためにも、様々な分野・領域と連携することで、新たな時代への提案をしていくことが重要であり、園芸分野に関わらず様々な分野の企業や団体のほか、一人でも多くの市民の方々に関わっていただくことが園芸博の成功につながります。

2018年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案」においても、次世代を担う世界の子どもたちをはじめ、企業や団体などとの連携により、みんなでつくり育てる博覧会としています。

2

旧上瀬谷通信施設におけるまちづくりへの貢献

会場となる旧上瀬谷通信施設は、首都圏でも貴重な広大な土地であり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接し、交通アクセスの優位性がある一方、米軍施設として、長年、利用を制限されてきたため、道路や上下水道などのインフラが未整備となつてい

ます。返還以来、地権者の皆様と市で、将来のまちづくりに向けた検討を進めているところであり、園芸博の開催により、土地利用に必要な都市基盤の整備を促進させるとともに、地域の知名度が向上し、郊外部における新たな活性化拠点の形成が期待されます。

園芸博のレガシーを将来のまちづくりに活かしていくためには、まちづくり計画と整合を図りながら、園芸博の計画を進めていく必要があります。旧上瀬谷通信施設の特徴の一つでもある農業や自然が持つ多様な機能を生かしたグ

3 園芸博の招致に向けて

リーニンフラは、園芸博における重要な要素と考えられます。さらに、園芸博を契機として生まれる新たな価値や課題解決への知見などを、まちづくりのモデルとして、発信していくことが重要になります。

横浜市中期4か年計画2018―2021では、「ガーデンシティ横浜の推進」を掲げており、そのリーディングプロジェクトである「ガーデンネットワーク横浜」の取組などを通じて、市民や企業などの皆様の機運を高め、園芸博の招致につなげていきます。

また、横浜市が目指す園芸博は、国、地方自治体、経済界などが一体となって開催するものであり、開催都市として、国や経済界と調整を図りながら、招致に向けた機運醸成や国内外への広報PR、招致に必要な検討などを関係者と連携しながら進めていきます。

執筆

岩ヶ谷 和則
政策局政策課担当係長



横浜における時間軸の例

《16》 税制から見た横浜みどりアップ計画 横浜市の税制調査会におけるみどり税の議論から

1 はじめに

「横浜みどり税」は、横浜市が緑の保全・創造の取組の財源を確保するために課税自主権を活用して独自に実施している市民税（個人・法人）の超過課税である。

「横浜みどりアップ計画」の財源の一部に活用するため、平成21年度に5年間の期限措置として導入し、26年度に5年間延長している。その26年度からの第2期横浜みどり税が、30年度で最終年度を迎えたため、継続に関する検討を行うこととなった。

とめ、市長あてに提出された。本稿では、30年度の横浜市税制調査会における、横浜みどり税の継続に関する議論の内容を中心に紹介する。

2 第2期横浜みどり税の実績評価

30年度の横浜市税制調査会における議論は、第2期横浜みどり税について、全てゼロベースで検証し直すところから始められた。

具体的には、まず、横浜みどりアップ計画のこれまでの成果について実績評価が行われた。

これは、横浜みどり税が、緑の保全・創造の取組の財源を確保するために課税自主権を活用した超過課税であり、その課税の根拠は、横浜市が実施しようとしている樹林地の保全や緑化の推進という事業の妥当性と、事業の財源を超過課税でまかなう必要性とに求められるためである。事

業の妥当性を確認するため、横浜みどり税の用途である横浜みどりアップ計画の成果について評価を行う必要があるとされた。

また、併せて、その事業の財源を超過課税でまかなう必要性を確認するために、横浜市の財政及び行財政改革等の取組状況についての評価が行われた。

(1) 横浜みどりアップ計画の成果

横浜みどりアップ計画の成果についての評価は、取組の柱ごとに行われた。具体的な取組内容については他稿に譲り、ここでは、横浜市税制調査会成果として評価された点について触れることとする。

まず、取組の柱1「市民とともに次世代につながる森を育む」では、横浜みどりアップ計画の根幹の事業であることから、様々な実績・指標について確認が行われた。横浜みどり税の導入により、不測の事態等による買取り希望に対

して確実に対応してもらえる安心感などを背景に、樹林地の緑地保全制度による指定推進が大幅に進んでいることが評価された。

取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」では、市内の水田の9割を保全していることと、収穫体験農園や農園付公園の整備が進んだことが評価された。

取組の柱3「市民が実感できる緑をつくる」では、市民協働による緑のまちづくり事業により、市民が自ら地域にふさわしい緑を創出する取組が実施されていることが評価された。

(2) 財政及び行財政改革等の取組状況

横浜市の財政及び行財政改革等の取組状況について確認が行われた。その結果、横浜市が厳しい財政状況の中で、借入金残高の縮減や未収債権の縮減などに取り組みとともに、事務事業の見直しに取り

執筆

中川 謙
財政局課長補佐（税制課企画係長）

3 第2期横浜みどり税の税制の検証

第2期横浜みどり税の課税の根拠が確認されたことから、続いて税制についての検証が行われた。

(1) 課税手法

横浜みどり税の課税手法は、市民税（個人・法人）均等割への超過課税を採用している。

これは、横浜みどり税の導入時に、横浜市税制調査会の前身である横浜市税制研究会において、緑の保全・創造に向けた新たな税として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担を求めていくことが適当と整理されたものである。

その趣旨は、①首都圏としての立地環境

等から強力な開発圧力にさらされている横浜市において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市における行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。

②緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから課税法としては市民税(個人・法人)均等割の超過課税がふさわしい。

横浜みどり税を活用した横浜みどりアップ計画の事業・取組による受益は、広く個人・法人に及んでいる。したがって、横浜みどり税が、課税法として市民税(個人・法人)均等割の超過課税を採用していることは妥当とされた。

なお、第1期の横浜みどり税において設けていた、法人市民税法人税割が課されない法人、いわゆる赤字法人に対する横浜みどり税の課税免除措置を、第2期横浜みどり税において廃止している。この点については、横浜市税制調査会から、特定の対象に特例を設けるような制度は公平性という点からは、望ましいと

は言えないと指摘されていたものである。

(2) 課税期間

横浜みどり税の課税期間は、横浜みどりアップ計画に対応した5年間であり、第2期では、個人については26年度から30年度まで、法人については26年4月1日から31年3月31日までの間に開始する各事業年度等としていた。

これは、横浜みどり税導入時の横浜市税制研究会において、「定期的に事業効果の検証を行うっていくうえで、5年間という期間設定が合理的」と整理されているものである。

課税自主権を活用した財源確保策においては、期限を区切って定期的に事業効果の検証を行うべきであり、横浜みどり税の課税期間が、それを財源の一部に活用している横浜みどりアップ計画の計画期間と同じ5年間であることは妥当とされた。

なお、横浜みどり税の税収を一般財源と区分して管理している「横浜市みどり基金」の、課税期間終了後の取扱いについて、横浜みどり税の使用の根幹となる樹林地の買取りは、必ずしも課税期間中に生ずるとは限らないことから、基金に残った額は、引き続き特別緑地保全地区等の買

取りの財源として活用すべきとされた。

(3) 税率

第2期横浜みどり税の税率は、個人は年間均等割額の9%相当額としている。

税率の算定にあたっては、横浜みどり税は緑の保全・創造の取組のために必要な財源を確保するものであるため、「これからの緑の取組〔平成26―30年度〕(案)」の総事業費約485億円から、国費・市債の充当分及び一般財源で対応すべき部分を除いて、横浜みどり税を充当する必要がある事業費が約130億円と積算された。

そして、この事業費の全てを市民税(個人・法人)均等割の超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は年額900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額(4,500円)〜270,000円)になると算定されたものである。

なお、個人・法人間の負担割合については、横浜みどり税の導入時に、市民税全体(所得課税分を含む)の負担増加率を個人・法人で同程度とすることが適当であるとされ、横浜みどり税では個人100円につき法人1%相当

額となつている。

この個人・法人間の税率設定は、府県における森林保全等に向けた県民税超過課税においても広く採用されており、そういった点から見ても妥当であるとされている。

(4) その他の税制等

横浜みどり税の運用にあたって、必要な追加措置として設けている固定資産税等の軽減措置と市民参画の制度があるが、それらについても検証が行われ、現行の制度が適切であることが確認された。

特に市民参画については、市民推進会議が横浜みどり税の使途を、市民の立場からチェックしており、有効に機能しているとされた。

4 第3期横浜みどり税の継続の検討

第2期横浜みどり税が妥当であったとの確認結果を踏まえ、続いて、第3期横浜みどり税の継続についての検討が行われた。

継続の検討のため、改めて課税の根拠の確認が行われた。課税の根拠とは、超過課税により実施しようとしている事業の妥当性とその事業の財源を超過課税でまかなう必要性である。

そのため、「これからの緑の取組〔2019―2023〕(原案)」の詳細について確認が行われた。

まず、「これからの緑の取組〔2019―2023〕(原案)」では、第2期横浜みどりアップ計画の基本的な枠組みや主な取組は継承しており、第2期横浜みどりアップ計画の成果が確認されていることから、継承している取組については基本的には問題ないとされた。

そして、取組の柱ごとに次期に向けて変更・拡充しようとしている事業を中心に確認が行われた。

(1) 取組の柱1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」

取組の柱1は、横浜みどり税の主たる使途であり、横浜みどりアップ計画の中でも最も重要な施策である。この事業については、必要性と変更・拡充しようとしている内容の確認が行われた。

まず、事業の必要性を確認するため、横浜市が依然として高い開発圧力にさらされているのかということについて確認が行われた。

樹林地が開発された事例や、緑被地の減少原因で最も多いものが住宅の建築であるという結果から、樹林地が減

少する主な原因は住宅の建築であることが確認された。新築住宅着工数の推移などの状況から、横浜市は引き続き高い開発圧力にさらされていることが分かった。

続いて、取組の柱1のうち、次期に向けた施策の変更点について確認が行われた。

まず、変更点の一つ目は、第2期横浜みどりアップ計画では5か年で500haであった樹林地の新規指定の目標面積を、300haとし、緑の10大拠点内の樹林地や身近なままとまりのある樹林地の指定を推進するとしている。

これは、大規模で比較的希望が得られやすい樹林地の指定が進んだことで、今後はより規模の小さい樹林地の指定が増えるために指定面積の平均が小さくなるであろうとの予測に基づくものである。今後はより小さい樹林地やより難易度が増している案件について、指定の勧奨を進めていくこととなるが、目標達成に向けて全力で取り組むことを期待するとされた。

また、買取りの想定面積について、第2期計画の108haから113haと増加を見込んでいる。これは、既に指定している樹林地からの買取請求を見込んでいるものである

り、引き続き所有者の不測の事態による買取りにしっかりと対応していくべきとされた。なお、引き続き、保全措置が講じられた樹林地を適切に維持管理していくことが必要とされた。

さらに、次期の計画案では、土地所有者が樹林地として持ち続けられるよう、指定した樹林地における維持管理の負担を軽減するための支援の拡充を予定している。

こうした助成の拡充により、土地所有者による樹林地の維持管理負担が軽減されることで、樹林地の買取請求が後年度となる効果も期待できるとされた。

(2)取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」

取組の柱2において横浜みどり税を充当している主な事業は、水田の保全、収穫体験農園・農園付公園の整備である。これらの事業は、次期に向けて特に大きな変更は行わず、引き続き取り組むとしている。

横浜市では、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観や、川沿いの水田景観などの農景観は、地域の景観として多くの市民に親しまれていく。水田は樹林地と同様、一度転用されてしまうと元に戻

すことが困難であることから、市民が身近な緑としての農を感じる場として、水田を保全する取組は継続が妥当とされた。

また、収穫体験農園・農園付公園の整備についても、市民が自ら緑と土に触れ合う場を提供することで、市民が緑の保全・創造の取組に対する意識を高めることにつながるから、継続することが妥当であるとされた。

(3)取組の柱3「市民が実感できる緑や花をつくる」

取組の柱3においては、これまで行ってきた市民協働による地域緑のまちづくりなどの取組を継続しつつ、新たに老木化した桜の街路樹などの地域で愛されている並木の再生を実施するとしている。街路樹を再生し、街路樹による良好な景観づくりを目指す取組は、まさに市民が実感できる緑や花をつくる取組であり、次期の計画で実施すべきものであるとされた。

また、市民の花や緑への関心を高めるため、既に一般会計で実施しているガーデンシティ事業の一部を次期計画に位置付け、これまでの都心臨海部での取組と一体として進めることは妥当であるとされた。

5 第3期横浜みどり税の税制の検討

横浜みどり税を継続する必要性が確認されたことから、続いて具体的な税制案が検討された。

その結果、課税手法・課税期間については第2期と同様とすることが妥当であるとされた。

また、税率については、次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額である約136億円を、市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうこととして税率が算定された。

その結果、個人の税率は900円、法人の税率は規模等に応じた均等割額の9%相当額（4,500円）〜270,000円）となった。これは、第2期までの横浜みどり税と同じ税率であるが、改めて必要財源額から算定された結果である。

なお、固定資産税等の軽減措置及び市民参画の制度についても、引き続き必要であるとされた。

創設される国税・森林環境税と横浜みどり税との関係性についても整理された。

森林環境税は、平成30年度与党税制改正大綱において、創設するとされた国税である。

具体的には、国内に住所を有する個人が納税義務者であり、税率は年額1,000円となっている。賦課徴収は、国税だが市町村が個人住民税均等割と併せて行い、国から譲与税として、市町村及び都道府県に私有林人工林面積、林業従業者数、人口などの基準に応じて譲与するとされた。また、課税は36年度から、譲与は31年度から行うとされている。

用途は、市町村では間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされた。

横浜市税制調査会では、森林環境税のより具体的な用途について検討が行われた。その結果、森林環境税の構想当初の目的は、経済・商業ベースで林業が成り立たない森林の整備であり、その目的に適合する横浜市における具体的な使途は、そうした森林整備事業で生み出された国内産木材を、消費地である都市自治

6 森林環境税との関係性

今回の横浜みどり税の継続に関する議論の中で、新たに

表1 横浜みどり税、水源環境保全税、森林環境税の比較

名称	横浜みどり税	水源環境保全税	森林環境税
課税団体	横浜市	神奈川県	国
課税手法・税率	個人市民税均等割に900円、法人市民税年間均等割額の9%相当額を上乗せ	個人県民税均等割に300円、所得割に0.025%上乗せ	1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	平成21年度～35年度(法人市民税については、開始事業する事業年度)(5年ごとの期限を設けており、直近の改正は30年)	平成19年度～33年度(5年ごとの期限を設けており、直近の改正は28年)	平成36年度から
税収規模	約28億円/年(個人17億円 法人11億円)	約40億円/年 ※約16.9億円/年(横浜市における想定徴収額)	約600億円/年(1,000円×納税者6千万人) ※約19億円/年(横浜市における想定徴収額)
使途	①樹林地・農地の確実な担保 ②身近な緑化の推進 ③維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業	①森林の保全・再生 ②河川の保全・再生 ③地下水の保全・再生 ④水源環境への負荷軽減 ⑤県外上流域対策の推進 ⑥水源環境保全・再生を推進する仕組み	①市町村は、森林環境譲与税を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。 (横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用) ②都道府県は、森林環境譲与税を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。
本への与等		・横浜市の実施している事業には、交付等はされていない。 ・事業の対象地域は、主として神奈川県西部の水源保全地域とされており、この地域に横浜地域は含まれていない。	・市：県＝9：1 ・私有林人工林面積：林業就業数：人口＝5：2：3 ※平成31年度から譲与 ・31年度：1.4億円/年 31年度～35年度：計8.6億円 45年度：4.8億円/年(平年度化)

体として購入・利用することであるとされた。
横浜みどり税の目的は、都市部の樹林地の保全であり、都市緑化の推進であることから、森林環境税と横浜みどり税の目的は異なる結論付けられた。

また、横浜市税制調査会で議論された内容ではないが、森林環境税と並んで、横浜みどり税と比較されることの多い、神奈川県の水源地環境保全税についてもここで少し触れておくこととする。
水源環境保全税は、神奈川県が水源環境の保全・再生に継続的に取り組むために課税自主権を活用して実施している個人県民税の超過課税である。そして、その税収を活用した事業の対象地域は、主として神奈川県西部の水源地保全地域とされており、この地域に横浜地域は含まれていない。また、横浜市の実施している事業に水源環境保全税の税収は、交付等はされていない。

こうした点から、横浜みどり税と神奈川県の水源地環境保全税とでは、目的が異なっていると云える。

本稿では、横浜みどり税に關して、平成30年度に横浜市税制調査会で行われた議論の内容を中心として紹介してきた。
ここでは、紙面の都合で議論の詳細な内容について、大幅に割愛している。詳細な内容は、横浜市税制調査会の平成30年度答申を横浜市ホームページに公開しているのので、そちらも併せてご覧いただければと思う。
横浜市では、7月に

横浜みどり税・森林環境税・水源環境保全税の3つについて、比較した表を掲載しておいで、違いを見ていただければと思う。

7 おわりに
本稿では、横浜みどり税に關して、平成30年度に横浜市税制調査会で行われた議論の内容を中心として紹介してきた。
ここでは、紙面の都合で議論の詳細な内容について、大幅に割愛している。詳細な内容は、横浜市税制調査会の平成30年度答申を横浜市ホームページに公開しているのので、そちらも併せてご覧いただければと思う。
横浜市では、7月に

《17》 現状の課題と今後の展望

① 座談会／職員が考える現状の課題と今後の取組の方向性

◆みどりの現状について

【相場】今日はみどりの現状の課題や今後についてお話をできればと思っています。よろしくお願ひします。

最初に、現状やこれまでの緑行政についてどう思っているかなど、皆さんの経歴や経験に軽く触れながらお話いただければと思います。では、千木良さんからどうでしょうか。

【千木良】平成16年、緑政局最後の年に入庁し、西部公園緑地事務所で1年、環境創造局になり旭土木事務所で2年、現場での公園や街路樹の維持管理を経験しました。その後、公園緑地整備課で10年間公園や緑地の新設整備等を担当した後、みどりアップ推進課に異動し、2年目になります。

従来、緑行政というと、公園や緑地の維持管理、設計施

工、住民対応や市民協働などが求められてきたと思います。もちろん今もそういった技術は業務の基本で非常に重要ですが、ここ5年くらいで

どうかわか、みどりアップ計画も進み、樹林地の保全、生物多様性の保全などのほか、がけ地の防災対策から都心臨海部の緑花や里山ガーデン（※1）といった花に関わる取組、園芸博覧会の招致、最近のトレンドでは公民連携により公園の魅力を高めようといった視点も増えてきています。さらにガーデンシティ横浜の推進のための取組なども求められるようになり、様々なスキルが高いレベルで求められていると思います。

【相場】千木良さんから幅広いスキルが求められるとの話がありました。その一つとして緑化フェアやガーデンネットワークなど、花に関する取組は最近よく話題になり

ますが、これらを担当している吉野さん、お願ひします。

【吉野】公園緑地整備課に3年間在籍し、中区や旭区を中心に公園をつくってまいりました。その後、みどりアップ推進課に1年いて、緑化フェアの立ち上げを担当し、全国都市緑化フェア推進課に3年、現在は動物園課で里山ガーデンの仕事をしています。里山ガーデンが開いている間、会場にいると、子どもからお年寄りまですごく喜んでくれていてというのが分かります。みどりアップ計画の成果の広報という部分でも、花や緑で魅力的なまちにしていきたいというところで、花というの

はすごく分かりやすいコンテンツだなと思っています。【相場】緑が観光とか地域の活性化にも貢献できるということ、我々には前から思っていたと思いますが、それが一般の人にも伝わったのかな

と感じています。そういう意味では緑化フェアが緑の取組の一つのターニングポイントだったと、みんなそんなふう

に思っているんじゃないかと思いますが。では、昔から緑行政と言えは基本は公園だったと思います。公園の施設管理のとりまとめ的な部署にいる池上さん、お願ひします。

【池上】入庁して、現みどりアップ推進課で開発行為に伴う緑化や公園の指導などに携わった後、旭土木事務所での公園の管理に4年間携わり、現在は公園緑地維持課にいます。

管理の経験から、緑に関する市民の方の思いは様々で、管理するのが難しいと感じました。危ないから切ってほしいという人もいれば、残しておいてほしいという人もいます。都市と緑の距離が近いというのが横浜の素晴らしい魅力ですが、その部分をどう市

進行

大内 達詩

環境創造局政策課

千木良 泰彦

環境創造局みどりアップ推進課

関根 伸昭

環境創造局課長補佐（農政推進課担当係長）

池上 佑里

環境創造局公園緑地維持課担当係長

吉野 美沙樹

環境創造局動物園課

相場 崇

環境創造局みどりアップ推進課長

民に、理解を求めながら進めていくのかというのがすごく難しいと感じていますね。

【相場】 緑と近いことで要望も様々ということですが、何か解決策などがありますか。

【池上】 それで始めたのが、身近な公園内に残る樹林地に対し、保全管理計画を立てて、市民の方と一緒に、この森をどのように管理していったらいいのかを考え、問題をクリアしていくというものです。こういったプロセスの積み重ねが非常に重要だと感じています。

【相場】 ありがとうございます。続いて、みどりアップの樹林地の指定を担当し、その後は計画策定に携わっている大内さん、お願いします。

【大内】 平成23年に入庁し、緑地保全推進課で樹林地の指定に6年間携わりました。入庁した当初は、1年間で樹林地を300ha指定するのが目標で、一人当たりだとすると約20haの指定を目指しましたが、今一つボリューム感が分かりませんでした。仕事にも慣れてきて、1haの樹林地を持つている方は大規模所有者だと感じる中では、目標達成は絶対無理だという感想を持ちました。また、こんなにたくさん樹林地を買い取っ

て、管理はどうするのかとも思いましたが、みどりアップ計画が2期目、3期目となるにつれ、維持管理のメニューが増えるなど、少しずつ課題が計画や事業に反映をされてきているというところが現状だと思います。また、緑があることに對する市民の実感については、私は昔から横浜の郊外部に住んでいます。郊外部に住んでいる人は山や緑が近くにあることが当たり前なので、たくさんあるという感覚はあまりないように思います。反対に、都心部に住んでいる人は少し行けば山や多岐にわたらない、意識していない人も少なくないように思います。

【相場】 ありがとうございます。では現状に関する最後の、横浜は伝統的に農地も緑の一つの形態ということで、緑の関係の中に農地を位置づけてやってきました。関根さん、お願いします。

【関根】 私は、最初に農業振興課に配属になり、収穫体験農園開設支援などに3年間携わりました。業務をしながら過去の施策を調べると、昭和40年代の都市計画の線引きで、農地に緑の機能やオープンスペースの機能というも

のを認めて線引きをするなど、横浜市の緑に対する姿勢にはすごく先駆的なものがあると感じました。だから今これだけの緑が保全されている、みどりアップ計画のような、公園、緑、農という3つの分野で総合的な他に類を見ないものが実施できているのかなと思います。開発もあの中、緑がここまで残っているというのは、先人たちのこれまでの努力の積み重ねだと思っています。大都市横浜で農地の保全や農業の振興をするというのには、農業・農地と住民が近いおかげで他の大都市にはない多面的機能も享受できるといって、開発圧などで困っている農業者がい



るとか、都市と農業の摩擦があるのも現実なんだろうなと思います。

【相場】 都会に近いところに住んでいるにもかかわらず、すぐに野菜の直売所に行けるなど、都会と緑の両方の良さを享受できるというのはすごいことですよ。でも大内さんも言っていたように、それに気づかない人も多いのが現状なのかもしれませんね。

◆課題① 樹林地管理

【相場】 今までの皆さんの話から、今後に向けての課題も出ていますが、まず樹林地の管理の話からできればと思います。買った樹林地など、大変増えているんですよ。

【大内】 次の計画の中間年である2021年には約1,000haが管理の対象となる見込みで、更に今後買取りの可能性のある樹林地もあります。また、住宅と距離が近いこともありますので、それだけ小さい山がたくさんあり、住宅との接点も多いので、管理費はかなりかかると感じています。

【相場】 財源的なことや人手のこと、都市ならではの悩みみたいなのもあります。何かアイデアなどありますか

か。

【千木良】 管理する樹林地の面積が急激に増える中、職員にあまり精神的な負担がかからないよう、樹林地の管理に對してやりがいを見出しやすいような仕組みがあるとよいと思います。市民の方々と保全管理計画を作るといのも一つのきっかけになると思います。ただ、すべての樹林地で保全管理計画を作るといのも現実的ではないと思います。市民の方々と合意形成を図りながら一緒にやっていくところと、ある種割り切った必要と必要な管理をするところを設けて管理の仕方やお金のかけ方を変えていくようにできると、たくさん樹林地を回って管理しなければならぬという負担感を減らしていくことにもつながると思います。

【相場】 樹林地は急激に管理の対象が増え、特に公園事務所職員には負担となりますが、実際は、大きな成果でもあるし、いろいろなことをできるフィールドができたというふうに向きに捉えられたいかなという感じはします。

【池上】 そうですね。メリハリをつけてやっていくということの中、例えば、公民連携で何かやっていくことも



できるのかなど。横浜動物の森公園では先駆的に進めていますが、樹林地管理においても森の恵みを楽しむようなアイテムとセットで展開していくというのが可能性として考えられるかなと思えます。そこで管理費を捻出できれば、そういう手段も一つあるのかなと思ったりしています。

◆課題② 公民連携

【相場】 公民連携は公園に限らず今話題になっていますが、公民連携について思うことなど、フェアの経験も踏まえていかがですか。

【吉野】 現在、横浜動物の森公園で Park-Pr1 (※2) の

手法での森を活用した遊戯施設の公募を行っています。民間事業者のノウハウを活用し、集客もでき、かつ樹林地の管理も行ってもらえることになれば、より公園が活性化すると考えられます。ですが、ヒアリングなどを通して、民間事業者の方が事業を実施しやすい場所や条件でないと、公園での公民連携は難しいというのを感じました。だから何でもとにかく Park-Pr1 で、ということではなく、それぞれの公園の魅力をきちんと把握した上で、どのように公民連携を進めていけばいいのか考えていけると良いと思います。

【相場】 大内さんは緑と公民連携で何か感じるところはありますか。

【大内】 民間を入れるということは、やはり収益性が必要になると思います。そうすると一番やりやすいのはやはり公園だと思いますが、それもできる場所に限られるとなると、おそらく、その方法を全てに適用するというのは無理だと思えます。お金をただかけて管理するのではなく、今も森の楽校というのを一部の事業でやっていますが、学校や市民の方々などと協働して行うなど、他の手法を考えな

いと、後で本当に立ち行かなくなるのではと思います。

【相場】 農地も、企業参入や農業生産法人などが話題になることが多いと思いますが。

【関根】 個人的にはそういうものばかり追い求めるのもどうかと思います。当然、農業は農村というコミュニティで維持されてきたもので、農業を専業にやっている方と兼業の方、いろいろな方がいる中で、その地域全体がうまく運営されていかなければなりません。企業参入においては、地域にどう溶け込んでもらうかが重要だと思えます。そのあたりの見極めや、地域コーディネートが重要だと思えます。

【大内】 時間的観点から言えば、これまで行った事業の経緯や地権者とのやりとりなど、細かいことでも案件ごとに経過の記録が分かるようになること、そういった時間がないかなとれない中でも、有用なものになるのではと思います。

◆課題③ 技術継承

【相場】 ありがとうございませう。次に職員の技術継承の話をしてほしいと思います。過去からの取組を含めて、緑の仕事全体として技術継承をどうしていくかが課題だと思っています。そのためにどのようなことをしていこうかと考えていますか。

【千木良】 自分としては、今後どの分野に携わるか分からないので、常にいろいろな準備はしておきたいと思っています。

【相場】 素晴らしいですね。次に関根さんはどうですか。

【吉野】 技術継承というのと、やはり職員研修の話が出ます。研修では知識は持つて帰ってもらえるとは思いますが、同時に体験したり、悩んだりすることで、本当の意味での技術は伝わっていくと思います。

【大内】 時間的観点から言えば、これまで行った事業の経緯や地権者とのやりとりなど、細かいことでも案件ごとに経過の記録が分かるようになること、そういった時間がないかなとれない中でも、有用なものになるのではと思います。

◆課題④ 新しいフィールド

【相場】 池上さんはどうですか。

【関根】 私は上瀬谷の業務に関わっていますが、上瀬谷には現在100ha以上の農地があります。今後どのようなかは地域の農業者の皆さんとの話し合いにもよります。

【池上】 造園職としては、緑の機能や樹木の名前を多く知っているなど、何でもよいと思うのですが、「あなたが造園職でこの部署にいて良

が、せっかくの大きなワールドですので、一緒に計画されている公園なども連携し、地域の農業者の皆さんのやりたい農業と、市民の方々の農の魅力を受受したいというニーズをうまく汲み取り、相乗効果を発揮できる場ができたらよいと思います。

【相場】 大内さんはどうですか。

【大内】 立地としてかなり行きにくい場所という現状がありますが、横浜のみどりアツプやガーデンシティのイメージを表す場所となればよいと思います。

【相場】 吉野さんはどうですか。

【吉野】 具体的なことではないですが、里山ガーデンの仕事をしていて、「横浜にもこんな緑があったんだ」とよく言われるので、横浜と言えはみなとみらいとか中華街とかのイメージが強いですが、もうひとつ、横浜と言われてパツと浮かぶようなものがそこにできるといいのかなと思います。

【相場】 ありがとうございます。

【池上】 郊外部のまちづくりの、これからのよい在り方を示す場所になればいいと思います。緑をキーワードにいる

いるな主体が関わり、市民やそこに関わる人も楽しい、そういう場所になっていくといいなと。

【相場】 それでは、千木良さん。

【千木良】 これまでの歴史を踏まえて、市民の皆さんに喜んでもらえるようなところになってほしいと思います。特に上瀬谷は、公園や農地、樹林地があり、また園芸博覧会も招致しているので、ガーデンシティ横浜を体現するような公園、日本だけでなく世界でも注目を集めるような、また何十年と長い目で見たときにも評価されるような公園になればと思います。

◆これからの横浜のみどりについて

【相場】 では最後に、これからの緑の取組で力を入れたいことや、新たに取組みたいと思っていることなどについて伺いたいと思います。では、大内さんから順にお願いします。

【大内】 市が管理する樹林地は増えていくので、市民と協働した新たな管理手法の検討など、これまで保全した樹林地のストックを積極的に活用できるようになればと思います。特に学校と連携した手法



が可能ならば、親子で緑に触れる機会も増え、より多くの世代の実感にもつながるのではないかと考えています。

【吉野】 これまで、緑化フェアなどを通して、市内の花の生産者の皆さまや造園業者やガーデナーの方々から特に花やその魅力について多くのことを学ばせてもらって来ました。ここで得た知識を生かして、花や緑で横浜をより魅力的にし、市民の方や横浜を訪れた方にとって心地の良い空間をつくる仕事に携わってい

きたいと思います。

【池上】 横浜にある多様な緑の価値と魅力をもっと市民の方々にアピールして、緑と共に暮らす良さを実感してもらいたいと思います。

一方で、財政が硬直化する中で、公園施設の老朽化や緑地の管理面積増加の課題に対し、様々な手法を模索し実行していきたいと考えています。

【千木良】 公園や樹林地など従来の緑の取組の幅も広がっています。再開発や地域活動、観光などまちづくりの場面でも緑のニーズが高まっていると感じています。

花や緑、農などの緑の取組は誰もが親しみやすく、地域の活性化や魅力づくりなど、まちづくりに大きく貢献できると思います。そういった新しいフィールドにも造園職の技術や活躍の場が広がり、ガーデンシティ横浜の推進や横浜の魅力向上に関わっていただければよいと思います。

【関根】 今関わっている仕事で言えば、横浜に2か所あるふるさと村の活性化です。ふるさと村やその周辺は横浜の原風景を残す貴重な空間で、市民の森や公園、農地が一体となって、多くの

人が散策や農の魅力を感じるために訪れています。そういった環境を未来に残すために、担い手不足などの課題解決や、市民を巻き込んだ農業振興の活性化策など、新たな農地の保全方法などに取り組みたいと思っています。

【相場】 今日はみなさんいろいろなお話をありがとうございました。

(※1) 里山ガーデン：2017(平成29)年に開催された「全国都市緑化よこはまフェア」や翌年から継続して開催している「ガーデンネットワーク横浜」の会場のひとつで、横浜動物の森公園未整備区域内に設けられている。

(※2) Dapland：都市公園法に基づく公募設置管理制度のこと。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する。

(※3) 上瀬谷：瀬谷区と旭区にまたがって存在する2015(平成27)年に返還された米軍施設(旧上瀬谷通信施設)の跡地で、民有地や国有地を合わせ約242haに及ぶ大規模な土地。土地利用について検討が進められており、2026年の開催で招致が進められている国際園芸博覧会の会場とされている。

(※4) 深谷：東区に位置する2014(平成26)年に返還された米軍施設(旧深谷通信所)の跡地で、円形形状が特徴的な、約77haの広大な土地。緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした空間等を目指して跡地利用が進められている。

② みどりの現状と今後の政策

1 はじめに

平成29年6月、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されました。本改正は、近年の人口減少や国及び地方公共団体の財政制約等の社会経済情勢の変化に伴う課題に対応したものです。公共施設としての公園緑地は、常に社会のニーズに対応することが求められます。現在、公園緑地にはどのような具体的ニーズがあり、今後どのような政策を推進していく必要があるのでしょうか。ニーズと今後の政策について全国的な視点から考えると、今後の横浜市の公園緑地行政に期待することを述べたいと思います。

2 公園緑地これまでの取組と全国状況

戦後、都市化の進展の中で、緑豊かな潤いのある都市を創造することは都市行政の大きな課題の一つでした。急速に土地利用転換が進む中で、都

市公園等整備五箇年計画の策定をはじめ、総合計画である緑の基本計画を中心とした様々な制度が創設され、総合的な施策展開、官民による緑の保全・創出手法の多様化が図られ、これまで都市公園の整備等の持続性の高い公共の緑の保全が推進されてきました。また、近年、環境等の緑への関心の高まりの中で、総合的に緑を確保することや緑の中に都市があるようなまちな形態を目指す取組が見られるようになってきています。

① 都市公園について

全国の都市公園等の整備については、平成28年末で約10万箇所、約12万ha、一人当たり公園面積は約10㎡です（注1）。なお、約10万箇所のうち、0.1ha未満の小規模な都市公園等が約4割、設置から30年以上経過したものが現時点で約4割を占め、20年後には約7割に達する見込みです。

② 緑地について

緑地の保全状況として、特別緑地保全地区の指定面積

（累計）については、平成28年度時点で、588地区、約2,719haです（注2）。

③ 都市緑化について

民有地等については、屋上緑化や壁面緑化をはじめとする取組が進められ、平成12（29年）の整備面積（累計）は、屋上では約498ha、壁面では約90haです（注3）。

④ 市民・企業の緑に対する関心の高まりについて

近年、市民やNPOによる都市公園の管理運営の参加等が全国的に行われています。また、民間企業により都市の中心に緑を創出した「大手町の森」、まち全体を包み込む「みどり」を中心にしたまちづくりを進める「大阪市うめきた2期区域」のように、緑の中に都市があるような都市形態を目指す取組が見られるようになってきています。

以上のように、公園緑地については、都市公園の整備、緑地の保全、都市緑化の着実な進展とともに国民・企業の緑に対する理解が高まっています。

ます。

一方、横浜市においては、全国唯一の横浜みどり税を財源の一部として活用し、緑地や農地の保全等に取り組み横浜みどりアップ計画、地域コミュニティの活性化に寄与している公園愛護会による公園管理、横浜の歴史的資産である西洋館等を活用した多様な都市公園の整備等の先進的な取組を実施しており、高く評価されています。

3 今後の公園緑地政策

今後の全国的な公園緑地政策を考える上では、i 公共投資の縮減、ii 少子高齢化、人口減少、都市構造の変化（コンパクト化）への対応、iii 社会資本の老朽化対策・長寿命化対策、iv 災害への対応、v 環境問題等への国民の関心の高まり（+オリンピック・パラリンピック）等の社会的ニーズに対応する必要があります。これらのニーズへ対応するために、今後の全国的な公園緑地政策には以下の4つの視

執筆

今村 隆

国土交通省都市局公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室景観企画係長

点が重要です。

① 公有地・民有地における緑の総合的な確保

地球温暖化対策、都市におけるエコロジカルネットワーク、市民・企業の緑に対する関心の高まりへの対応として、引き続き、緑の基本計画を中心とした公有地・民有地における緑の総合的な確保が重要です。

② 都市公園等の既存ストックの活用、再編

子育て支援、高齢化、地域活性化、公共投資の縮減への対応として、一定の蓄積がある公園緑地ストックの活用や再編が必要と考えられます。使うこと・活かすことを重視し、積極的な官民連携を進めることが重要です。

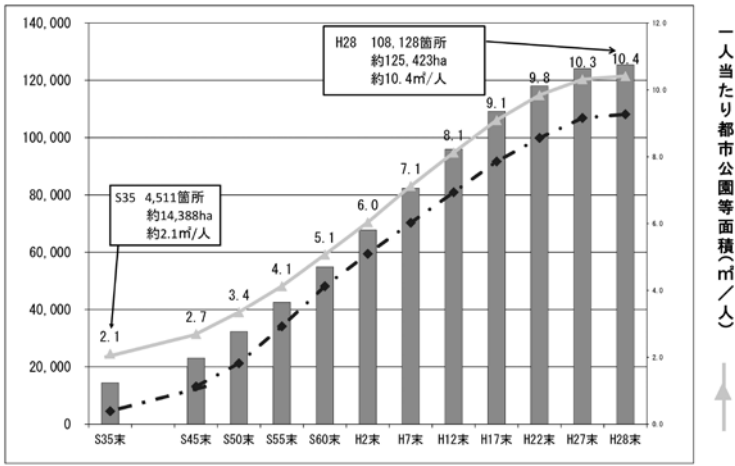
③防災・減災に資する緑とオープンスペースの確保、個別施設の安全性の確保

公園緑地は、災害発生時の避難地や救急救命・救援活動の拠点であるとともに、延焼防止等の減災機能や大雨時の雨水貯留の機能を有するグリーンインフラでもあるため、引き続き確保していくことが重要です。また、設置後の経過年数を考えると老朽化への対応が求められるため、個別施設の安全性の確保が必要です。

④都市の空間マネジメントとしての公園緑地政策の展開

コンパクトシティ、都市と緑・農の共生が実現された都市、緑の中に都市があるようなまちづくり全体を視野での発想による公園緑地政策を展開することが重要です。

こうしたことから国土交通省では、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会を実施し、平成28年5月にとりまとめ、公表しました。



今後の緑とオープンスペース政策について、以下の3つの戦略を重点的に推進することが必要であるとしています。

- i 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
- ii より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
- iii 民との効果的な連携のための仕組みの充実

さらに、都市緑地法等の一部を改正し、都市公園や農地を含む民有緑地等の都市のオープンスペース

で行われてきた民間活動に着目し、民間のノウハウや投資を積極的に引き出すための幅広い施策を盛り込み、ニーズへの対応を図ってきているところです。

4 横浜市の今後の公園緑地施策についての提言

最後に、今後の横浜市の公園緑地施策に期待することを述べます。

①さらなる「みどりアップ」により市民が豊かな生活を実感できる都市へ

何もしなければみどりは減少してしまい、基地跡地の利用等においてもみどりの保全・活用は重要な視点と考ええます。今後、更なるみどりアップ施策の展開により、我が国を代表する緑あふれる風格ある都市の実現を期待しています。また、みどりの保全・活用は市民一人一人が生活環境の豊かさを実感できるような都市である横浜の国際競争力の強化にも寄与するものと考えていますので、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

②市民との協働等による都市緑地の推進

全国都市緑化フェアの開催を契機として、都市緑化意識が高まっていると認識してい

ます。この機会を活かして、市民、企業、行政等が連携した緑あふれる国際都市の実現に向けた都市緑化の取組に期待しています。すでに産業界を含め、横浜市、横浜市民は伝統的にポテンシャルを保持していると思えますので、そのポテンシャルを発揮し、ガーデンシティ横浜を推進していただきたいと思えます。

③都市公園等みどりのストック活用、マネジメントの強化

官民連携によるストックの利活用の推進、都市公園の魅力アップと都市公園のポテンシャルをまちづくりに活用することを期待しています。特に、官民連携事業では、社会経済に対応するためのスピード感、持続可能性、小さい規模から育てていくことにも留意し、実績をつくっていただきたいと思えます。また、港の緑や街路樹等の都市公園以外のストックも含め、マネジメントの強化が重要です、そのための体制の強化も重要と考えています。

④防災・減災空間等としての公園緑地の確保

公園緑地は都市の財産です。そのオープンスペース・非建ぺい地としての価値は、地域のレクリエーション、環境保全、景観形成等と併せ、特に防災減災

の面でも貴重であるため、防災減災空間等としての公園緑地の確保を引き続き推進していただきたいと考えています。

5 おわりに

国土交通省では、SDGs等を念頭に置き、緑豊かで潤いのある都市、健康で文化的な都市、機能的で活力ある都市、安全で豊かな生活を実感できる都市の実現に向けて、グリーンインフラの視点等から公園緑地行政が一層発展するよう、今後も取り組んでまいります。

横浜市におかれましては、本年のラグビーワールドカップ、来年の東京2020オリンピック・パラリンピック、また、2026年開催を目指す国際園芸博覧会に向けて、今後ともガーデンシティ横浜の推進をはじめ、公園緑地施策を積極的に進めていただき、我が国を代表する緑あふれる風格ある都市の実現を期待しています。

注1 国土交通省 国土都市公園データベース <http://www.mhi.go.jp/crd/park/joho/database/>
 注2 注3 国土交通省 都市緑化データベース <http://www.mhi.go.jp/crd/park/joho/database/>
 toshiryokuchi/index.html

③ 対談／横浜の課題と今後の展望

—— 本日は、横浜の緑の取組について、過去のことや現状の課題にも触れていただきながら、今後の展望について、いろいろと未来志向でお話をしていただけだと思います。よろしくお願ひします。

■横浜の緑のこれまでの歩み

【野村】 浦井先生とは、昨年、横浜の環境行政について意見交換をさせていただきました。その際も本当に貴重なご意見をいただきましたが、私がおよりうれしかったのは、先生が横浜の過去の環境行政の経緯について非常にお詳しいということでした。私たちよりも先生の方が詳しいかもしれません。

【浦井】 いえいえ、そんなことはありません。(笑)

【野村】 ご存知のように、横浜は戦後から急激に人口が増加し、これは国内の三大首都圏は同じような状態でしたが、特に横浜は何もないところで増えたという意味においては、ほかの都市にないぐら

い劇的な変化があったと言えますし、そのような急激な人口増加は必然的に土地の形態も変えていくということになりました。そして更に、それに伴って、環境だけではなく、ごみの処理のことですとか、河川や海や水質の悪化であったり、学校などの公共施設・用地が不足するなど、様々な弊害が生まれました。そういう中で、多くの先人の努力で何とか緑の喪失を食い止めるために、減るけれども減り方を少しでも下げていきながら、緑をつくり、緑を残すということも横浜市として行ってきました。そして、その流れの延長線上で、平成21年からは、超過課税である横浜みどり税をいただくという形でこれまで10年間、取組を続けてきました。

今回の、次の5年間のみどりアップ計画は固まったのですが、ではこの先10年、20年先の緑をどうしていくのか、考えていく必要があります。また、現在、国際園芸博覧会の招致、あの上瀬谷の242ha

もの広大な土地をどう生かしていくかという課題もあります。横浜の緑施策をどう生かしながら、今住んでいる374万人の市民の皆さん、そして今の赤ちゃん、子どもたちに良い環境を残してあげられるよう、政策の継続をぜひ進めていきたいと思っています。そのような意味で本日はお話をさせていただきました。と考えています。

【浦井】 分かりました。私の目から見ると、これからグロバリズムの中でどう横浜が生きて残っていくのかということは非常に重要なテーマです。国と国の競争というよりは、これからは都市間競争の時代になるということです。

森ビル財団が世界の都市間競争の中で国内編というのを日本です。国と国の競争というよりは、これからは都市間競争の時代になるということです。森ビル財団が世界の都市間競争の中で国内編というのを日本です。国と国の競争というよりは、これからは都市間競争の時代になるということです。森ビル財団が世界の都市間競争の中で国内編というのを日本です。国と国の競争というよりは、これからは都市間競争の時代になるということです。



野村 宣彦
環境創造局長



浦井 雅之
東京大学特別教授

シームレスな条件をつくったというものが、私は他の自治体にはないことではないかと考えています。

それと併せて横浜の歴史を振り返れば、横浜は日本で最初に欧化をした地域です。その欧化をした地域の中で、近代公園制度というものが実質的に街の中に投影してきたということは事実ですし、彼我公園（注1）、港の見える丘公園、そして関東大震災のときには大変な被災をしたわけですが、その残渣で山下公園がつくられました。言ってみると、いろんな苦難を乗り越える都度、実は緑というものに着目してまちづくりをしてきたということがあるわけです。

ですから、数字の上から見れば、確かに横浜はまだまだ考えていかなければいけないところがありますが、実は迫り来る津波の勢い、開発圧という津波の勢いの強さというものを考えれば、実に健闘していると認識しています。しかも、そうした横浜を愛しているという気持ちで横浜みどり税につながって、具体的な施策を一つひとつやり上げてきた。そして、いつも市民、市民協働がそのエンジンになっ

ていることは非常にすばらしいと思います。実は「緑の都市賞」の審査をしましたのが、内閣総理大臣賞はご存じのように鶴見区の「みどりのルート1」（注2）でした。

【野村】あれはすばらしい取組ですね。

【浦井】あの鶴見区の「みどりのルート1」を見たときに、決して華々しくはないのですが、あの過酷な条件で市民の方がダンブカーやトラックのそれこそ圧力に押されながら、わずか30センチや20センチの隙間を見つけてはそれを緑でつないでいき、同時に様々なファーストフード店があるとカレストランがそうした動きに協力して、また地主の方も協力して、一連の緑のネットワークをつくったというのは本当に高く評価すべきものでした。それで内閣総理大臣賞となったわけですが、そういうことも含めて考えていけば、やはり横浜のレジスタンスというか、迫り来る圧力に対して市民がエンジンになって、市が幹事役、調整役になっていく。農家の減少率や農地の減少率もここへ来てかなり平衡状態になってきたというようなことを考えても、なるほどこれまでの横浜市の施策は有効だったのだと感じています。

【野村】ありがとうございます。何か褒められてばかりで恐縮してしまいますが、ご指摘の部分、特に市民力という部分と、戦略的な視点でどうやってこの巨大な人口を抱えている横浜の中で緑を残し続けるのかということについては、悪戦苦闘しながらもこれまでの流れを壊さないように、私たちも頑張ってきたつもりです。そして、これからどういふふう緑の取組を進めていくかということについては、実は課題認識も相当持っていますし、課題があるからこそ、横浜市の「中期4か年計画」の戦略の中で、『花と緑にあふれる環境先進都市』を掲げています。そのことについて一番認識を強く持つて私たちがリードして

■横浜の緑を残す市民力と戦略と

【野村】ありがとうございます。

く、実は知らない方もいらっしゃると思います。ですから、これはどこの自治体も同じかもしれないですが、緑の大切さ、必要性をどうやって知ってもらうかが私たちの最大の課題であると捉えています。小さいお子さんから高齢の方、子育てで忙しい方、いろんなライフステージの中で、緑の大切さ、取組を理解し、共感し、行動してもらうことが私たちの最大の課題の一つだと思っています。その面では、みどりアップ計画でも市民力といえますか、そういった点は大切にしています。

【浦井】しっかりと位置づけていますよね。

【野村】はい。もう一つ、別の切り口になりますが、残している緑をどう維持するかという管理の問題があります。緑も生き物ですので放っておくとどんどん劣化もしますし、人間と同じで手入れをしないと里山もいものにならないです。手入れをする、森林の保全という課題が、横浜にもあります。民有地が市有地かは別として、その緑をどう残すか、どう維持するか、樹林地だけではなく、実は街路樹も公園もそうです。横浜には2700近くの公園

がありすが、その公園の緑が20年、30年経つと巨木化し、それをうつつうしいと感じる人もいらっしゃるようです。

【浦井】難しいですよ。緑はほしいけれども、落ち葉は嫌だと言う人もいらっしゃるすし。

【野村】そのような人たちも、夏の暑い日には無意識に木陰で話しているかもしれない。基本的なことを知っていただくという中には、木陰があることの大切さ、そうしたことも重要な要素としてあるかもしれません。

もう一つは緑の意義ですが、やはり郊外、人口がそれほど多くないと、人口が割とでは重みが違う部分があるように思います。緑が晴れている日の安らぎの場になるだけではなくて、ひとたび大雨が降ったときには、その下流への流れを緩やかにする役割を果たしたりします。15年前になります、平成16年の台風の際に、帷子川は分水路が完成していたので大丈夫だと思っておりましたが、10月に2回台風が来て、台風18号のときに帷子川がオーバーフローして横浜駅が浸水して、地下室が水で埋まってしまったということがありました。地

下街には入らなかつたのですが、あのときに一人でも地下室にいたらと思うとぞっとします。

【浦井】 鶴見川は、日産スタジアムのところでかなり大きな調整のための遊水池がありますが、帷子川はそういうことが土地利用上からできないですものね。

【野村】 そうですね。横浜駅周辺については別ルートで水を運んで海にポンプアップして出すという新しい考え方を併せて、上流域で緑を残すということでの街をしっかりと守る、私たちの日々の生活を守っているということを守りインフラ（注3）という概念でしっかりとつないでいこうと思つています。18の土木事務所の職員とその話をしていたら、彼らの発想で、身近な公園の中に保水・遊水性のあるようなものを入れたり、歩道の中にそれを入れたり、いろんなアプローチで取り組んでくれています。

【浦井】 みなとみらい地区でも取組をしていますね。

【野村】 はい。グランモール公園の再整備で行いました。このような取組を市民の皆さんにお示しして、水のたまり具合の違いを実感してもらえ

ればと、そんなこともしています。

■横浜の課題

【浦井】 わかりました。先ほど私は横浜市にエールを送りましたが、課題についてのお話がありましたので、課題のところでは少し厳しめなコメントを述べさせていただきます。

先ほどもお話をしましたが、横浜市の努力は多しなながらも、やはり国際的な都市間競争の中でどう打ち勝っていくかということについては、これ以上緑を減らさないということが一つ。それからもう一つ付け加えておくならば、それは横浜の脆弱さへの対応です。緑の創生ということについてはかなり熱心に取り組んでいることは確かですが、特に海岸部、港湾部については大変な努力をしています。自然の緑のみでなく、人為的に公園緑地で緑の量を増やしているということもしています。一方では非常に脆弱と言えます。その脆弱さというのは、一つは内陸からの水の圧力、それからもう一つは、震災時の海からの水の圧力、この二つをまともに受けるという可

能性があるということについて私は懸念を持っています。

緑の効用というのは二つに分かれるのですが、一つは言うまでもなく市民の皆さんが日常の生活を豊かにする、ライフスタイルの展開の場としての「利用効用」。しかし、もう一つの隠された効用が実は重要で、それは一体何かというと、普段は気がつかないんですが、何かのときに初めてああそうかと思う「存在効用」。この「存在効用」と「利用効用」がいかに共存するかということが私は非常に重要だと思つています。先ほど農林地の話がありました。それはまさに横浜市が「存在効用」ということに着目して、その戦略的な効果ということを十分認知しているということだと思います。

それからグリーンインフラについてですが、これからのインフラは、官・公がつくつていくインフラというのだけでは事足りない。そのインフラに市民が、自らの生活基盤だという認識を持ってその維持に参加していくのかということがすごく大事です。将来の市民の義務につながっていく可能性もあると思います。市民という言葉は、城壁の中に逃げ込むことができる



のが市民の権利で、そのかわりに、城壁の中に一旦逃げ込んだらみんなが敵と戦うという義務が課される。そういう意味を持っていました。

今、迫り来る地球環境の悪化というものは、自分たちのライフスタイルの延長線上にあります。跳ね返すというのが「緩和戦略」（原因となるものを削減する）、備える戦略というのが「適応戦略」（影響を最小限に抑える）とする、これからのように「緩和戦略」から「適応戦略」に切り替えていき、その戦略を自分のライフスタイルそのものの中に備えていくということが必要だと思つています。例えばごみ問題にしてもそうですし、ありとあらゆる問題が

「適応戦略」の方向に行かなければだめだと思つています。そういつたときに、やはり横浜にある農地、樹林地も含めた緑というのは、それらの「適応戦略」の大きな戦略的素材となります。しかも、横浜の場合には、そこに市民協働というものがある。これも重要です。これを社会システムにしていくってコミュニティの連携や、人と人のつながり、自然と人とのつながり、そして緑は結び手という考え方が、要するにその結節点を束ねていくという機能を持つことがグリーンインフラの非常に重要なのではないかと思つています。そうでないと、横浜の脆弱性をカバーするというところもなかなか動いて

いきません。

横浜では下水道を先進的に74ミリに替えているところもありますが、市全体をそうするには財政が追いつかないと思います。そうであるとするば、自宅の中の雨水は自分の自宅の庭で処理しようとか、様々な形でもっともっと積極的にそういった施策を講じていくべきなのではないかと思えます。それが一つのモデルになって、全米で最も住みやすい都市と言われているのがご承知のとおりポートランドです。横浜市はピースランドの縁でポートランドとは非常に縁があるようですので、モデルにしながら考えていくこともできるかもしれません。

す。そういう気持ちで取り組んでいます。

実は先生もご存じのとおり昭和30年代に地域の公園は地域のもの、地域の財産なんだということでも全国で初めて、横浜市で公園愛護会ができています。長い歴史の積み重ねもあり、会の結束力もありますが、高齢化ですとか、次の世代が入ってこないとか、そういう悩みもあります。先ほど冒頭にお話をしましたが、緑地の保全も、そこを守ろうというNPOの皆さんや地域の皆さんがたくさんいらっしゃって、それで緑地管理の計画をつくって行ったりしています。これを更にグレードアップするにはどうしたらいいのか、そのためのコーディネート役として横浜市は何をすればいいのかということは何年も議論を重ねながら進めています。グリーンインフラという言葉は全く使っていないんですけど、みんなが支えるインフラだということ、同じことをやってきているように思います。

【浦井】昔話に必ず出てくる、「おじいさんは山へ柴刈りに、おばあさんは川へ洗濯に」は、これは世界最古の環境教育だと私は言っています。なぜかという、腰痛や

関節の痛みにも悩まされたおじいさんが、それでも毎日山に行って手を入れる。おばあさんはあかぎれや神経痛があつても冷たい川に入って毎日洗濯をしている。これは一体何かという、日本の自然、とりわけ里山は手を入れることが重要で、この手を入れることが再生循環の大きなエネルギーになる。毎日洗濯しているのは、湿潤な風土だからすぐに病気になるやすい、衛生条件も保たなければいけないから。だから子どもたちもおじいさん、おばあさんを助けないさい。これが教え、まさに教訓です。先ほど緑は結び手と言いましたが、グリーンインフラは社会システムであるべきで、インフラであるがゆえにそこに参加ができ、おじいさんが山へ柴刈りに、おばあさんが川へ洗濯にという話と一緒に、個人の幸せも共体の幸せも、その部分はニアリーイコールで共有できるものです。社会的価値を共有できることがすごく重要ですし、人と人とが縁を介してつながることによって、例えば高齢者の見守り、あるいは犯罪の防止、防災の対応など、そうしたものにも必ずつながっていくと思います。私はいつも、「祭り」は防災の日

常の訓練、平時の訓練なんだと言っています。つまり、その狭い路地にあれだけの人が集まることはない。あれだけの大きなものが動き回ることはない。「祭り」という異常事態をつくり出し、それを経験することによって、それを安全でしかも問題がないように、地域の人たちがみんな役割を担ってその「祭り」を催行するわけですよ。ですから、「祭り」はある種の平時の防災訓練というふうには言っています。しかも、「祭り」は自然をリスクするということにも非常に密接です。

■国際園芸博覧会に向けて

【浦井】上瀬谷での国際園芸博覧会の話にも少し触れてお

きたいと思います。グリーンインフラや、緑が結び手となること、例えば都市経営ということを考えたときに、今までのアーバンズムの延長線上でのアーバンプラン。つまり、上位計画がありきで、それに基づき下位計画を決定するというプロセス。具体的には、広域的な都市圏、そして都市、街区、街区から近隣区というふうにならざる順序立てて計画するのが常識でした。なぜならば、都市は生産拠点であり、それに即した合理的形態を持つ必要があったからです。しかし、果たしてこれからの都市計画はそうした上位から下位へといったアプローチでよいのでしょうか。暮らし、そしてライフスタイルの中からビジネスが生まれるという時代に。であればこ



そ、多様な個性豊かな近隣の秩序ある集合体。それも、個性を持ちつつも社会的共通価値については通底している。ある種にライフスタイル・コンセプトに基づいた都市の姿が望まれるのではないでしょう。多様性を尊重し、パーソナルアイではなくてフィッシュアイ、場合によるとドッグアイの視点からこれからの都市経営を考えることが、暮らしの魅力や、創造性を重視した都市の姿を生み出し、それがやがては経済力にもつながってゆくような都市像が思い浮かびます。近未来は、少子・高齢現象に晒されて厳しい財政事情が続かざるを得ないと予見されます。また、そのほかにも多くの社会課題に都市が晒されることでしょう。それに対して公共の力だけで、個々の課題に対応するということは無理があると思います。市民が、先ほどお話しした権利と義務に目覚め、ある範囲の社会資本の維持や更新にまで、自分の属性としてのそのまを愛すればこそその内発的責務から都市に対し責任ある行動をとり、且つ担う。そうした契機に緑を位置づけ、新たな市民活動の原型。楽しみと共に自らの都市を愛する故の行動モデルを花や緑

を媒介に展開していく。これを上瀬谷において何かできないものかと思っています。しかも上瀬谷には広大な優良農地があります。これまで農地と都市は彼我の遠いほどの距離がありました。私たちにとっては、食料供給の機能としか捉えられていませんでした。しかし、これからの時代は、必ず自然界のリリズムに溢れた農的な生活と、IoTが介在したバーチャルな都市生活の双方がともに大切な時代となるのが何となく予見されます。あのエネゼーロハワードがおよそ100年も前に田園都市論で述べた「都市の矛盾、農村の矛盾がない田園都市」こそが、コンパクトシティと併存する新たな郊外の役割ではないでしょうか。そこに生産緑地法の改正、つまり2022年問題が大きな課題として我々に迫るのです。それは、農地を都市にどのように位置づけるのかという戦略的に非常に重要な問題であり、横浜にとつて深刻な問題です。2022年問題を考えてみたときに、農地をきちんと緑地の体系としてどのように位置づけていくべきなのかについて、今から準備しておくかといけない問題だと思っています。

【野村】非常に重要な課題ですね。
【涌井】実はこれからコンパクトシティという方向が明確に出てくると思っています。つまり都心集約型の人口形成になっていくことですが、横浜もおそらくそうでしょう。中心市街地の人口密度がどんどん上がっていく。それは生産性の向上のためで、それはそれでいいのですが、その結果、一方では広大な空閑地をどうマネジメントするかという課題が出てきます。そして、その土地を持っている人たちが損だと思わないような、そこそこで新たな不動産価値があるんですよというような、そういう仕組みが必要になってくると思います。場合によっては、横浜市の中心市街地に3日間住んで4日間は上瀬谷の辺りの田園居住を楽しむということだとして十分に考えられます。ライフスタイルの多様化というのはそういうものを呼ぶのだからと思います。それからもう一つ、知財を中心にした、ものをつくるのではなくて知恵をつくるという方向に都市の機能を特化させていくことは、特に先進国の場合にはそういう可能性が非常に高いと思いますが、こ

のデジタル的で、知財をクリエイションしていくというのは、実は大きな社会問題をも一つ抱えることになりまます。それは一体何かというと、ストレス障害です。そういった経済が伸びれば伸びるほどストレス性の疾患を持った人たちが増えていく。日常の安らぎという言葉よりもっと深い意味だと思えますが、その人たちのクリエイションとかイノベーションを助けるという意味で、緑地は非常に重要になると思いますし、ひよつとすると農的なライフスタイルというのは、すごくその人たちを助けるかもしれません。横浜市がイノベーションシティであれクリエイションシティであれ、そういう方向を目指せば目指すほど、実はこの辺りが意外に重要なサポート要因になっていくという可能性ががあります。そのようなことを考えていくと、緑というものを多面的に評価し、それをグリーンインフラという言葉の中でくくって、社会システムというところまで持つていける可能性があるので、横浜かなと思っています。それを何とか上瀬谷の花博で、市民協働で新たな世界をこしらえて、協働していいよねというのができ

ば、先ほどお話しした「祭り」が平時の防災訓練というところともつながりますが、祭りを通じて都市経営をみんなはどう担っていったらいいのかということにつながっていくのではないかと考えています。
【野村】ありがとうございます。先生からすごくわかりやすくお話をいただきました。実は私たちは、2026年の花博に向けてガーデンシティ横浜を目指し、そして、ガーデンネットワークというリーディングプロジェクトを毎年つなげながら花博につなげていくという言い方をしています。ガーデンネットワークについては、ネットワークという言葉のとおり、拠点だけではなくて、横浜市全域でつなげていく、まさに花と緑のネットワークということをやっていますので、先生のお話ともつながりますが、では現実的にはガーデンネットワークはどういうことをやるかというところ、例えば山下公園や港の見える丘公園、グランモール公園とか新港中央広場といった拠点をどうやって、拠点の間はどうするかということがあります。全国都市緑化フェアのときは日

本大通りにどーんと花をつくって、とてつもないぐらいのレベルになり、皆さんも驚いていました。

【涌井】もう二度と日本全国で緑化フェアができないんじゃないかぐらいのものでしたね。(笑)

【野村】 私たちもそれで目標が高くなってしまいました。

(笑) 去年のガーデンネットワークをスタートした2年目、つまり全国都市緑化フェアではないときには、あそこまでやらないまでも、日本大通りのイチヨウの下に花を植えたりましたのですが、それぞれの場所でみんながプランターを置けばまさにネットワークとなり、それを全てのエリアでやればすごいことになります。

【涌井】 鶴見の「みどりのルート1」ですね。

【野村】 はい。例えば、それが箱根駅伝のルートに沿ってずっとあれば、箱根駅伝の選手は、何で横浜に入ると花が咲いているのだらうと思うと思います。市民が実感できる花を市民がつくる、そのような考え方をつなげていくことが、実は花博につながっていくように思います。「地域緑のまちづくり」という形でそのような活動を支援する制度はつくっていますが、もっと

広げていきたいと思っています。

【涌井】 国際園芸博覧会は、未来のライフスタイルみたいなものを提示できると非常によいのではないかと思っています。特にグリーンインフラでやるとか、緑の存在効用を可視化するか、日本では利用効用はみんなわかっていますが、存在効用の可視化というのはなかなか分からない。そういうことによつて新しいライフスタイル、横浜らしいライフスタイル提案ができればよいと思います。瀬谷に行くと、丹沢まで景観を遮るものが一つもないですね。冬には富士山が本当によく見えます。川もありますし、美しいグリーンインフラ、美しいグリーンインフラで可視化ができればいいなと思っています。

—— それでは、そろそろ時間となったようです。

【野村】 本日はありがとうございました。

【涌井】 ありがとうございます。



(注1) 彼我公園

明治9年に開園した横浜公園。外国人と日本人が共同で使用する公園であったことから、当時「彼我公園」(ひがこうえん)と呼ばれた。

(注2) 「みどりのルート1」

国道1号線沿いの団体と周辺の居住者からなる「鶴見「みどりのルート1」をつくる会」が沿道約1kmにわたって店舗の駐車場や壁面に緑を作っている緑化活動。第38回「緑の都市賞」で最優秀となる内閣総理大臣賞を受賞。

(注3) グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本。

「共感を軸にした三方よし」で、持続可能な地域コミュニティを推進

～自らの地域活動19年と行政での経験から得た気づきから～

大木 節裕
南区長

1 はじめに「現場・地域
目線の経験を、地方行政の
仕事にどう活かせるか

私は、区役所で地域支援の仕事に5回11年間携わって来たが、29年前の戸塚区在勤時、地域運営で有名な「ドリームハイツ」の活動に出会い、身近な課題に地域の人達が横につながり自主的に活動しているのに感動し、「共感」のもつ力を体感した(注1)。

この体感が原動力となり、地元泉区の地域住民として、市立いずみ野小学校のPTA会長やおやじの会の立

ち上げから関わり、青少年指導員も務めるなど地域活動に19年間携わって来ている。

いずみ野小では、農体験や食育の授業のため、農家も地域も、リタイア層から若い世代まで学校を応援する活動が、40年前から世代を繋ぎ続けている(注2)。

この中で、我が子の成長とともに関わって来たおやじの会(いずみ野サポーターズ(注3))では、保護者が子どもと一緒に農家や教職員との楽しい共通体験を通じ、地域活動の担い手・後継者を輩出している。近年、いずみ野小の食農教育は地産地消を進める企業も呼び寄せ協働するなど、横浜市と相鉄グループが進める「環境未来都市相鉄いずみ野線沿線プロジェクト」の中でも注目される取組となっている。

高度成長長期に大都市となった本市は、少子高齢化の進展に加え、今後は人口減少が見込まれており、団塊の世代が75歳を超え2025年問題も間近に迫りつつある。また、住宅地も老朽化し防災防犯も問題とな

るなど地域課題の複合化・深刻化が予想される中で、地域の共助の担い手として地域コミュニティの重要性が叫ばれて久しい(注4)。一方、地域コミュニティ自体は、担い手後継者不足や若い層の地域への関心低下など、活動の継続についての課題が深刻化している。

この中で、長年の地域活動の実践者としての立場と、南区長として福祉保健センター担当部長時代も含めた5年間の関わりを踏まえ、経験から得られた気づきを集大成として報告したい。

2 経験を踏まえての私の基本的考え

(1) 共感の土台づくりによる「持続可能な地域コミュニティの形成」

日々の実践を通じ、活動する人達が意欲を高めながら活動を上手に継続するには、共通の知恵や工夫などの経験知があることに気づいた。

地域活動は、地域の魅力や資源と課題を共有できるよう、人と人がゆるやかに横につながりながら対話を

重ね、共同で小さなことから実践し振り返る中で、共感と信頼を積み重ねながらの好循環を持続できることが大事である。

地域活動を持続できるための動機付けの要因の元には「共感」がある(図1)。共感が生まれるに際して、その土台には「個人の楽しみややりがい」や「地域のつながり」がある。これらは、個々人が自然発生的に取り組むことができるが、一方「地域貢献」は、課題の共有や使命感といったもので、行政が意図して縦割りに働きかける側面が強く、負担感ややらされ感に繋がりがやすい。土台がしっかりしていないと、行政がどんなに働きかけても継続しにくい。地域の実情に寄り添った働きかけが重要である。

個人のやりがいの尊重と顔の見える関係のつながりを土台とし、立場の異なる住民の相互理解や地域に関心を持ち既存の活動の良さに共感し合い、活動間のつながりを広げつつ次世代後継者を育成する等、「地域の共感の基となるやりがいやつながりの土台(※社会関係

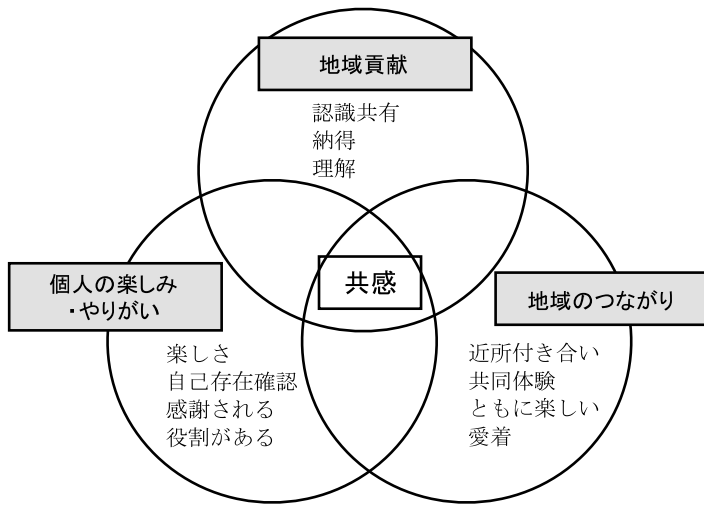


図1 地域活動の動機付けの要因

資本)を基盤に、地域の意欲を、近江商人の「三方よし」のように、複数関係者・目的にとつて相乗効果を持ち好循環できるように高める、持続可能な地域コミュニティに向けた支援」が重要と考えた(注5)。

(2)「共感を軸にした三方よし」好循環のための要点
地域の共助を行政が当たり前のように当てるに

で、行政組織の縦割りの課題に依りて単一目的・成果を追い、ほぼ画一的な制度で事業費投入し短期的に成果を求める既存の手法の課題が深刻化している。

今後は、既にある地域の良い知恵や工夫など経験知に学び、地域の意欲と持続性を高める支援が求められる。また、地域の視点に立てば、地域の生活課題は多面的・重複的で施策を横繋

ぎすることが求められる。小さなことから始め次世代後継者育成まで視野に、社会問題の予防的な側面を重視し、様々な相乗効果の好循環を生む方策が必要である。

要点を次の4点に整理した。

①地域の意欲と主体性を軸に、相互のやりがいやつながりの深まり広がり等地域の共感・信頼の風土の土台(※社会関係資本)の共感満足度を取組の基軸に据える。

②地域の弱み(課題)だけでなく、既にある地域の強み(魅力・資源・人材・活動・良い知恵や工夫等)を活かし、解決手法は地域毎のオーダーメイドで柔軟に立案する。

③地域の次世代後継者の育成まで視野に、地域活性化・教育・産業・福祉等多面性・重複性のある複数関係者・目的にとつて「三方よし」の相乗効果があるように取り組む。

④お互いの出会いと相互理解、共感・満足感から始まる小さな共同の実践を尊重して好循環を積み重

ね、地域活動の共感・満足度のPDCAを回す協働社会実験型で取り組む。

3 南区の歴史や風土のなかでいかに進めるか

南区は、下町情緒溢れ人情味が豊かな古くからの町で、災害や福祉などいざという時に大切な「日頃からの顔の見える関係」、まさに「地域の共感・信頼の土台」が風土として、自治会町内会を始め地域の方々の不断の努力で積み重ねられている素晴らしい町である。

一方で、少子高齢化・人口減少の進展、老朽化が進む住宅密集地の防災対策や、様々な困難に直面する方々も多いなどの課題がある。こうした中、担い手・後継者の確保や、若い層の地域への関心の向上、取組意欲の継続など、地域の活動を継続できることが大変重要である。

南区役所は、地域の活動を進める方々に寄り添い地域の良さを生かしながら課題に取り組めるよう、各課の「横のつながり」を深め地域

との「共感と信頼」を育みながら、地域の応援を積み重ねていくことを平成28年度から区政運営方針に掲げた。取組の核に「地域の力」を位置付け区役所全体で応援を心がけてきた試行錯誤の中で、特徴的な取組を以下に記載する。

(1)ちよつとした助け合いから始める好循環づくりの運動

①横のつながり活動の呼びかけと、地域の力応援事業の新設

区役所全体で、地区や個人の支援業務か窓口業務かを問わず各課が助け合い共同する組織風土の醸成のため「横のつながり活動」を進めた。これと併せて、「地域の力応援事業」を平成29年度に新設し、「区役所全職員への地域支援研修」をはじめ、「地域の好事例を紹介する冊子(キラリ)等の情報発信」「人口動態や資源など地域別データ集の地域への情報提供」「コーディネート派遣事業(30年度)」を、地域の共助を応援する土台の取組と位置付けた。

現場・地域目線での連携

の事例や地域の情報の共有などを通じて、職員の意識醸成を図りつつ職場横断的な連携の組織文化を育てることは時間がかかるが大切だと考えた。

②地域の工夫をソーシャルマガジン「キラリ」で発信、区役所も学ぶ

地域で活動意欲を高める好事例は、既に地域で様々なあり地区懇談会などで多数確認されたことから、創刊した冊子「キラリ」や広報区版一面で他の地区の参考に情報発信した。

例えば、子どもが楽しく参加できるよう工夫しその影響で親も参加して盛り上がる防災訓練や、子ども会と連携し高齢者の見守りにもなるハロウィンイベント、小学校おやじの会が学校や連合町内会と連携しての防災体験キャンプなどがある。子どもや食などを媒介に多面性・重複性をもつ共同作業を通じて、担い手の確保や若い層の地域への関心の向上にも役立ち、互いに負担感少なく楽しい活動として継続している。これらを通じて、区の職員自身も共感し、自らの仕事への学びになるこ

ともねらいとした。

③「地域の力を応援する事業の工夫」の設定

地域の良い取組に学ぶ中、平成30年度予算から、各課の本来業務で地域の力を応援できるちよつとした工夫を進める「地域の力を応援する視点での事業の工夫」を設定した。

例えば、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたおもてなしの美化活動で地域・学校・事業者の輪を広げる「つながり清掃ウォーク」（地域振興課×資源循環局南事務所×南土木事務所×福祉保健課×子ども家庭支援課）、介護予防ボランティアと公園愛護会等の連携による脳トレウォーキングの推進（高齢・障害支援課×南土木事務所等）など、清掃や愛護といった地域に既にある取組や関係性など資源を活かし取組意欲を向上できる工夫をした。

なお、平成28年度の地区懇談会の「住民満足度アンケート」実施（後述）など、参加住民や担い手の満足度及び職員自体の満足度も併せて振り返り次に活かす工夫を進めた。

④地域と学校や市民利用施設との連携の推進

学校は地域の拠点であり、日頃からの清掃や花壇の整備等美化活動や運動会・祭りなど、子どもたちを軸にして既に地域と学校が互いに支え合う取組の積み重ねがある。これらを区役所内で情報共有し、平成30年度から「地域と学校の連携促進事業（地域の力を応援する事業の工夫）」を設け、学校と地域の双方に相乗効果があるような取組を支援している。

また、コミュニティハウスや地区センターなどの施設も、住民が地域に関心を持ち気軽に参加でき、つながりや担い手に繋げる地域資源として重要である。施設間連携事業（まるごとみなみ）では、コミュニティハウスなどにも地域の活動支援を働きかけ、新設のコーディネート派遣事業の派遣先とした。

また、蒔田コミュニティハウスでは、平成30年4月の指定管理者更新を契機に地域活動支援の自主事業に取り組みだしている。

⑤地域の取組に寄り添うための区役所各課や関係機関の連携促進

地区懇談会等に関心の高い防災や福祉の取組にあたり地域へ寄り添った連携を心掛けた。

自治会町内会毎の災害時要援護者名簿の取組支援は、206自治会町内会中140自治会町内会で情報共有方式での協定締結に繋がったが、高齢・障害支援課、総務課、福祉保健課の3課が連携し、出前講座等での丁寧な対応や名簿活用方法の事例紹介が好評を得たことが貢献した。また、地域包括ケアシステムの行動指針策定にあたり、区社会福祉協議会や地域ケアプラザとの連携により、全16地区毎に専門家や地域活動者が一緒になつて考える場を丁寧にした。

各地区では、例えば、永田みなみ台地区における、地域がESD（持続可能な開発のための教育）に取り組み永田台小学校等と連携して進める団地内空き店舗を活用した多世代交流拠点づくりでは、地域の10年近い地域福祉保健計画を通じた活動の蓄積に区役所関係課で、また、寿東部地区では、

多文化共生のまちづくりの取組を国際交流ラウンジや南吉田小学校と区役所関係課で、丁寧に連携し支援した。

(2)地域の力を応援する土台となる仕組みの充実（「地区懇談会等の場」、「地域福祉保健計画地区別計画」と「地区担当制など地域支援体制」）

運動の継続に向けて、次の三つの取組の相乗効果を図るべく試行錯誤を積み重ねている。

南区の「地区懇談会」は、連合自治会を始めとする地域と区役所が膝を交えて対話する場として50年継続し、区も連携しながら地区の自主性を尊重して開催している。平成28年度から区からの働きかけで地域の共通課題を議論する場に改めて位置付けた中で、地域が進めている取組の工夫・力を入れていく活動の発表や、PTAなど若い世代の参加、グループ討議の導入などが進むとともに、参加者住民満足度アンケートでも、満足度や満足が67%（28年度）↓79%（30年度）と高まっ

ている。終了後には、地域力推進担当が地区連合町内会長等と率直な振り返りを行い次に繋がるよう工夫を重ねている。

担い手後継者の確保や若い層の地域への関心の向上、多世代の居場所づくり、防災と災害時要援護者支援などのテーマが多く選ばれる中、自主的な取組に繋げる地区も増えている。「地域の力応援事業（前述）」や「ちからアップ等補助金」、「地区単位で取り組む」南区版「地域づくり大学校」、「施設間連携事業」等を活かし支援を図っている。

また、地域福祉保健計画地区別計画は、地区社会福祉協議会を中心に振り返りの会で進捗共有を図りつつ推進している。近年、地区懇談会でよく話題に出るような多面性・重複性のある生活課題が増える中、連合自治会、学校、施設、事業者、さらに介護予防・生活支援サービスや子どもの居場所づくりの団体等とのつながりも進みつつある。平成31年度からの次期計画策定で、緩やかなつながりが地域の実情に応じさらに広がる工

夫の積み重ねが大切である。

さらに、南区は、平成28年度から地区担当と地域福祉保健チーム（含む、区社協・地域ケアプラザ）を基に地域支援体制を位置付け、翌年度に災害時要援護者支援の推進に地域防災拠点参与を含めた。地区毎の情報共有から始めよう課題解決に繋げるか、次期地域福祉保健計画の策定推進に備えた体制の充実を進めている。地区担当の担える役割や、事務局課の連携、業務所管課の連携、各課の地域の力を応援する視点での事業の工夫が重要である。

4 現場・地域目線での好循環への期待と 横浜市中期4か年計画

地域の経験知に学ぶ運動を南区で足掛け5年間進め、中、職員がちよつとした工夫を既にまたは新たに様々な場面で進めていることを、地域の方々の感謝や評判の声から聞き頼もしく感じている。と同時に、さらなる好循環には、地域の知恵や工夫など経験知に職員自身が自ら気づき納得して行動

できる、時間をかけた積み重ねが必要と再認識した。

その上で、日本最大の基礎自治体において、区職員の現場での努力を裏切るものにし、区役所をさらに「地域協働の総合支援拠点」として充実させるためには、区局を挙げて、地域の知恵や工夫など経験知を学び合うことが大切だと痛切に感じる。それは、区局長の率先垂範による、一人一人の意識と小さな連携の積み重ねから始まると思う。

そうした中で、新たに策定された横浜市中期4か年計画2018―2021では、基本姿勢に、「地域コミュニティの視点に立った課題解決」として「区局が連携し、地域において様々な取組を進める方々に寄り添いながら、地域コミュニティを支える取組を進めていきます。」と記載された。その上で、行政運営5「市民の視点に立った行政サービスの提供と地域との協働」で、目標に「持続可能な地域コミュニティの実現」が、また、政策33「参加と協働による地域自治の支援」の主な施策に「地域のつながりづくりのた

めのコーディネート機能の充実」が掲載された。

基本姿勢や取組について、私もその一端に関わった庁内の議論や調整に感謝するとともに、今後の地域支援の考え方や施策の具体化と庁内連携の仕組みの充実を期待したい。

最後に一言。私にとつて、地域活動の実践は、地方公務員として働く時に地域で活動する方々の生の感性に触れる体験として貴重であった。また、日本最大の基礎自治体として、地域の方々の経験知に学んで施策を進めることの重要さに気づく大きな財産となった。地元で、我が子をきっかけにおやじの会に参加したことが自然な入り口だったことが感慨深い。地方公務員は各人ができるやり方で良いので地域活動を体験することを大切にしたい。

注1 自主研究レポート（庁内連携による福祉のまちづくり研究グループ）

注2 ビタミンブック「横浜産 希望のピタミン」（市民活動の実践事例と考察）「食農教育40年が結ぶ、学校を核とする地域創生」いずみ野小学校・農家・地域の、共感を軸とする三方よしの次世代後継者育成）

注3 地域から築く「新しい公共」
注4 「大都市における地域自治―地域における「共」の内発性を基盤とする「公」の創造

注5 調査研究レポート（トップマネジメント研修の研修成果 Bグループ）

注6 2025年を展望した「持続可能な地域コミュニティ」の形成施策「共感」が生み出す「地域活動の好循環サイクル」を推進力に

注7 横浜市調査季報「18」 横浜市都市経営局 平成22年3月発行

●第180号(二〇一七年三月) 特集 震災に対する横浜の備え

- 1 はじめに 特集のねらい 編集部
2 対話・震災に対する備え 自助、共助の観点から 大木聖子、立花正人
3 東日本大震災以降の横浜の取組 小森勤
①危機管理アンケート調査結果について
②横浜市防災計画「震災対策編」の修正について
4 自助・共助・公助に関する取組 市民の防災力向上に向けて 和知治
①防災啓発パンフレットの作成・配布 小森勤
②横浜市民防災センターにおける自助・共助の普及啓発 楽しく学んで しっかり備える 宮川淳一
③住宅の耐震化を促進するための取組と今後の展開 兩宮寿親
④横浜市の地震火災対策 燃えにくいまち・燃え広がらないまちへ 森隆行
〈コラム〉地震による火災はこれで防ごう 感震ブレイカー 亀若智洋
〈コラム〉防災分野での国際協力 3F(ファイリピン・イロイロ)市での取組から 川口リ子
5 自助・共助・公助に関する取組 来街者、帰宅困難者に対する備え 日比野徹、安井豪
6 自助・共助・公助に関する取組 福祉、医療に関する取組
①地域ぐるみで災害対策 災害時要援護者支援の取組 角皆奈央子
②災害医療体制の強化 吉元景
7 自助・共助・公助に関する取組 地域での活動 瀬下英祐
①地域防災拠点運営委員会への支援
②自助・共助・公助に関する取組 地域のかかる組織への支援 花塚公祐
③自助・共助の取組を進めている地域の方に何う 平安町町会
④一本松まちづくり協議会
⑤グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ自治会 防災委員会
⑥河西英彦、米岡美智枝、横山清文、今井智子
⑦横浜災害ボランティアネットワークについて 吉野智洋
⑧被災者支援から感じた課題を中心に 三村英明、三浦大
⑨消防団の取組 西勝
⑩地域の初期消火力向上に向けた取組 大西勝
⑪横浜市水道局における震災対策 自助による飲料水の備蓄と共助による応急給水 寶子山豊
8 自助・共助・公助に関する取組 行政が取り組む備え
①公助の取組の実態 和知治
②横浜市の自衛隊との連携強化2016 三原光明
9 熊本地震で見いだされた新たな課題や望まれる支援
①熊本地震等の避難者対応から考える、首都直下地震への備えについて 石川永子
②レポート 熊本地震派遣職員報告会の内容を受けて 大矢直
10 自助・共助を支える行政の役割 鈴木卓、和知治
〈調査研究レポート〉
①横浜市の地域医療構想 1年を重ねても安心して医療を

受けられる横浜に 高橋幸男
②慢性期病床の機能向上及び病床転換における行政支援に関する考察 松村健也
総目次

●第181号(二〇一七年十二月) 特集 共生社会を考える 障害者差別解消の取組から

- 1 はじめに 特集のねらい 編集部
2 座談会 これまでの市の取組を振り返って 松島雅樹、山下優子、石渡和実、内嶋順一、柏崎誠
3 障害者差別解消法の施行と横浜市の取組 嶋田慶一
〈コラム〉障害者差別解消法の制定経過について 宍戸太郎
〈コラム〉数字でみる横浜市の状況① 中村剛志
4 座談会 共生社会を考える 何が求められているのか 池田信義、井上良貞、佐藤秀樹、和田千珠子、清水龍男、嶋田慶一
5 各区局の取組から
①聴覚障害のある方などを対象としたエレベーターの工夫 携帯電話のメールを活用して、より安全、安心に 荒明大輔
②区役所窓口における手話通訳対応の充実 打木真理、松浦拓郎
③障害者差別解消法に関する職員研修の取組 清水晋
〈コラム〉数字でみる横浜市の状況② 中村剛志
④障害者との協働による災害時要援護者支援啓発活動について 大木桂子、高嶋美穂子、栗竹史明
⑤障害者施設と連携した街区表示板点検・補修の取組 関弥生子
⑥「わたしは街のパン屋さん」の取組を通して 焼ききたてのパンはいかがでしょう 水口茜、大越恵
〈コラム〉障害のある人とのコミュニケーション 知的障害のある委員の会議への参加から 奈良崎真弓、永田孝、健康福祉局障害企画課
6 座談会 障害のある人となん人との交流を通じた新たな試み ONO LIFE プロジェクト進行中! 近藤絵美、小林由香里、前田昌宏、古川実利、太田未来、西上ありさ
7 横浜市の人権施策とは 北川隆範
8 福祉のまちづくり条例と障害者差別解消法 山田和子
9 これまでの障害者施策と障害者差別解消法 米澤宏彰
10 職場における障害のある職員への配慮
①知的障害者嘱託雇用の受入れ職場を訪ねて 石川葉月、浜田晶子、渡辺悠司、高木静男、岩間梓、江原剛、編集部
②今すぐできる配慮がある 聴覚障害のある職員と共に働く 萩原昌子
11 ヨコハマ・パラトリエンナレ2017を通して 栗栖良依、編集部
12 ウィルチエアーラグビー(車いすラグビー)チーム「横濱義塾」 更なる盛り上がりに向けて 月村安孝、山内翔太、藤井美佑紀
13 座談会 相談対応を考える 須山優江、大羽明明、鈴木敏彦、江原顕
〈調査研究レポート〉

サンディエゴ市における性的少数者支援 迎真里奈
総目次

●第182号(二〇一八年三月) 特集 データ活用を現在とこれから

- 1 座談会 自治体におけるデータ活用のあり方 村上文洋、山中竹春、岩崎学、小林一美
2 「データ活用」を取り巻く環境の現在
①いま、なぜデータ活用が求められるのか 社会の変化と国の取組 内閣官房情報通信技術(ICT)総合戦略室
②横浜市を取り巻く状況とデータ活用の現在 編集部
3 横浜市における取組
①エビデンスに基づく政策推進に向けた医療ビッグデータの活用 大山敏平
②データに基づく経済政策の展開 土屋秀子
③地域課題解決に向けた保土ヶ谷区版GISプラットフォームの取組 鈴木達也
④住民と共有・活用するデータ 瀬谷区地区支援を例に 松岡文和
⑤港北区におけるデータ活用の取組 大屋正信、亀田裕佑
⑥データ活用を支える取組 編集部
〈コラム〉横浜市市民データ活用推進基本条例の制定 編集部
〈コラム〉横浜市立大学(YCU) x データサイエンス YCUデータサイエンス学部が社会をリードする 奈良井聡
4 他都市に見るデータ活用の取組事例 中川雅也
①神戸市におけるデータ活用の取組
②佐賀県における統計データ等の利活用の取組について 佐賀県統計分析課
5 地方自治体の政策形成におけるデータ活用事例 津田広和
6 自治体におけるデータマネジメントの未来像 福田次郎
7 職員座談会 「職員から見たデータ活用の課題とこれから」 藤田豊、福島優、松岡文和、山中研、青野実、北聡子 編集部
8 おわりに 編集部
総目次

編集後記

今回の発行に当たっては、浦井先生をはじめ、市民推進会議の委員の方々、地域において活動をされている方など、多くの皆様にご協力いただきました。また、環境創造局政策課をはじめみどりアップ推進部や関係部署の方々には原稿の執筆など、多大な御協力をいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございました。あらためてお礼申し上げます。(小川)

今回の調査季報の作成に関わらせていただく中で、いつも何気なく身近にあるまちの緑は、守り育てていこうとする人たちの思いや様々な活動によって支えられていることを学び、緑がある生活は当たり前という考えを改めて感じさせていただきました。(雨宮)

編集・発行 横浜市政策局政策課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL. 045-671-2028
FAX. 045-663-1225

2019年3月発行
ISSN0387-8899
印刷/有限会社 ハマ印刷
500円(消費税込み)